＜パネルディスカッション＞
マイナンバー利用による行政サービス改革のあるべき姿と当面の取り組み「参考資料」

千葉市における番号制度対応状況と独自利用の可能性

平成 26 年 11月 14日

千葉市 総務局 情報経営部

【注意】本紙に掲載した内容は検討中のものも含みます。

目　次

Copyright (c) City of Chiba All rights reserved.

1. 検討概要 …… 3
（1）作業概要 …… 3
（2）検討項目 …… 4
（3）作業フロー図 …… 5
（4）作業スケジュール …… 6

2. 計画・準備（A） …… 7
（1）検討フロー …… 8
（2）基本方針 …… 9
（3）活用方針 …… 10
（4）庁内検討体制 …… 11
（5）庁内検討状況 …… 12

3. 情報連携システム構築（B） …… 14
（1）検討フロー …… 15
（2）情報連携インフラ …… 16
（3）情報連携インフラの移行 …… 17
（4）情報システムの改修 …… 18
（5）番号リストの持ち方 …… 19

4. 番号取扱事務移行（C） …… 22
（1）検討フロー …… 23
（2）検討範囲 …… 24
（3）進捗状況 …… 25
（4）対応アプローチ …… 26
（5）システム改修タイプ …… 31
（6）改修タイミング …… 33
（7）システムの調達 …… 35

5. 給与支払事務対応（D） …… 38
（1）検討フロー …… 39

6. 付番・宛名番号利用整理（E） …… 41
（1）検討フロー …… 42
（2）データクレンジング …… 45

7. 独自利用事務検討（F） …… 48
（1）検討フロー …… 49
（2）検討領域 …… 50
（3）活用案 …… 51

8. 関連条例整備（G） …… 66
（1）検討フロー …… 67
（2）PIAの対象範囲 …… 68
（3）第三者点検 …… 69
（4）実施プロセス …… 70
（5）PIA対応スケジュール …… 71

9. 市民への広報～番号カード交付（H）…… 80
（1）検討フロー …… 81
（2）市民への制度案内 …… 83
（3）個人番号カードの普及 …… 84

10. 留意点・課題 …… 88
（1）主な留意点・課題 …… 88
（2）検討・確認方法 …… 92
（3）国との情報確認・協議 …… 93

番号制度対応作業概要

Copyright (c) City of Chiba All rights reserved.

番号制度への対応作業を概略（下図：1～5）で示しました。図中のアルファベット（B～H）は、次頁以降の作業分類です。

1	他の団体と連携する情報を準備する	
C	番号取扱事務移行 ～システム改修	情報 / サービス

2	他の団体と連携するためのしくみをつくる	
E	付番・宛名番号利用整理 ～システム改修	番号
B	情報連携システム構築	収納庫 / パイプ

3	情報連携によるサービスを実現する	
F	独自利用事務検討 ～システム構築	サービス
D	給与支払事務対応 ～システム改修	サービス

4	必要なルールを作成する
G	関連条例整備

5	市民の理解を深める
H	市民への広報 ～番号カード交付

・番号で紐づけられた情報をサービスに利用する。

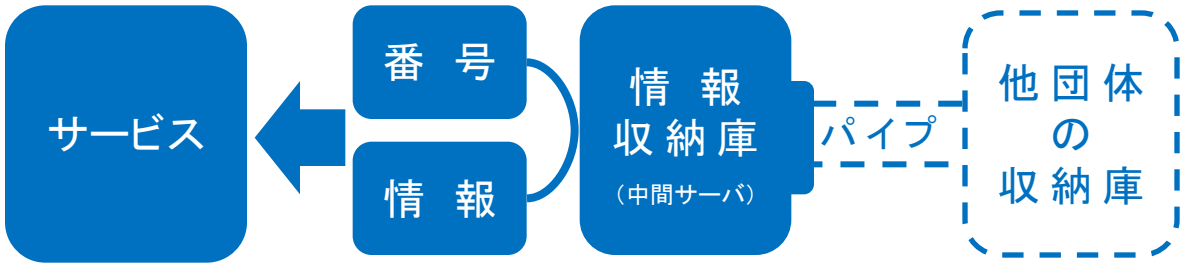

・情報は収納庫に保管し、他の団体もそこに照会する。

番号制度対応検討項目

Copyright (c) City of Chiba All rights reserved.

番号制度への対応作業として千葉市が実施中の作業項目のリストです。

	作業群名称	実施内容	重要事項	担当部門
A	計画・準備	番号制度についての情報収集を図ると共に、対応するための庁内体制を準備する。	・作業項目 ・スケジュール ・庁内体制	業務改革推進課
B	情報連携システム構築	情報連携のしくみを構築する。情報の蓄積や利用アクセスのしくみを含む。	・中間サーバ ・統合DB ・アクセス制御	情報システム課
C	番号取扱事務移行 ～システム改修	番号取扱事務について、適切な業務フローに移行すると共に、システムや規定を改定する。	・新規業務フロー ・システム改修 ・書式・規定改定	業務所管課
D	給与支払事務対応 ～システム改修	給与支払者として、番号制度に対応した業務フローに移行すると共に、システムや規定を改定する。	・新規業務フロー ・システム改修 ・書式・規定改定	給与課
E	付番・宛名番号利用整理 ～システム改修	番号利用について、共通番号と宛名番号の役割を整理した上で、住基及び宛名システムを改修する。	・番号利用方針 ・住基システム ・宛名システム	市民サービス課・ 情報システム課
F	独自利用事務検討 ～システム構築	自治体独自の共通番号利用事務を検討した上で、係るシステムを構築・改修する。	・新規業務フロー ・システム改修 ・書式・規定改定	業務改革推進課・ 業務所管課
G	関連条例整備	番号制度導入による個人情報の取扱いや業務の変更にともなう条例改正と新規条例の制定。	・個人情報保護条例 ・独自事務条例制定 ・関連条例改正	政策法務課・ 業務所管課
H	市民への広報 ～番号カード交付	番号制度について市民の理解を深めるとともに、番号カードへの申請を促す。	・広報活動 ・交付事務 ・カード利活用	市民サービス課・ 業務改革推進課

番号制度対応検討作業フロー図

（A3判）

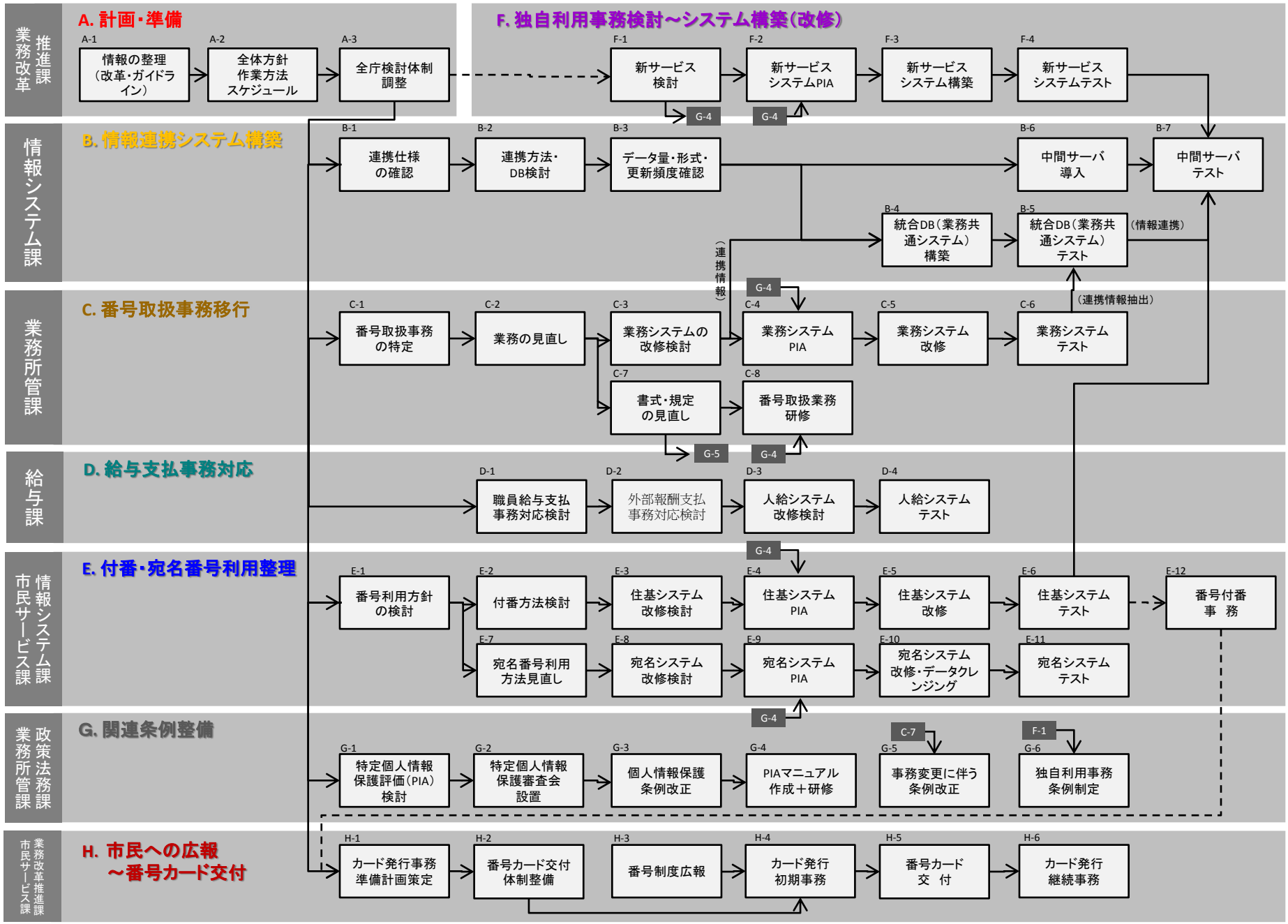

番号制度対応検討作業スケジュール

（A3判）

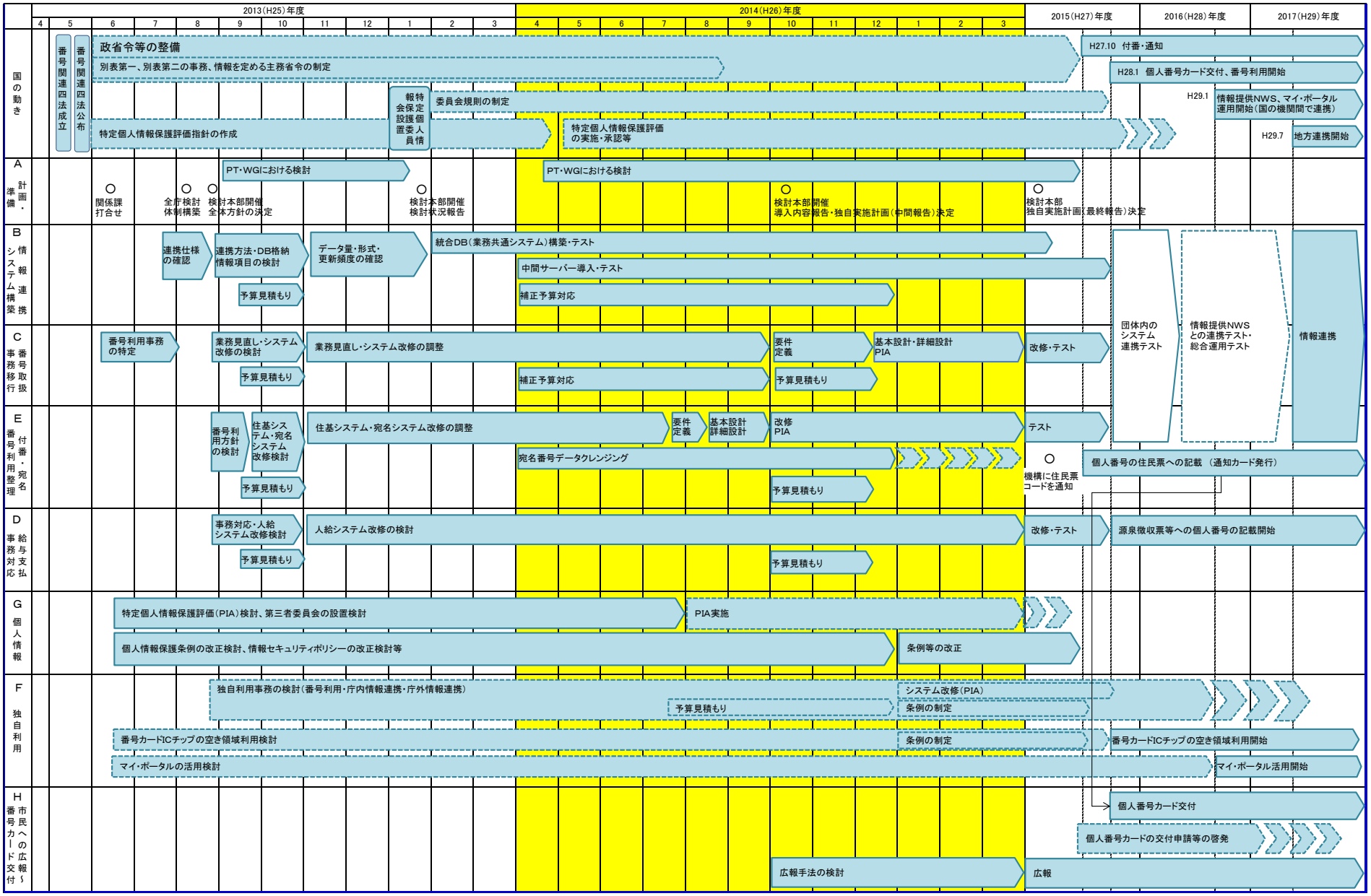

A 計 画

計画・準備

担当部門	業務改革推進課（番号制度対応主管部門）
実施内容	番号制度についての情報収集を図ると共に、対応するための庁内体制を準備する。
重要事項	• 作業項目 • スケジュール • 庁内体制

A 計画 検討フロー

Copyright (c) City of Chiba All rights reserved.

「A.計画・準備」の検討フローは、以下のステップを想定しています。自治体における番号制度対応の立上げ作業であり、作業や役割の確定などプロジェクト管理に重要なフェーズです。

A-1	情報の整理（改革・ガイドライン）	A-2	全体方針、作業方法、スケジュール	A-3	全庁検討体制調整
目　的	番号法の内容と、地方公共団体の責務について把握する。	目　的	制度に対応するために必要な作業項目と日程を設定する。	目　的	作業を推進するための全庁的な推進体制を組成する。
方　法	番号法及び関係する各種ガイドラインを入手し、内容を整理・理解する。	方　法	各種ガイドラインや自治体向け説明資料より必要な作業を洗い出すと共に、作業計画を策定する。	方　法	番号制度に関係する部署を抽出したうえで、検討のための全庁的な体制を組成する。
重　点 項　目	番号制度の理解	重　点 項　目	作業方法	重　点 項　目	推進体制
資　料	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） ・地方公共団体における番号制度の導入ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ【H25.8】 ・社会保障・税に関わる番号制度が情報ｼｽﾃﾑへ与える影響に関する調査研究【H25.5】 ・社会保障・税に関わる番号制度のﾏｲ・ﾎﾟｰﾀﾙに係るﾕｰｽｹｰｽ分析等に関する調査研究【H25.5】	資　料	・内閣官房「社会保障・税番号制度の導入が地方公共団体に与える影響について」【H25.3】 ・地方公共団体における番号制度の導入ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ【H25.8】 ・社会保障・税に関わる番号制度が情報ｼｽﾃﾑへ与える影響に関する調査研究【H25.5】	資　料	・番号法　別表第一 ・内閣官房「技術標準の検討に係る報告書」【H25.3】 ・地方公共団体における番号制度の導入ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ第1章【H25.8】
作成物	ー	作成物	方針、作業計画、スケジュール	作成物	推進体制図、作業項目・役割分担表

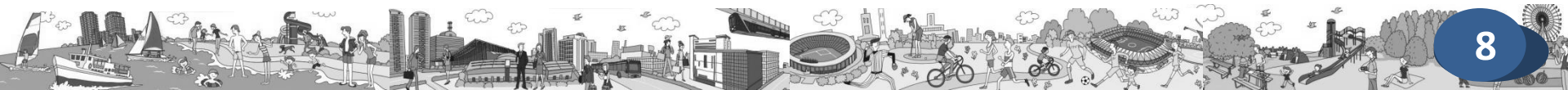

A計画 番号制度対応への基本方針

Copyright (c) City of Chiba All rights reserved.

千葉市は、「市民サービスの向上（市民の利便性の向上）」と「行政運営の効率化」を図る仕組みのひとつとして、国の共通番号（マイナンバー）を活用します。

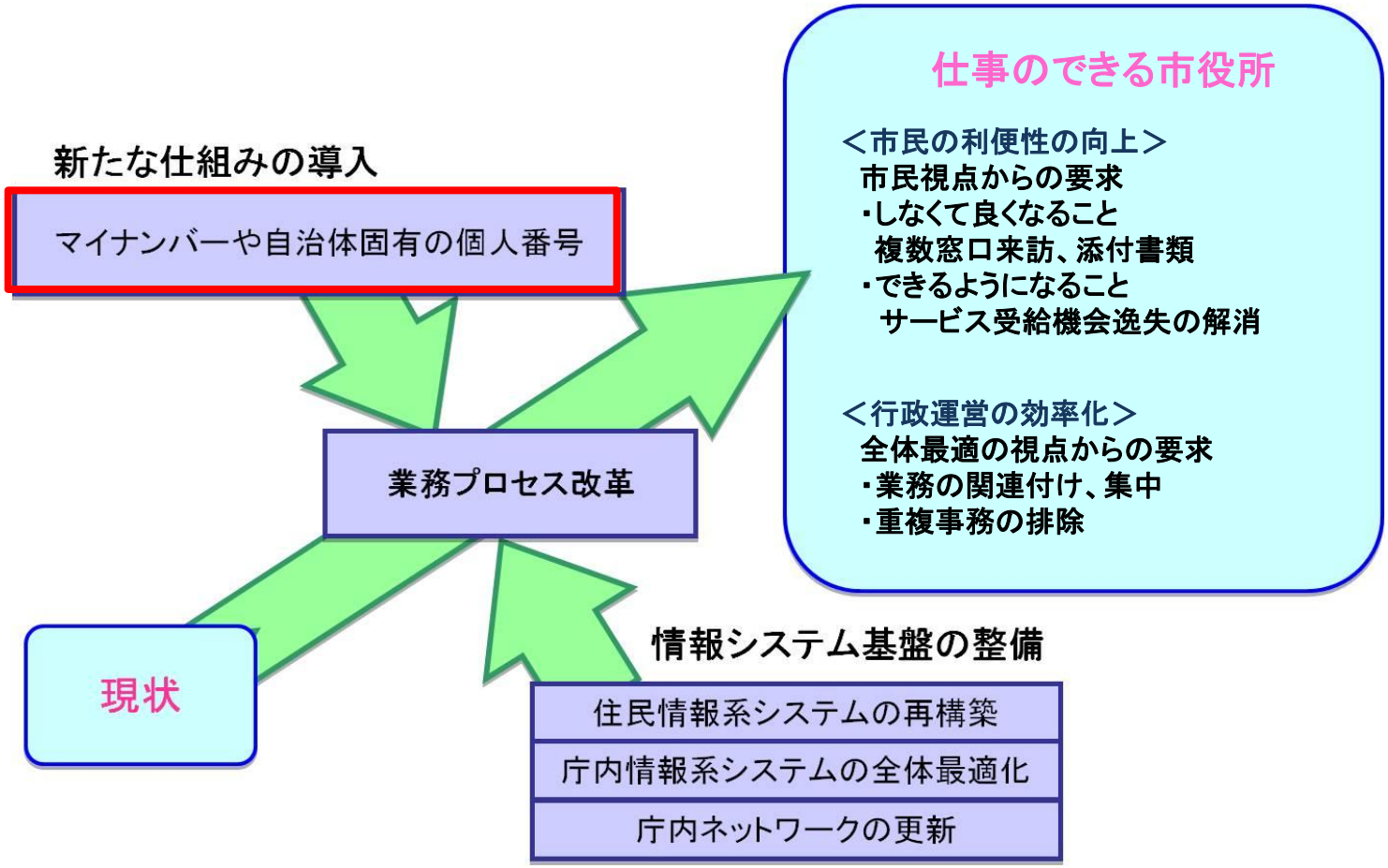

A 計画 共通番号の活用方針

Copyright (c) City of Chiba All rights reserved.

千葉市の目的を達成するために、番号制度を以下の用途に活用します。現状、市が持つインフラなどから共通番号の活用度合いには、用途分野により濃淡があります。

千葉市の目的	共通番号の用途	活用方針
（1）市民サービスの向上	市民への窓口・連絡手段（インターフェイス）	• 現状、市民への汎用的な連絡手段は、郵送しかない（一方で、個別の部門が特定の目的で連絡手段を収集している）。 →市民への電子私書箱（アカウント）としてマイ・ポータルを活用する。
（1）市民サービスの向上	プロアクティブなサービス	• 現状は、役所窓口での申請主義。 →市民への案内や市民からの電子申請にマイ・ポータルの機能（①プッシュ型サービス、②ワンストップ申請）を活用する。 →プロアクティブな機能そのものは、市のシステムを構築/更新する必要がある。
（2）行政運営の効率化	個別の情報システムにあるユーザー情報の連携（庁内情報連携）	• 基幹システムは概ね「宛名番号」で情報連携できる。現在繋がっていないものは、庁内の業務文化や運用上の課題であり、「共通番号」を利用して乗り越える課題ではない。 →宛名番号の適用を増やしていく方向で検討する。
（2）行政運営の効率化	団体間（国と自治体、自治体間）での情報連携	• 現状、ファイル送信、電話確認、FAX・書類送付等様々なやり取り。 →市が中間サーバーに収納すべき情報について、国の仕様に従い提供する。

（関連）

A 計画 庁内検討体制

CHIBA 千葉市

Copyright (c) City of Chiba All rights reserved.

庁内検討については、番号利用事務から関係部門を抽出し、検討体制を構築しました。

①番号利用事務

番号法
別表第一

②番号導入関係部門を特定（別表1より）

③全庁検討体制を構築

A 市長を本部長とする検討本部は制度導入の基本方針を決定するとともに独自利用等番号制度の活用について議論する。

B プロジェクトチーム（PT）は課長級により組成する。PTはWGの検討結果を踏まえ具体的な取り組みの実施を決定する。また、WGを跨る案件の調整を行う。

C PTは、番号の積極的な活用を検討する。特に独自利用検討PTは、独自利用を検討したうえで検討本部に上申する。

D 関連分野に複数部門が存在する場合はワーキンググループ（WG）を組成する。WGは現場担当者レベルで組成する。WGは、検討結果をPTに報告する。

E 単独部署での個別検討の場合もPTに報告する。

A 社会保障・税番号制度導入活用検討本部
市長、副市長、市長事務部局の局長　ほか

B 社会保障・税番号制度導入活用検討ＰＴ
CIO補佐監、情報経営部長、番号利用事務・情報システム所管課（27課）

C 番号制度独自利用検討ＰＴ
業務改革推進課長、税制課や情報システム課など（8課）

D 社会保障分野導入検討ＷＧ
保健福祉総務課長、関係課（13課）

D 個人情報保護検討ＷＧ
政策法務課長、関係課（5課）

D 情報システム基盤整備・番号整理検討ＷＧ
情報システム課長、関係課（4課）

E そ の 他 個 別 導 入 検 討（課）
税制課、課税管理課、納税管理課、危機管理課、防災対策課、市民サービス課、住宅整備課、保健体育課、給与課

A計画 庁内検討状況

Copyright (c) City of Chiba All rights reserved.

	日程	実施イベント
平成25年度	6月10日	情報経営部内研修会（内閣官房社会保障改革担当室から講師派遣）
	18日	関係課打合せ（関連制度所管課・主な番号利用事務・システム所管課）
	28日	全庁調査（法定番号利用事務・情報システム・所管課）→ 7/10〆
	8月27日	第１回制度導入活用検討本部会議（庁内検討体制の構築）
	28日	第１回制度導入活用検討ＰＴ・独自利用検討ＰＴ合同会議 （制度周知、課題共有、作業項目・スケジュールの確認） 全庁調査（業務見直し・情報システム導入・予算見積もり）→ 10/18〆 個人情報保護検討ＷＧ（9/20） 情報システム基盤整備・番号整理検討ＷＧ（10/23） 社会保障分野導入検討ＷＧ（10/28）
	9月17日	全庁調査（提供情報データ項目保有状況等：内閣官房依頼対応）→ 9/30〆
	10月22日	全庁調査（独自利用事務の候補抽出：庁内独自調査）→11/22〆
	11月5日	第２回制度導入活用検討ＰＴ会議 （ＷＧ検討状況報告、予算見積もり状況等の確認）
	11月～	特定個人情報保護評価の試行
	12月6日	全庁調査（主務省令案ベースの再確認）→12/20〆
	12月19日	第２回独自利用検討ＰＴ会議（独自利用イメージの共有、アイデア出し）
	1月14日	第３回制度導入活用検討ＰＴ・独自利用検討ＰＴ合同会議 （ＷＧ検討状況報告、基本方針案の検討）
	31日	第２回制度導入活用検討本部会議 （ＰＴ検討状況報告、基本方針の決定）

A計画 庁内検討状況

Copyright (c) City of Chiba All rights reserved.

	日程	実施イベント
平成26年度	4月 3日	関係課調査(番号制度システム整備費補助金対応の確認)
	15日	関係課調査（番号法別表第二の事務の委任等：内閣官房対応）→5/2〆
		社会保障分野導入検討ＷＧ（4/18）
	5月16日	関係課調査（独自利用事務：特定個人情報保護委員会対応）→5/30〆
	23日	関係課調査（番号制度システム整備費補助金交付申請：総務省対応）→6/3〆
	6月 3日	平成26年度 番号制度システム整備費補助金交付申請（→9/2交付決定）：総務省
		情報システム基盤整備・番号整理検討ＷＧ（6/12）
	26日	関係課調査（特定個人情報保護評価対象事務の再確認）→7/9〆
		個人情報保護ＷＧ（7/29）
	7月31日	特定個人情報保護評価部会設置（第三者点検機関）
	8月5日	特定個人情報保護評価研修実施（庁内15課対象）
	6日	第４回制度導入活用検討ＰＴ・独自利用検討ＰＴ合同会議
		（ＷＧ検討状況報告、今年度実施する作業の確認）
	26日	全庁調査（手続整理表の作成と業務プロセスの見直し）→最終報告1/30〆
		（番号制度対応期日整理表の作成）→3/20〆

B 連 携

情報連携システム構築

担当部門	情報システム課
実施内容	情報連携のしくみを構築する。情報の蓄積や利用アクセスのしくみを含む。
重要事項	• 中間サーバ • 統合DB • アクセス制御

B 連 携　検討フロー

Copyright (c) City of Chiba All rights reserved.

「B. 情報連携システム構築」の検討フローは、以下のステップを想定しています。基点となる情報を国に依存しているので、国からの迅速な情報開示が重要となります。

B-1	連携仕様の確認	B-2	連携方法・DB検討	B-3	データ量・形式・更新頻度確認
目　的	現行システムと外部システムとのデータ連携の条件を確認する。	目　的	連携方式、DBに格納する情報項目を検討する。	目　的	連携するデータの形式・属性や更新するタイミングを確認する。
方　法	国（内閣官房・総務省）番号制度に係る各種調査の報告書やガイドラインを確認する。	方　法	国の報告書やガイドラインを千葉市のシステムに適合させる方法を検討する。	方　法	番号事務を所管する省庁の省令を確認する。
重　点 項　目	• 中間サーバ • インターフェイスシステム	重　点 項　目	• 中間サーバ • 統合DB	重　点 項　目	• 統合DB • BPM
資　料	• 平成23年度自治体ｸﾗｳﾄﾞ推進事業成果報告書【H24.3】 • 社会保障・税に関わる番号制度が情報ｼｽﾃﾑへ与える影響に関する調査研究【H25.5】 • 地方公共団体における番号制度の導入ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ第2章【H25.8】 • 中間サーバー技術標準【H24.?】	資　料	• 平成23年度自治体ｸﾗｳﾄﾞ推進事業成果報告書【H24.3】 • 社会保障・税に関わる番号制度のﾏｲ・ﾎﾟｰﾀﾙに係るﾕｰｽｹｰｽ分析等に関する調査研究【H25.5】 • 地方公共団体における番号制度の導入ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ第2章【H25.8】 • 中間サーバー技術標準【H24.?】	資　料	• 社会保障・税に関わる番号制度が情報ｼｽﾃﾑへ与える影響に関する調査研究【H25.5】 • 地方公共団体における番号制度の導入ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ第2章【H25.8】 • 中間サーバー技術標準【H24.?】 •（主務省令）
作成物	• ー	作成物	• 共通業務システム要件	作成物	• 統合データベース構築要件

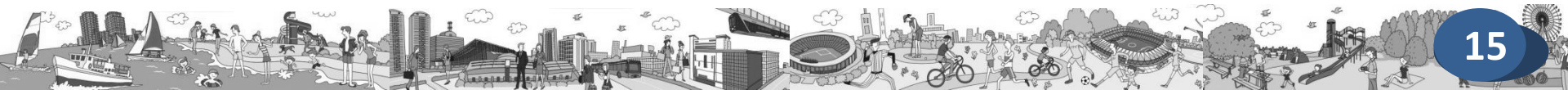

B 連 携　情報連携インフラ

Copyright (c) City of Chiba All rights reserved.

情報連携については、効率性・コストの観点から業務共通システム（共通基盤）に集約する方針です。庁内及び外部と連携すべき情報は統合データベース（DB）に蓄積します。

【基本方針】 番号を業務共通システム（統合DB）で一元管理することにより、システム改修費の抑制、業務効率化を図る。

【情報連携の概要】（1）庁内連携：従来どおり、宛名コードで連携
（2）外部連携：宛名コードと個人番号との紐付けをし、個人番号（リンクコード）で連携
※業務ｼｽﾃﾑ⇒業務共通ｼｽﾃﾑ（統合DB）⇒中間ｻｰﾊﾞ⇒情報提供ﾈｯﾄﾜｰｸｼｽﾃﾑ⇒市民、他の行政機関

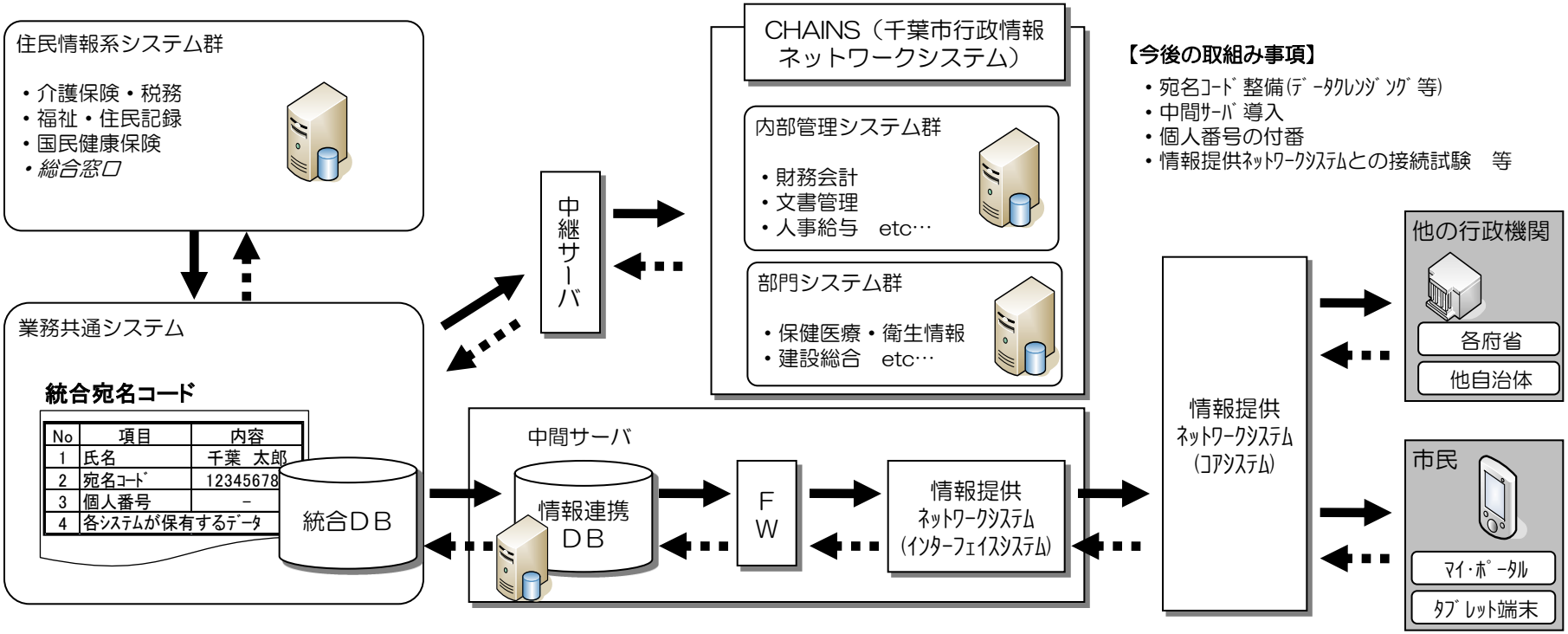

【今後の取組み事項】
- 宛名ｺｰﾄﾞ整備（ﾃﾞｰﾀｸﾚﾝｼﾞﾝｸﾞ等）
- 中間ｻｰﾊﾞ導入
- 個人番号の付番
- 情報提供ﾈｯﾄﾜｰｸｼｽﾃﾑとの接続試験　等

B 連 携　情報連携インフラの移行

Copyright (c) City of Chiba All rights reserved.

番号制度開始に向けて、情報連携インフラの移行と業務システムの更新を平行して行います。移行期には、新旧両方のシステムが存在するケースがあり、中継サーバで連携します。

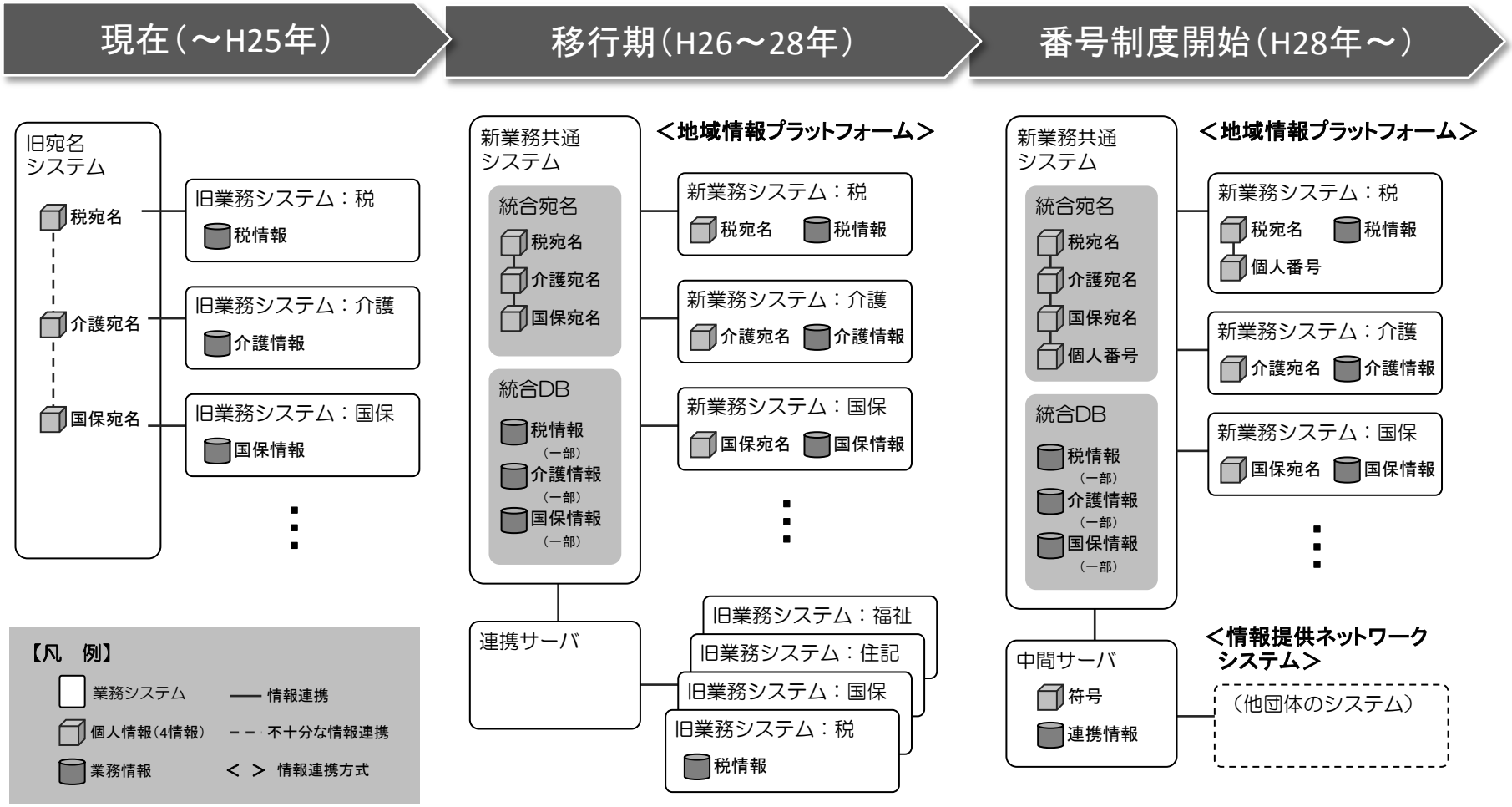

B 連 携　課題：情報システムの改修

Copyright (c) City of Chiba All rights reserved.

情報連携のために自治体は、業務システムよりデータを抽出し、中間サーバーに収納しなければなりません。システム改修に必要な要件の設定には、国からの情報開示が不可欠です。

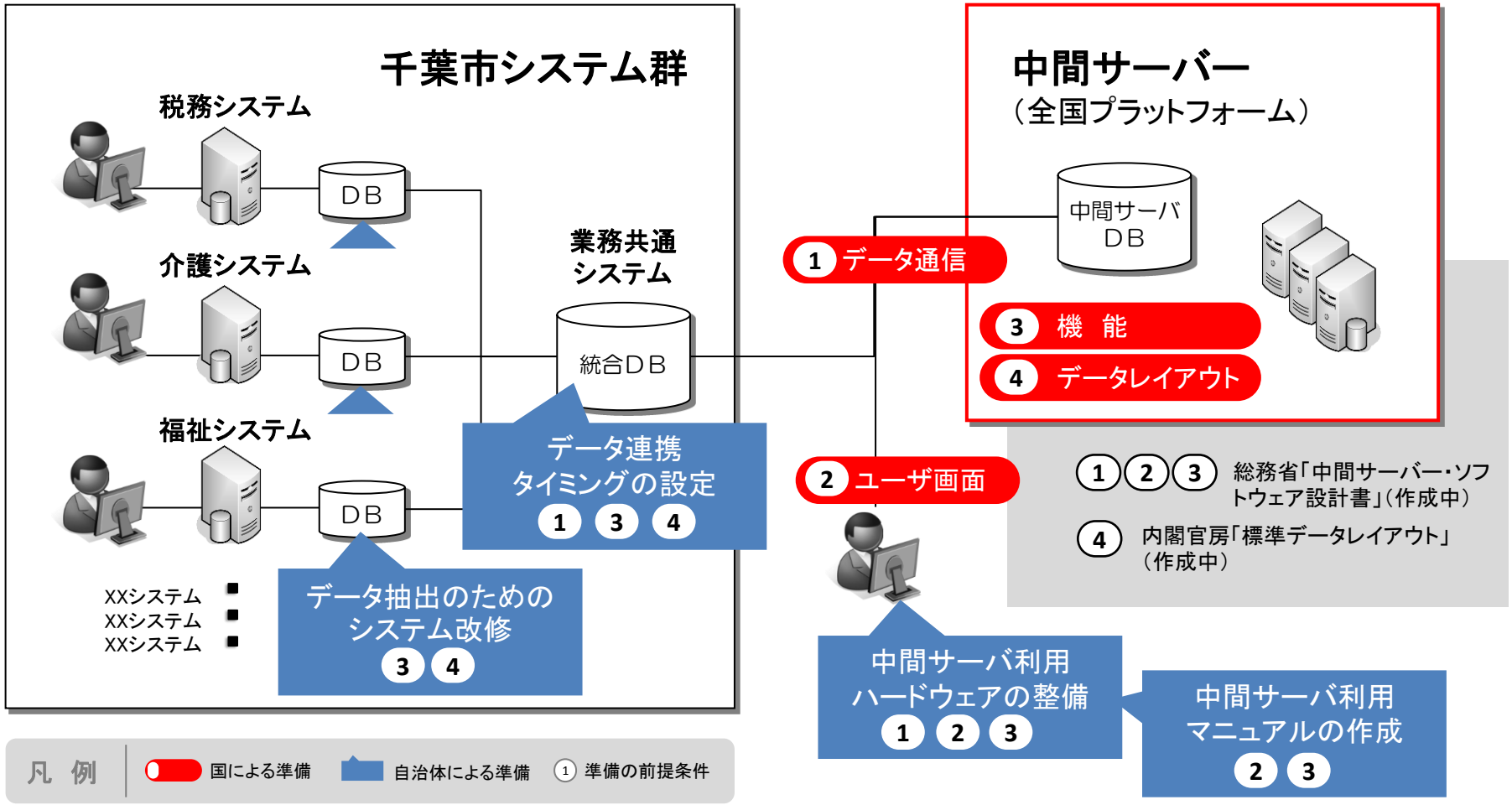

B 連 携　課題：番号リストの持ち方

Copyright (c) City of Chiba All rights reserved.

統合DBでは、統合宛名番号を用いて各種の番号を名寄せ・管理することになるが、どの情報をひとつのテーブルで管理するのか、運用を視野に入れた検討が必要です。

完全統合型	個人番号分離型	分散リスト型
個人番号、統合宛名、ユーザー番号群、個人情報を同一テーブルで管理する。構造が簡易な一方、個人番号へのアクセス制限への課題がある。	統合宛名で紐付されたユーザ番号群と個人情報テーブルを有するが、個人番号の管理は別テーブルに分離する。個人番号の管理に配慮しつつ個人情報を共有する。	個人番号の管理、ユーザ番号群の管理、個人情報の管理を個別のリストで行う。セキュリティへの配慮が高い一方、情報連携面で複雑な処理が発生する。

参考1

中間サーバーの整備

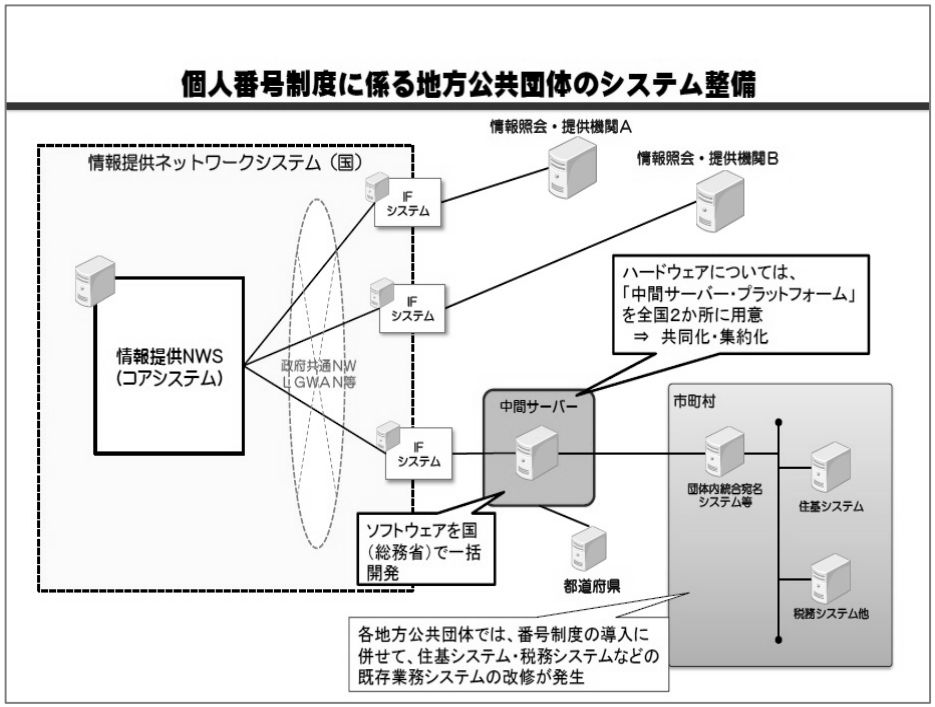

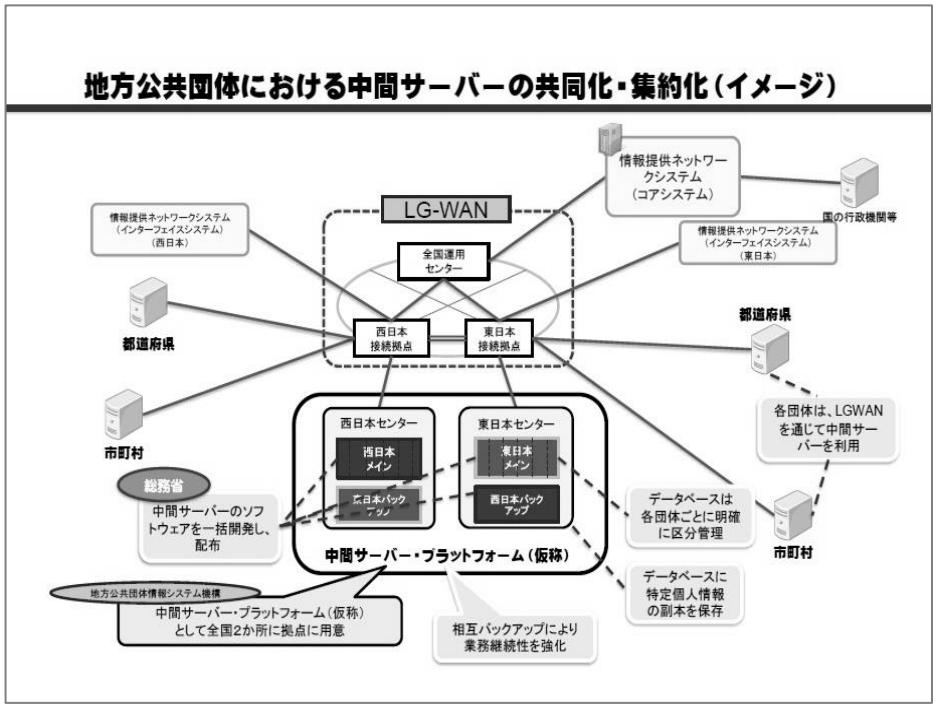

◆ 中間サーバーのソフトウェアは、地方公共団体において共通的に整備することが必要となるものであり、国（総務省）において一括開発（平成25年度～）し、地方公共団体に配布（当該ソフトウェアの保守は地方公共団体情報システム機構が実施）

◆ 中間サーバーのハードウェアの整備は、クラウドの積極的な活用により共同化を図ることとし、中間サーバーの拠点（「中間サーバー・プラットフォーム」）を、機構が全国2か所に用意（平成26年度後半～27年度で整備）

⇒ LGWAN-ASPの活用

⇒ 機構が用意するこのプラットフォームを各都道府県・市区町村が活用

（a）イニシャルコスト・ランニングコストの節減、（b）セキュリティ、運用の安定性の確保 につながるもの

※ 整備経費については、各都道府県及び市区町村の負担とし（機構への負担金）、当該負担金に応じて各団体に対して国庫補助金を交付（補助率10/10）

【出典】総務省「社会保障・税番号制度に係る地方公共団体の中間サーバー整備の共同化・集約化について」

参考2

中間サーバー収納情報

中間サーバーで保持する主な情報

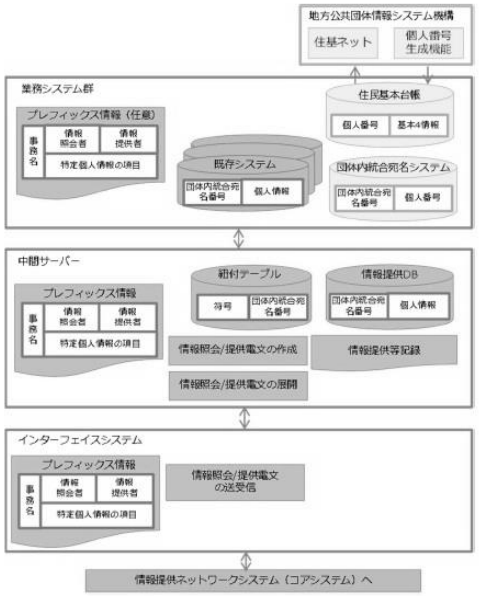

「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー・ソフトウェアの設計・開発作業の調達仕様書（案）」（意見招請）＜抜粋＞

中間サーバーのデータレイアウト等のイメージ

①データレイアウト（特定個人情報別／事務別データ項目対応欄付）イメージ

・情報提供者側が用意するデータセットを作成する際に利用するデータレイアウト

医療保険給付関係情報		○○に関する事務		△△に関する事務		□□に関する事務	
データ項目	データ属性	厚労省	都道府県	市町村	健保組合	…	…
AAA	XXXXX	○		○			
BBB	YYYYY	○				○	
CCC	ZZZZZ	○		○		○	
…	…			○			

情報提供DB更新機能

②中間サーバーに蓄積するデータ（DB）イメージ

宛名-符号紐付テーブル

宛名番号	符号
0001	
0002	
…	

情報提供用DB

○○年度	医療保険給付関係情報		…	XX情報
宛名番号	AAA	BBB	…	
0001				
0002				
…				

XX年度

情報提供内容抽出機能

③情報提供電文イメージ

ヘッダ情報	
000Xの符号	
提供データの更新年月日	
○○に関する事務	
厚労省	××県
AAAの値	
BBBの値	
…	

図　データ標準、中間サーバーに保有する特定個人情報、情報提供電文のイメージ

- ＤＢテーブルの構成（業務ごとに分けるか、年度ごとに分けるか等）は設計段階で検討することとする。
- 年度や再転入の有無によらず同一個人の宛名番号は同一とする。

「社会保障・税に関わる番号制度が情報システムに与える影響に関する調査研究」
－調査研究報告書（概要版）－＜抜粋＞

【出典】総務省「番号制度導入に向けた取組について」（地方自治情報化推進フェア2013）

C業務

番号取扱事務移行 ～システム改修

担当部門	業務所管課
実施内容	番号取扱事務について、適切な業務フローに移行すると共に、システムや規定を改定する。
重要事項	• 新規業務フロー • システム改修 • 書式・規定改定

C業務 検討フロー

Copyright (c) City of Chiba All rights reserved.

「C.番号取扱事務移行」の検討フローは、以下のステップを想定しています。番号事務を担当する部署を特定させた後、番号利用による業務の見直しと業務システムの改修を行います。

C-1	番号取扱事務の特定
目　的	番号取扱事務とその所管課を特定（関係課の洗い出し）。
方　法	国（内閣官房・総務省）番号制度に係る各種調査の報告書やガイドラインを確認する。
重　点 項　目	• 法令の理解 • 所管部門の特定
資　料	• 番号法　別表第一 • 地方公共団体における番号制度の導入ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ第1章【H25.8】 • （主務省令） • 内閣官房「技術標準の検討に係る報告書」
作成物	• 番号事務担当課一覧

C-2	業務の見直し
目　的	制度導入後の業務フロー（To-Be）作成。
方　法	より効率的な名寄せ、添付書類の削減、手続きワンストップ、電子申請の導入等を検討する。
重　点 項　目	• 業務効率化／市民の利便性向上視点でのBPR
資　料	• 番号法別表第一、別表第二 • 地方公共団体における番号制度の導入ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ第2章【H25.8】 • （主務省令） • 内閣官房「既存システム実態調査・既存システムへの影響調査報告書」、「技術標準の検討に係る報告書」 • バックオフィス連携による情報連携推進事業（24年度）
作成物	• 新業務フロー（To-Be）

C-3	業務システムの改修検討
目　的	連携するデータの形式・属性や更新するタイミングを確認する。
方　法	新しい業務（To-Be）で利用するシステムに改修する。
重　点 項　目	• 業務システム （特にデータ連携）
資　料	• 平成23年度自治体ｸﾗｳﾄﾞ推進事業成果報告書【H24.3】 • 地方公共団体における番号制度の導入ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ第2章【H25.8】 • 社会保障・税に関わる番号制度が情報ｼｽﾃﾑへ与える影響に関する調査研究【H25.5】 • 社会保障・税に関わる番号制度のﾏｲ・ﾎﾟｰﾀﾙに係るﾕｰｽｹｰｽ分析等に関する調査研究【H25.5】
作成物	• 業務システム改修要件

C業務 検討範囲

Copyright (c) City of Chiba All rights reserved.

各課において必須の検討となるのは、番号法の別表第一※に記載されている番号事務です。
また、これ以外の事務についても市民の利便性や業務効率化の観点から検討します。

※総務省「地方公共団体における番号制度の導入ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ」第1章【H25.8】に解説あり

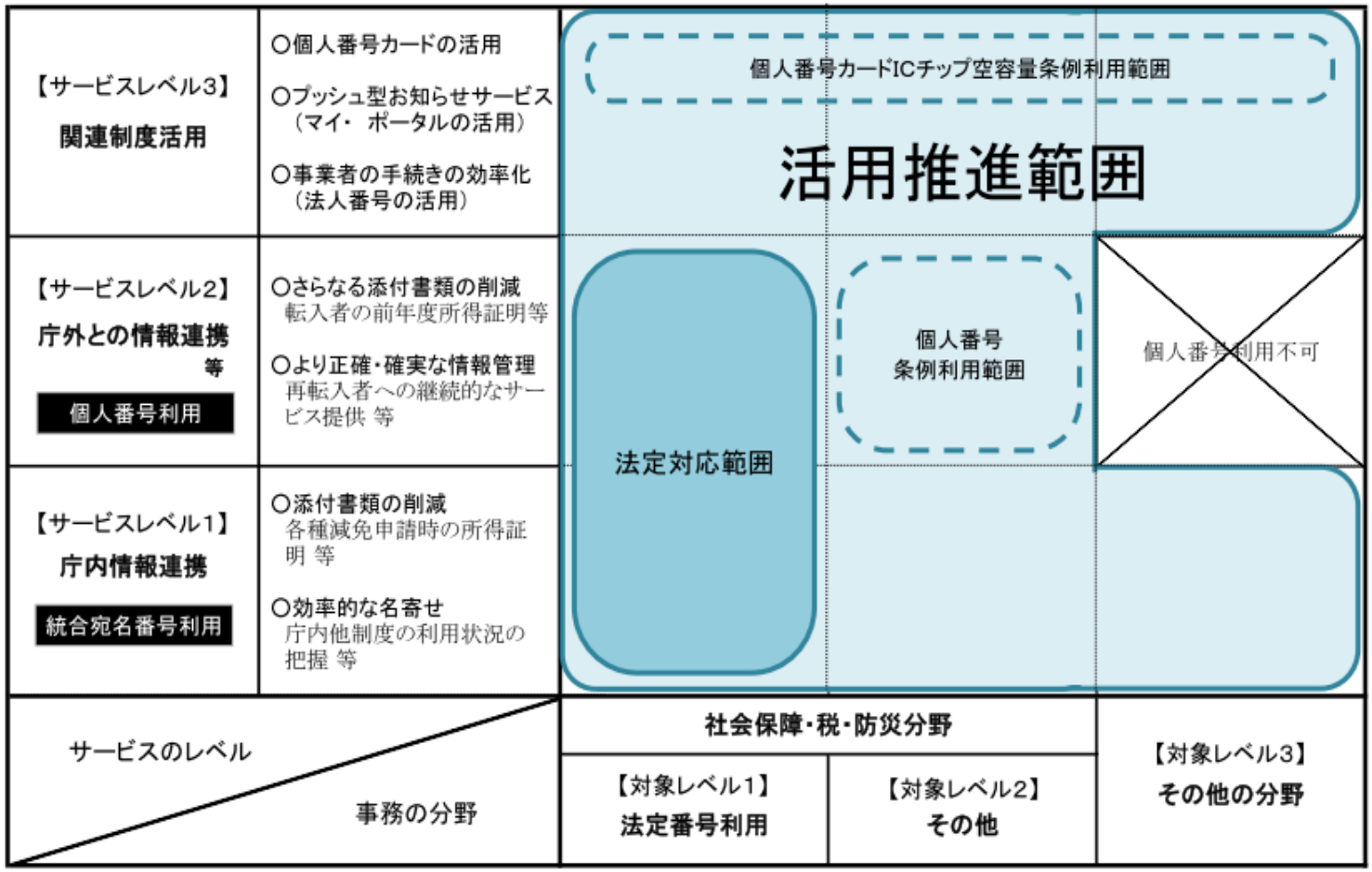

C業務 進捗状況

Copyright (c) City of Chiba All rights reserved.

「C.番号取扱事務移行」の検討ステップの進捗状況は以下の通りです。国からの情報提供にあわせて、検討内容を具体化させています。

C-1	番号取扱事務の特定	C-2	業務の見直し	C-3	業務システムの改修検討
実施状況	●法定事務の所管の整理 H25年5月　業革課 ●所管課への確認 H25年6月　業革課→所管課	実施状況	●検討方法の周知（キックオフ） H25年8月　業革課→所管課 ●業務の見直し（法案） H25年9～10月　所管課 ●主務省令の整理 H25年11月　業革課 ●業務の見直し（主務省令） H25年11～12月　所管課	実施状況	●調査票の配布 H25年9月　業革課→所管課 ●システム改修の検討 H25年9～10月　所管課 ●主務省令の整理 H25年11月　業革課 ●システム改修検討（主務省令） H25年11～12月　所管課
検討結果（概要）	①関係部署 26課 ②関係システム 17システム	検討結果（概要）	①情報連携による業務見直し ・添付書類廃止　→34事務 ・照会事務利用　→35事務 ・提供事務利用　→30事務 ②申請様式の見直し 変更　→31事務 ③規定の見直し 変更　→28事務	検討結果（概要）	①業務システムの改修 ・新たに必要　→15事務 ②宛名番号の利用 ・新たに必要　→17事務 ③庁内システム連携 ・新たに必要　→27事務
課　題	・番号法には「その他」等曖昧な表現があり、完全には特定できない。	課　題	・業務の詳細は主務省令で決定されるので、具体検討はそれまで待たなければならない。	課　題	・対象が確定したとは言えない。主務省令の検討が必要。 ・詳細（データ形式、更新頻度）について情報が不足。

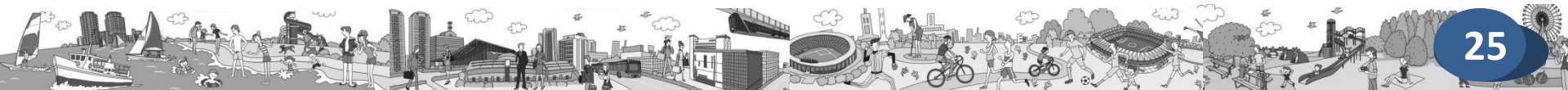

C業務 対応アプローチ

Copyright (c) City of Chiba All rights reserved.

番号制度対応の業務見直しは、下記（Ⅰ、Ⅱ）の2つのアプローチにより推進します。番号制度への対応を主目的に置くかどうかが、アプローチの違いになります。

Ⅰ	抜本的な見直し（テーマ別BPR）次頁参照
内容	それぞれの視点に応じた業務の大幅な改革を目指す。業務改革が主目的であり、番号制度対応は必須目的ではない。
視点	①市民の利便性（フロントオフィス） ②職員の業務効率（バックオフィス） ③情報システム最大活用（バックオフィス）
プロジェクト	＜上記視点に対応したプロジェクト＞ ①区役所窓口改革 ②庶務事務改革 ③内部管理システム（財務会計・電子決裁）
対応方針	• BPRに必要な視点として3種を設定。 • 各視点にひとつのプロジェクトを組成。 • プロジェクトは、関係部門を全て含む検討体制。 • 検討結果は、別途進行中の業務システム仕様検討にフィードバックする。 • 得られたノウハウは、後日他のプロジェクトに展開（全庁展開）。

Ⅱ	制度対応の見直し（制度対応BPR）
内容	制度対応に特化した業務の見直し。番号制度を活用した業務の見直しを行う。
視点	①番号制度を活用した業務の見直し （業務効率化、市民の利便性向上） ②業務システムの改修要件
プロジェクト	全庁的な体制を構築中（11頁参照）
対応方針	• 視点①については、必須条件を「制度への対応」とする。その上で、より高い目標として、「業務効率化」、「市民の利便性向上」を設定する。 • 業務システムの改修要件を設定し、期日どおりに改修を終了させるためにはスケジュールがタイト。

テーマ別BPR

Copyright (c) City of Chiba All rights reserved.

（1）重点項目の取組み

〇業務改革プロジェクトを推進する3つの柱

【市民の利便性向上：区役所窓口改革】⇒ 区役所総合窓口、事務センター設置

【業務効率化：庶務事務改革】 ⇒ 発生源入力等、事務処理手順・手法の見直し
※システム構築やアウトソーシング

【ICTの有効活用：内部管理システム改革】⇒ 財務会計、電子決裁基盤等のシステム構築

（2）推進体制

業務プロセス改革連絡会議
（第1回：H25.1.29）
委員長：市長
役　割：業務プロセス改革に関わる方針決定・進行管理

25年度：業務プロセス推進委員会内を設置
26年度：執行体制の見直しにより庁議を活用

区役所窓口改革PT（第1回：H25.1.29）
メンバー：関係課長等
役　割：区役所窓口に関わる改革案の策定

WG
メンバー：係長、担当等
13WG＋組織横断WG

【該当システム】
①総合窓口

庶務事務改革PT（第1回：H25.1.29）
メンバー：関係課長等
役　割：庶務事務に関わる改革案の策定

WG
メンバー：係長、担当等

【該当システム】
①庶務事務（勤怠・旅費）
②人事・給与

内部管理システムPT（第1回：H25.1.29）
メンバー：関係課長等
役　割：財務会計・電子決裁基盤構築に関わる計画の策定

WG
メンバー：係長、担当等

【該当システム】
①財務会計
②文書管理（電子決裁）

（3）業務プロセス改革の全庁展開（H26年度～）

業務改革の意識を全庁職員に醸成し、重点項目以外についても各担当部門が主体となって取組が行えるよう、研修の実施やノウハウの共有を図るとともに、共通番号の積極的な活用も視野に入れながらプロジェクトを推進する。

C 業務 テーマ別BPR：スケジュール

Copyright (c) City of Chiba All rights reserved.

テーマ別BPRは、現行業務分析～将来方針（H25）、新業務フロー設計～システム設計・開発（H26～H27）のスケジュールで推進しています。

		24年度		25年度		26年度		27年度		28年度	
		上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
区役所窓口改革	【業務、組織等】	有効性調査	業務調査対象検討	業務の可視化	改革案策定	窓口・事務ｾﾝﾀｰ設計		組織・規則改正検討		広報/周知 研修・ﾘﾊｰｻﾙ	29.1～ 運用開始
	【システム】				仕様検討	開発基本計画作成		設計・開発・テスト			
	【ファシリティ】					フロアレイアウト調査		ﾌﾛｱﾚｲｱｳﾄ基本設計		改修工事	
庶務事務改革	【業務、組織等】	有効性調査	業務調査対象検討	業務調査	改革案策定	新業務ﾌﾛｰ詳細検討		組織・規則改正検討		職員研修	28.10～ 運用開始
	【システム】				仕様検討	開発基本計画作成		設計・開発・テスト			
内部管理システムの導入	【業務、組織等】	有効性調査	業務調査対象検討	業務調査	改革案策定	新業務ﾌﾛｰ詳細検討		組織・規則改正検討		職員研修	28.10～ 運用開始
	【システム】			構築計画策定		開発基本計画作成		設計・開発・テスト			

テーマ別BPR：区役所窓口改革

Copyright (c) City of Chiba All rights reserved.

区役所窓口改革プロジェクトでは、市民の負担軽減を目的として、総合窓口の設置や事務処理センタを活用するサービスを検討しています。

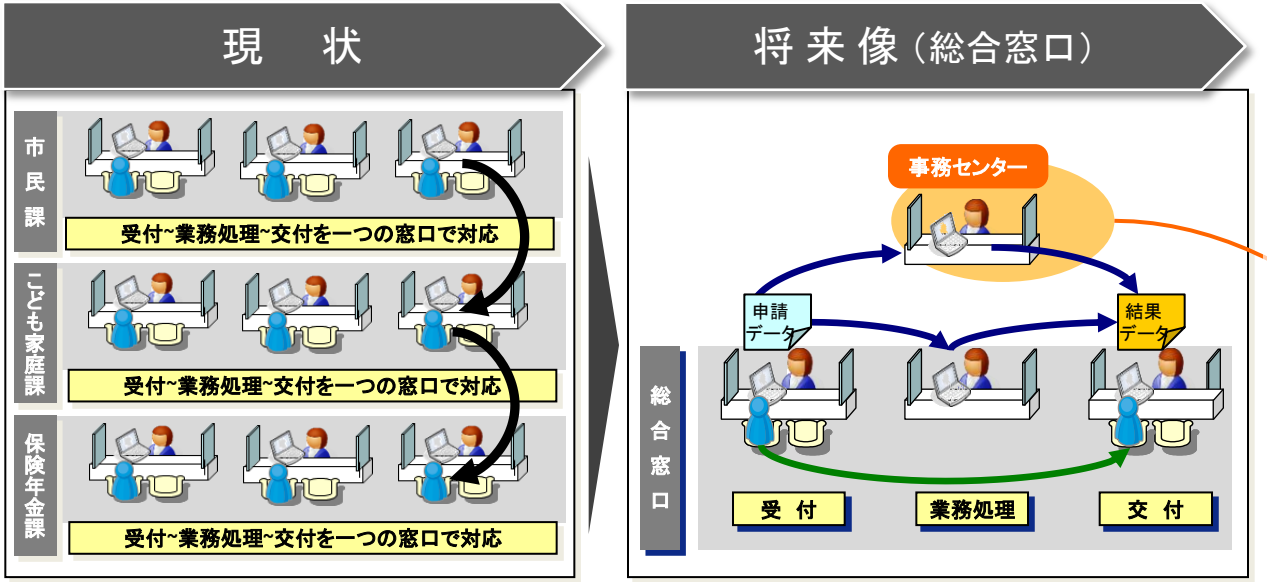

- 事務センター化においては、入力、検査、審査業務を事務センターに集約し、受付～処理～交付までの一連の業務の標準化を図ることを想定する。
- 定型的な入力業務等については外部委託を活用し、難易度の高い業務に正規職員を充て業務の効率化を図ることを検討する。
- 現時点においては、事務センター対象業務は分類中であり、今後WGと調整を行っていく。

- 現在、市民課窓口においては、国民健康保険、国民年金等の業務も取り扱っている。
- より多くの手続きを1か所の窓口に集約して行える総合窓口を目指す。
- システム等を活用することで、属性に応じたサービスの案内を行うことも想定する。

C業務 市民向け手続きの将来像

Copyright (c) City of Chiba All rights reserved.

区役所窓口改革プロジェクトでは、市民が窓口を訪問する前のサポートサービス（手続きのお知らせや事前申請等）についても検討します。

効果大 ★★★ ～ ★ 効果小

案内

インバウンド

＜市民＞ webアクセス

webコンシェル ★★

質問に答えたり、選択肢を選ぶと、該当する制度や手続きが案内される。

アウトバウンド

＜市民＞ メール案内

お知せメール ★★★

必要な手続きをプッシュ型で市民（携帯・PC）に案内する（広報誌や郵送等も併用）。

申請

対面確認不要

＜市民＞ webアクセス

電子申請 ★★★

電子申請サイトで申請する（手続終了）。

対面確認必要

＜市民＞ webアクセス

web事前手続 ★★

webサイトで事前に申請書を記入し送付する。訪問日時予約も。

簡易対応

証明書発行

＜市民＞ 訪問

最寄発行 ★★

最寄りのコンビニや市施設のキオスク端末から証明書を発行。

各種申請

＜市民＞ 訪問

総合窓口 ★

一個所の窓口で多くの手続きが完了する。

特殊対応

専門対応

＜市民＞ 訪問

専門窓口

特別な相談が必要な場合は、専門窓口に移動。専門職員が対応。

後日郵送

＜市民＞ 郵送

事務処理センタ

審査等に時間がかかるものは、事務処理センタで集約処理した後、市民に郵送。

業務システムの改修タイプ

Copyright (c) City of Chiba All rights reserved.

業務システムの改修が必要なケースとしては、主に下図の4タイプが想定されます。それぞれのタイプに応じて改修項目（次頁）が異なります。

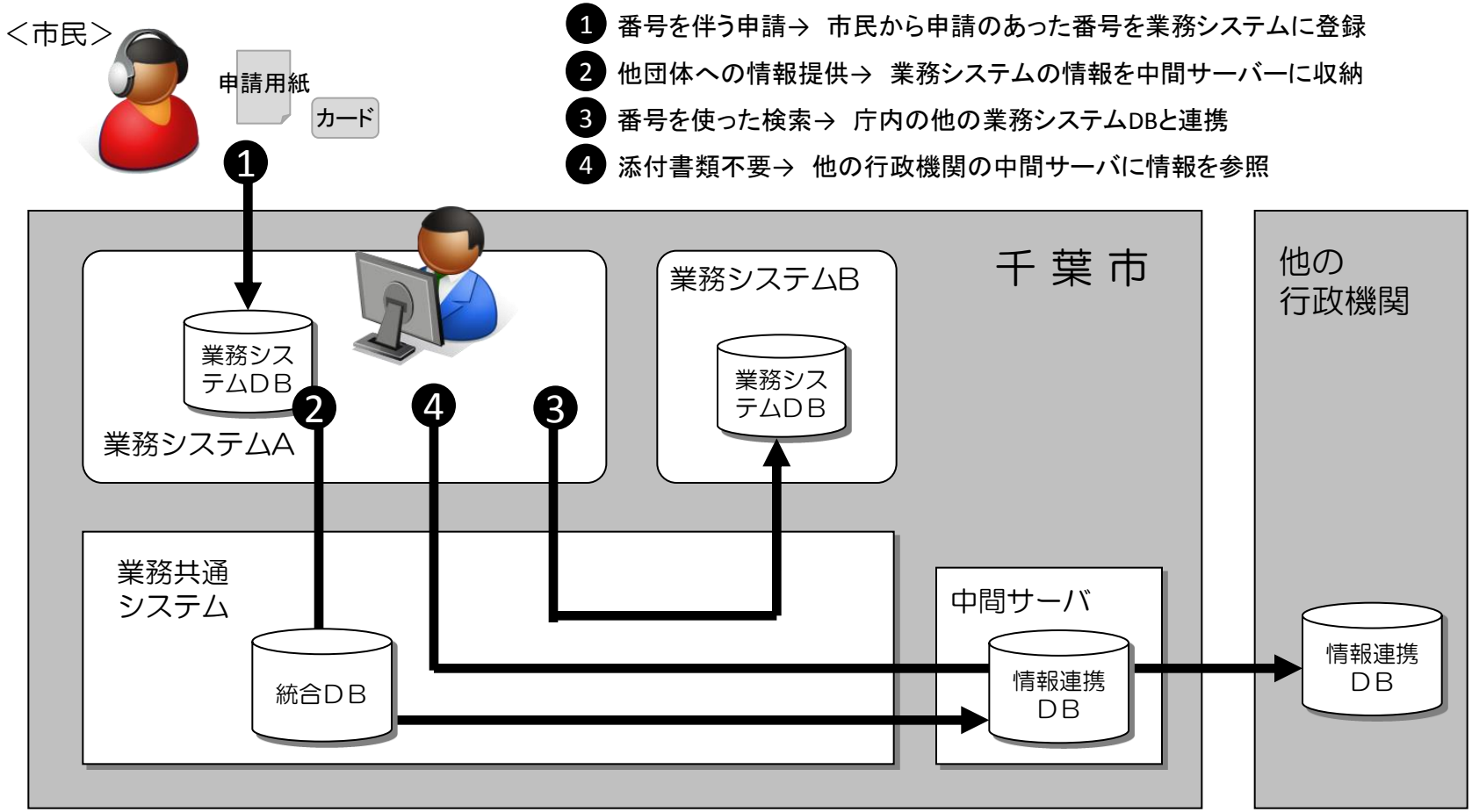

1. 番号を伴う申請→ 市民から申請のあった番号を業務システムに登録
2. 他団体への情報提供→ 業務システムの情報を中間サーバーに収納
3. 番号を使った検索→ 庁内の他の業務システムDBと連携
4. 添付書類不要→ 他の行政機関の中間サーバに情報を参照

C業務 改修方法

Copyright (c) City of Chiba All rights reserved.

前頁で分類した業務システムの改修が必要な4ケースについて、下表に業務システムの改修点について整理しました。

	ケース	状況例	業務システムの改修	その他対応
1	市民から番号付き申請を受ける	• 個人番号が記載された申請書を受理する、又は個人番号カードの提示を受ける。	• 登録画面への個人番号入力項目追加 • 業務システムのデータベースに統合宛名／個人番号欄を追加 • 個人番号入力により必要な情報を表示させる機能の追加 • 出力帳票への個人番号表示	• 様式等への番号欄追加 • 個人番号カード受付
2	他団体からの照会に対応する	• 他の団体が番号法で規定された事務（別表2）において、他市が当市に情報を要求する。	• 業務システムのデータベースに統合宛名／個人番号欄を追加 • 主務省令規定項目について、業務システムから中間サーバに登録する機能の追加	
3	庁内他システムに情報参照を行う	• 転入者を個人番号で検索し過去に宛名番号を振り出している場合は、再度引き当てる。 • 当市が持つ情報につき、添付書類不要のケース。	• 業務システムのデータベースに統合宛名欄を追加 • 個人番号入力により必要な情報を表示させる機能の追加 • 共通基盤（連携システム）を介したデータ連携機能の追加 • 画面への統合宛名、宛名番号、個人番号表示 • 出力帳票への個人番号表示	• 様式等への番号欄追加 • 個人番号カード受付
4	他団体に情報参照を行う	• 番号法で規定された事務（別表2）において、当市が他市に情報を要求する。 • 他市の持つ情報につき、添付書類不要のケース。	• 業務システムのデータベースに統合宛名／個人番号欄を追加 • 個人番号入力により必要な情報を表示させる機能の追加 • 共通基盤（連携システム）を介したデータ連携機能の追加 • 中間サーバを介したデータ連携機能の追加 • 画面への統合宛名、宛名番号、個人番号表示 • 出力帳票への個人番号表示	• 様式等への番号欄追加 • 個人番号カード受付

C業務 改修タイミング

Copyright (c) City of Chiba All rights reserved.

番号制度に係るシステムの構築・改修は、同じタイミングでは開始できません。既に構築や検討を開始しているもの（Ⅰ～Ⅱ）と、今後検討を開始するもの（Ⅲ）では対応方針が異なります。

Ⅰ	先行システム群	Ⅱ	適時システム群	Ⅲ	後追システム群
内容	番号制度対応の仕様を待たずに調達される情報システム	内容	次期システムの開発仕様の検討中に番号制度対応の仕様が判明するシステム	内容	番号制度に係る業務の検討を待ってシステム構築を行う業務システム
システム名	• 業務共通（共通基盤）[H25] • 介護保険[H25] • 税務[H25] [開発開始時期]	システム名	• 福祉[H26] • 住民記録（総合窓口）[H26] • 国民健康保険[H26] [開発開始時期]	システム名	（今後特定される業務システム）
リスク	• 開発途中に番号制度対応の詳細仕様が判明するため、開発遅延や追加作業が発生。	リスク	• ー	リスク	• 業務検討やシステム仕様の確認に手間取り、システム改修が制度開始に間合わない。
対応方針	• 統合DBと中間サーバ接続（接続ポイントを絞る） • パッケージソフト調達と最小カスタマイズ（ベンダー元対応） • 総合評価方式での番号制度対応提案	対応方針	• 仕様検討中に、抜け漏れの無いように番号制度対応の情報を収集し、開発仕様に反映させる。	対応方針	• システム改修の重要なポイントである連係すべき情報項目・形式・頻度など、必要な情報の開示を国（所管省庁）に積極的に要請していく。 • システム対応を中心に進める。

C業務 スケジュール（I～Ⅱ群）

Copyright (c) City of Chiba All rights reserved.

先行システム群（Ⅰ：下図「第1期」）と適時システム群（Ⅱ：下図「第２～３期」）には、更新時期を迎えた基幹システムが含まれています。

【目的】財政負担の少ないシステムへの転換を図るとともに、新たな電子行政サービスに柔軟に対応可能なシステムを構築

【スケジュール】システム開発を3期に分け、24年度から再構築に着手し、28年度までに完了させる予定

C業務 課題：システムの調達

Copyright (c) City of Chiba All rights reserved.

番号制度開始に向けて、情報基盤整備の様々な調達が想定されます。一方で、民間企業でもシステム改修が発生するため、ICT関連事業者の人的資源が逼迫する恐れがあります。

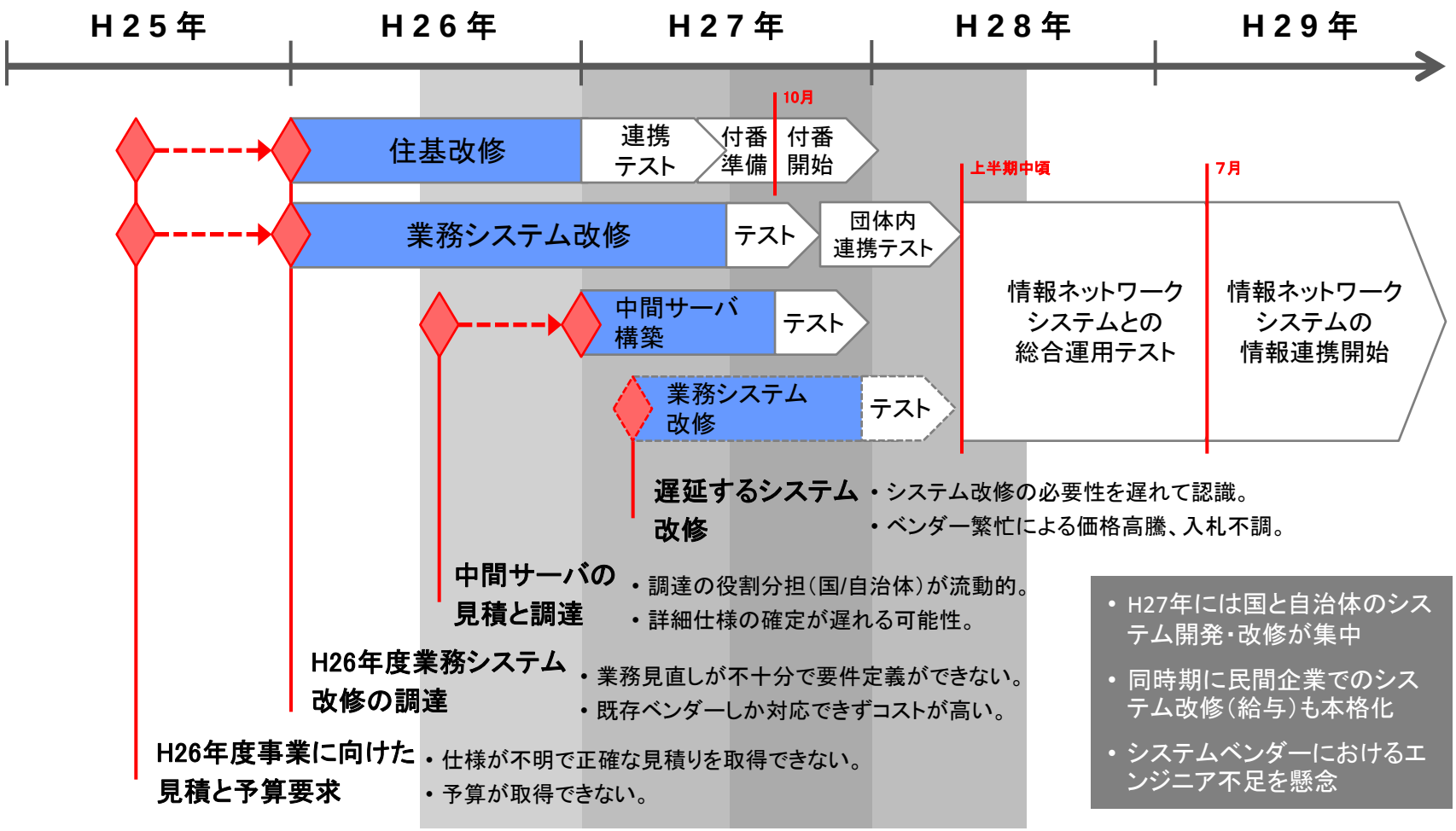

- H27年には国と自治体のシステム開発・改修が集中
- 同時期に民間企業でのシステム改修（給与）も本格化
- システムベンダーにおけるエンジニア不足を懸念

参考３

地方公共団体における番号制度の導入ガイドラインのポイント【第２章①】

第２章　番号制度に対応したシステム構築について

番号制度の導入を契機にクラウド化の検討を！

住民基本台帳システム（第1節）

（ポイント）

① 個人番号の指定等

個人番号の指定
個人番号を住民票に記載
住基ネットの本人確認情報に個人番号を追加
個人番号の通知　＊
個人番号変更への対応

② 個人番号カードの交付　＊

③ 世帯情報の情報提供ネットワークシステムへの提供（中間サーバーへの登録）

（改修時期）
平成26・27年度

各地方公共団体において来年度当初予算計上が不可欠

＊　個人番号の通知と個人番号カードの発行は、地方公共団体情報システム機構が一括して行う方向で検討。

地方税システム（第2節）

（ポイント）

① 個人番号・法人番号の取得

② 個人番号・法人番号の活用

個人番号・法人番号による検索機能の追加等

③ 情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会

④ 所得情報の情報提供ネットワークシステムへの提供（中間サーバーへの登録）

⑤ 個人情報保護（地方税法上の守秘義務との関係）

（改修時期）
平成26・27年度

各地方公共団体における改修の程度にかんがみ、必要に応じて、来年度当初予算に計上することが必要

情報提供ネットワークシステムインターフェイスシステム（第3節）

（ポイント）
国が一括で開発し、管理する。

（設置時期）
平成27年度以降

中間サーバー（第3節）

インターフェイスシステムと既存システムとの間に、セキュリティ・コストの観点から情報連携対象の個人情報の副本の保存管理を行う「中間サーバー」が必要

（ポイント）

① 情報提供
符号にひも付いた世帯情報、所得情報、福祉等情報を管理し、情報照会があれば、これらの情報を提供

② 情報照会
既存業務システムからの情報照会を情報提供ネットワークシステムに中継

③ 符号管理

④ 既存システム接続　＊

⑤ インターフェイスシステム接続

⑥ 情報提供等記録管理

（ハードウェア導入時期）
平成27年度

平成25年度から国で一括してソフトウェアを開発

＊　既存システムにおいても、中間サーバーと接続するための改修が必要

団体内統合宛名システム等（第4節）

（ポイント）

①宛名番号付番機能

②宛名情報等管理機能

③中間サーバー連携機能

④既存システム連携機能

（改修時期）
平成26・27年度

各地方公共団体における改修の程度にかんがみ、必要に応じて、来年度当初予算に計上することが必要

その他の業務システム（第5節）

（その他の改修が必要となるシステム）

○ 住民向けの社会保障関係システム

○ 職員向けの人事・給与システム等

【出典】総務省「平成２５年度全国担当者説明会・研修会　資料１－４」

参考4

社会保障・税番号制度導入に向けた地方公共団体関係のスケジュール

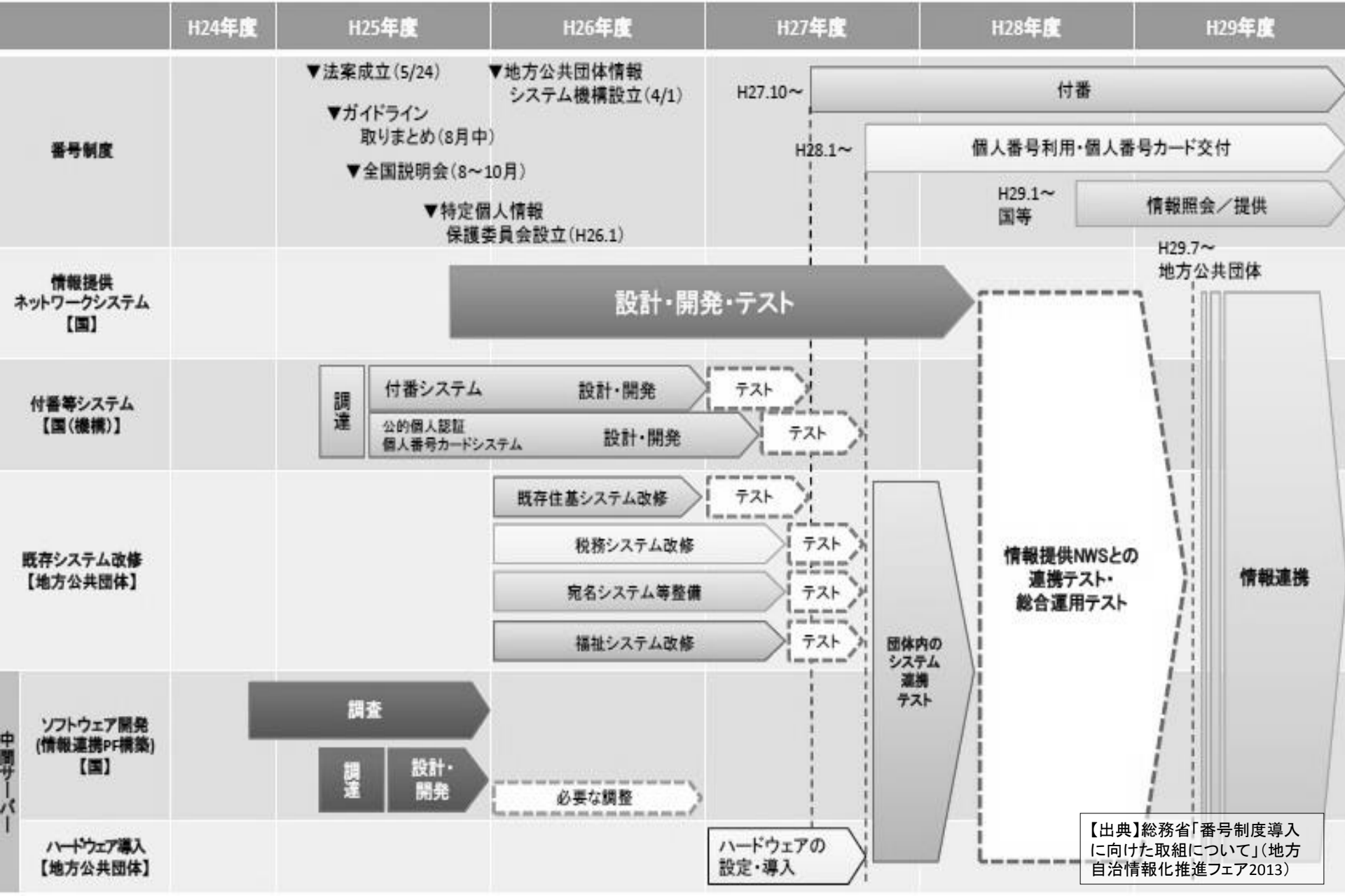

【出典】総務省「番号制度導入に向けた取組について」(地方自治情報化推進フェア2013)

D 給 与

給与支払事務対応 ～システム改修

担当部門	給与課
実施内容	給与支払者として、番号制度に対応した業務フローに移行すると共に、システムや規定を改定する。
重要事項	• 新規業務フロー • システム改修 • 書式・規定改定

D 給与 検討フロー

Copyright (c) City of Chiba All rights reserved.

「D.給与支払事務対応」の検討フローは、以下のステップを想定しています。使用者（雇用主）としての義務は、公共団体も民間企業と同様です。

D-1	職員給与支払事務対応検討
目　的	使用者として、給与支払事務の番号制度への対応を検討する。
方　法	支払調書や源泉徴収票への個人番号の付記等の方法を検討し、新たな業務フローを決定する。
重　点 項　目	新規業務フローの決定 帳票の改定
資　料	・地方公共団体における番号制度の導入ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ（25.8） ・社会保障・税番号制度の導入が地方公共団体に与える影響について（25.6内閣官房説明会資料） ・事業主における番号の利用例（25.8内閣官房作成資料） ・【参考】番号制度　企業向け情報（野村総合研究所ホームページ）
作成物	新規業務フロー

D-2	外部報酬支払事務対応検討
目　的	外部有識者委員会の委員報酬や個人事業者への業務委託など外部の個人への支払いを検討。
方　法	D-1と同様の事務作業に関わる検討とともに、個人情報と取扱う業務の庁内集約も検討。
重　点 項　目	帳票・規定の改定 業務分担検討
資　料	・地方公共団体における番号制度の導入ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ（25.8） ・社会保障・税番号制度の導入が地方公共団体に与える影響について（25.6内閣官房説明会資料） ・事業主における番号の利用例（25.8内閣官房作成資料） ・【参考】番号制度　企業向け情報（野村総合研究所ホームページ）
作成物	各種規程（必要に応じて）

D-3	人事給与システムの改修検討
目　的	人事給与システムの改修用法などを検討し、システム改修を行う。
方　法	新しい業務フローに対応したシステムに改修する。
重　点 項　目	改修手法･仕様の決定
資　料	・地方公共団体における番号制度の導入ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ（25.8） ・社会保障・税番号制度の導入が地方公共団体に与える影響について（25.6内閣官房説明会資料） ・事業主における番号の利用例（25.8内閣官房作成資料）
作成物	人事給与システム改修仕様書など

参考 5

事業主における番号の利用例

※現時点で想定される例であり、今後の検討過程で変更があり得る

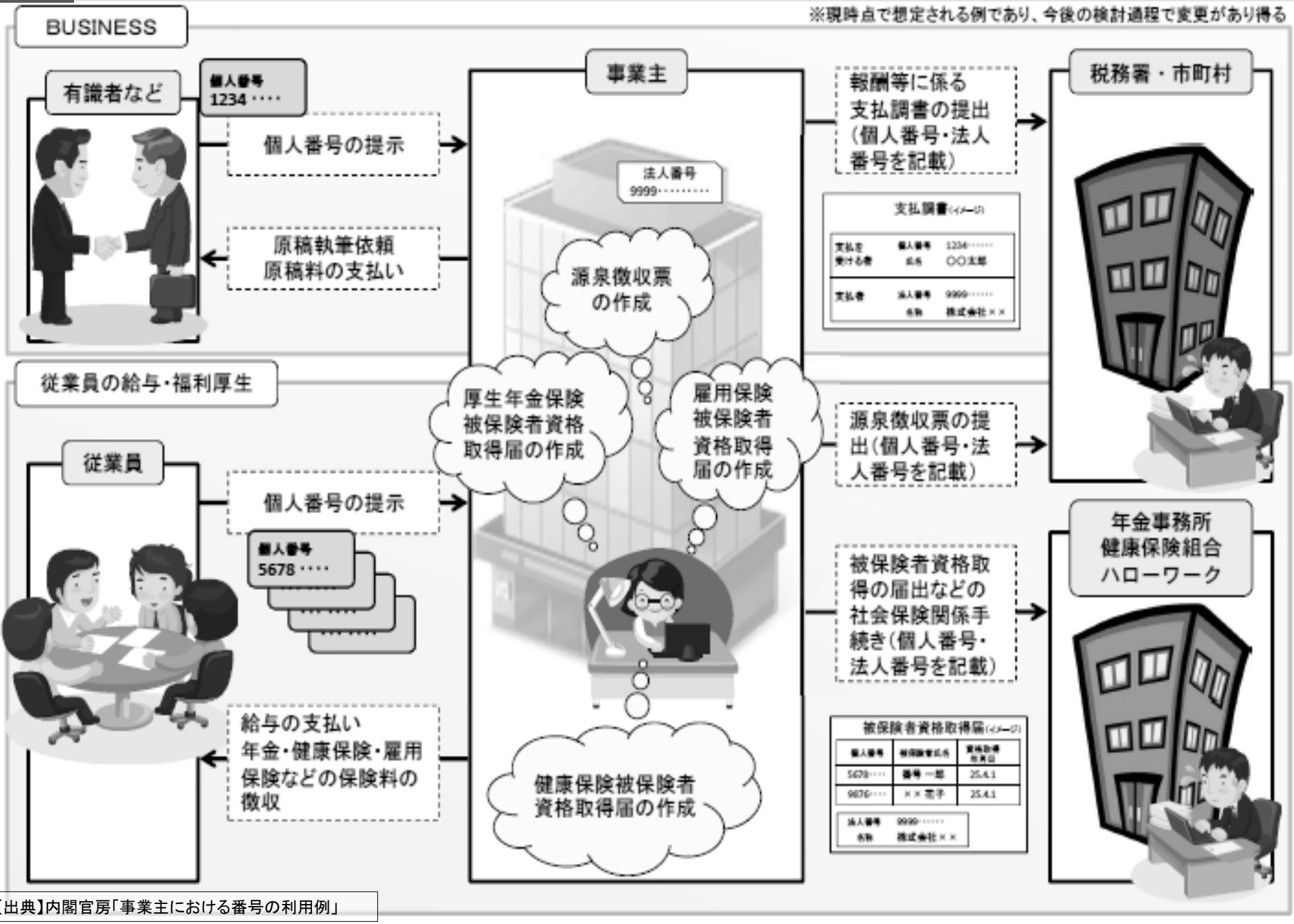

【出典】内閣官房「事業主における番号の利用例」

E付番

付番・宛名番号利用整理 ～システム改修

担当部門	市民サービス課、情報システム課
実施内容	番号利用について、共通番号と宛名番号の役割を整理した上で、住基及び宛名システムを改修する。
重要事項	・番号利用方針 ・住基システム ・宛名システム

E 付番 検討フロー①

Copyright (c) City of Chiba All rights reserved.

「E. 付番・宛名番号利用整理」の検討フローは、以下のステップを想定しています。最初に、住基コード、個人番号、（統合）宛名番号の使い方について定義します。

E-1	番号利用方針の検討
目　的	住基・個人・宛名の各番号の利用用途を整理する。
方　法	各番号の現状の用途を整理し、今後の用途を設定するとともに、番号間の整合性を図る。
重　点 項　目	各番号の利用方針決定
資　料	・地方公共団体における番号制度の導入ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ（25.8） ・社会保障・税に関わる番号制度が情報ｼｽﾃﾑへ与える影響に関する調査研究（25.5） ・社会保障・税に関わる番号制度のﾏｲ・ﾎﾟｰﾀﾙに係るﾕｰｽｹｰｽ分析等に関する調査研究（25.5）
作成物	共通番号等利用方針

E-2	付番方法検討
目　的	住基・宛名の各番号の付番方法について整理する。また、共通番号との紐付についても検討する。
方　法	共通番号等利用方針に基づく、付番方法を決定する他、共通番号との紐付についても整理する。
重　点 項　目	付番方法の決定
資　料	・地方公共団体における番号制度の導入ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ（25.8） ・社会保障・税に関わる番号制度が情報ｼｽﾃﾑへ与える影響に関する調査研究（25.5） ・特定個人情報保護評価指針、同解説（26.4） ・業務共通ｼｽﾃﾑ開発基本計画書 ・住民情報系ｼｽﾃﾑ標準 ・その他、住民情報系ｼｽﾃﾑ（住基、共通宛名ｼｽﾃﾑ）設計図書など
作成物	住民情報系システム標準（改訂）

E-3 E-5	住基ｼｽﾃﾑ改修検討 住基ｼｽﾃﾑ改修
目　的	住基システムの改修方法などを検討し、システム改修を行う。
方　法	付番や共通番号との紐付を網羅した改修の手法を検討し、結果を仕様書に反映させる。
重　点 項　目	改修手法・仕様の決定 システムの改修
資　料	・地方公共団体における番号制度の導入ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ（25.8） ・社会保障・税に関わる番号制度が情報ｼｽﾃﾑへ与える影響に関する調査研究（25.5） ・特定個人情報保護評価指針、同解説（26.4） ・住民情報系ｼｽﾃﾑ標準（改訂） ・その他、住民情報系ｼｽﾃﾑ（住基ｼｽﾃﾑ）設計図書など
作成物	住基システム改修仕様書など

E付番 検討フロー②

Copyright (c) City of Chiba All rights reserved.

「E. 付番・宛名番号利用整理」の検討フローは、以下のステップを想定しています。（統合）宛名番号については、今後の役割や運用方法を定義したうえで、既存データの適正化を行います。

E-7	宛名番号利用方法見直し	E-8	宛名システム改修検討	E-10	宛名システム改修、データ・クレンジング
目　的	今後の宛名番号の運用方法を検討する。	目　的	新しいルールに基づき、宛名システムの改修方法などを整理する。	目　的	宛名システムの改修と既存データの適正化を行う。
方　法	利用用途、他番号との関係、付番・消番のルール等を設定する。	方　法	付番や共通番号との紐付を網羅した改修の手法を検討し、結果を仕様書に反映させる。	方　法	宛名システムの改修を行うとともに、宛名データのクレンジングを実施する。
重　点 項　目	宛名運用ルールの決定	重　点 項　目	改修手法・仕様の決定	重　点 項　目	システムの改修 データ・クレンジング
資　料	・地方公共団体における番号制度の導入ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ（25.8） ・社会保障・税に関わる番号制度が情報システムへ与える影響に関する調査研究（25.5） ・特定個人情報保護評価指針、同解説（26.4） ・業務共通システム開発基本計画書 ・住民情報系システム標準（改訂） ・その他、住民情報系システム（住基、共通宛名システム）設計図書など	資　料	・地方公共団体における番号制度の導入ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ（25.8） ・社会保障・税に関わる番号制度が情報システムへ与える影響に関する調査研究（25.5） ・特定個人情報保護評価指針、同解説（26.4） ・住民情報系システム標準（改訂） ・その他、住民情報系システム（共通宛名システム）設計図書など	資　料	・地方公共団体における番号制度の導入ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ（25.8） ・社会保障・税に関わる番号制度が情報システムへ与える影響に関する調査研究（25.5） ・住民情報系システム標準（改訂） ・その他、住民情報系システム（共通宛名システム）設計図書など
作成物	住民情報系システム標準（改訂）	作成物	宛名システム改修仕様書など	作成物	データ・クレンジング実施計画書

E付番 検討フロー③

Copyright (c) City of Chiba All rights reserved.

「E. 付番・宛名番号利用整理」の検討フローは、以下のステップを想定しています。個人番号の付番については、制度開始前の準備作業と開始後の事務の両方について検討します。

E-12	付番に関する事務の準備計画策定
目　的	付番に関する事務のうち、自治体が行うべき事務を明確にする。
方　法	番号制度にかかる調査報告書やガイドラインを確認し、実施体制・スケジュール・予算を決定する。
重　点 項　目	• 市が管理すべき個人番号 • 実施体制、スケジュール、予算
資　料	• 地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン2章（第1節住民基本台帳システムの構築に係るガイドライン） • 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（第7条～第16条）（附則3条） • 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
作成物	• 個人番号の付番に関する事務の実施計画

E-12	付番に関する初期の事務（初期一斉指定）
目　的	個人番号付番のために機構とデータの収受を行う。
方　法	住民票コードを機構に通知し、機構から個人番号を取得する。
重　点 項　目	• 住民記録システム改修 • データの収受
資　料	• 地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン2章（第1節住民基本台帳システムの構築に係るガイドライン） • 個人番号の付番、符号の一斉取得に関する業務フロー • 国の番号制度に関するスケジュール
作成物	• 作業項目

E-12	付番に関する継続的な事務
目　的	個人番号、符号を適正に保守する。
方　法	市民の異動情報をもとに、個人番号、符号を登録修正する。
重　点 項　目	• 区役所運用体制、教育 • 住民記録システムの運用
資　料	• 地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン2章（第1節住民基本台帳システムの構築に係るガイドライン） • 個人番号の付番、符号の取得に関する業務フロー • 国の番号制度に関するスケジュール
作成物	• 事務マニュアル

E付番 データクレンジング

Copyright (c) City of Chiba All rights reserved.

現状、業務システム間の情報連携を宛名番号行っていますが、紐付けが不十分な状態です。番号制度に移行するためには、現行の宛名番号のデータクレンジングが必要です。

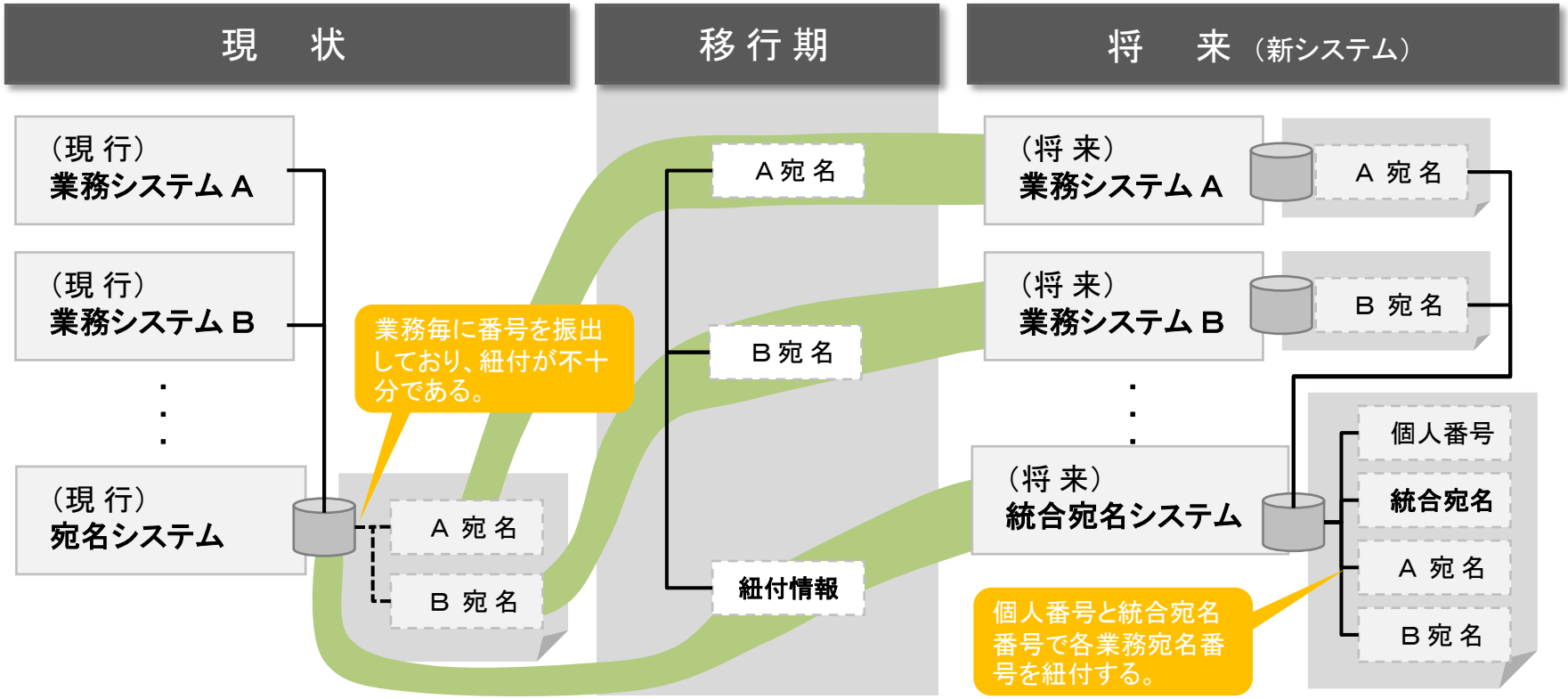

STEP 1	STEP 2	STEP 3
機械的な名寄せ	運用上の名寄せ	個人番号での名寄せ
基本情報（氏名・住所・生年月日等）で機械的に名寄せする。	業務の中で名寄せを行う（付番の際の業務ルール）。	個人番号が蓄積することにより、個人番号で機械的に名寄せする。

E付番 データクレンジング：状況

Copyright (c) City of Chiba All rights reserved.

データクレンジングの作業にあたり、まず既存宛名DBのデータ格納状況を確認したところ、約132万人の登録がありました。 今後は、この結果を元に対応方針を検討します。

【宛名DB格納状況】

（単位は人。百人未満切り捨て。平成25年12月現在）

状　況	市内住所	市外住所	基本なし※	合　計	
個別業務で使用中	192,900	248,300	378,800	820,000	B
全業務未使用	115,400	392,200	100	507,700	A
合　計	308,300	640,500	378,900	1,327,700	

※ 「基本なし」とは、住所等の基本情報を保有するレコードが存在しないもの。
住民記録上に基本情報を保有しているため、市内外の切り分けは住民記録を参照することで可能。

A	削　除	業務システムにおいて利用が無いもの（未使用）は、所管課で確認の上、削除	
B	住基情報とマッチング	住基現存者と番号が一致するものは対象外	38 万件
C	不備データの週出	基本情報が揃っていないものを抽出、所管課で確認	12 万件
E	同一人の紐付	同一人候補者リストを作成し（データ処理）、所管課で紐付	? 万件

参考6

番号制度（付番・符号生成・情報連携）のイメージ

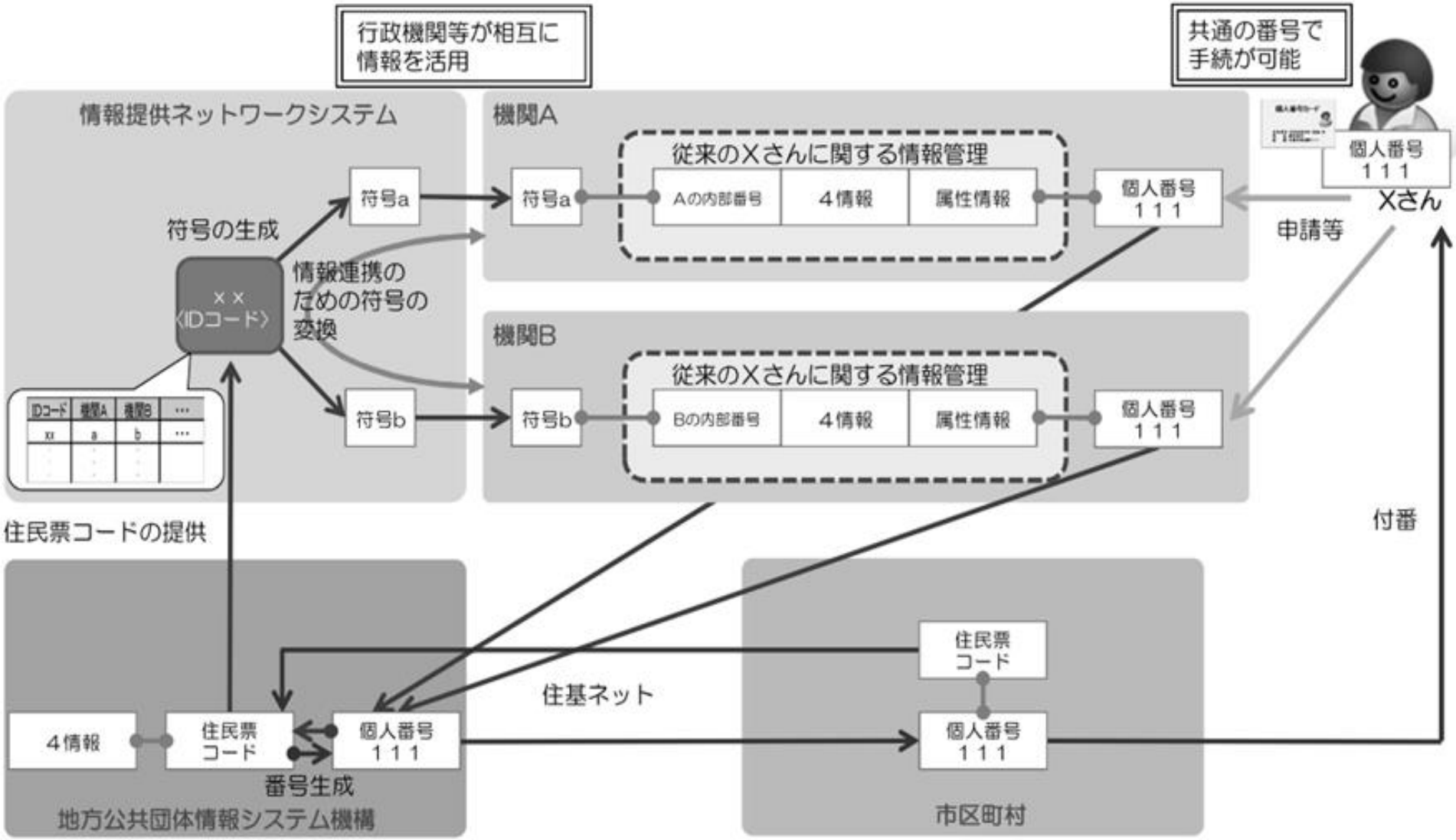

1.付番：市町村長の求めを受け機構が番号を生成し、市町村長が付番（　）　ー
2.符号生成：各機関は情報連携のため、符号を取得（情報提供ネットワークシステムが符号を生成）（　）　ー
3.情報連携：各機関は情報提供ネットワークシステムを通じて符号により情報連携（　）　ー

【出典】総務省「平成25年度全国担当者説明会・研修会　資料1－4」

F 独 自

独自利用事務検討 ～システム構築

担当部門	業務改革推進課、業務所管課
実施内容	自治体独自の共通番号利用事務を検討した上で、係るシステムを構築・改修する。
重要事項	• 新規業務フロー • システム改修 • 書式・規定改定

F 独自 検討フロー

Copyright (c) City of Chiba All rights reserved.

「F. 独自利用事務検討～システム構築（改修）」の検討フローは、以下のステップを想定しています。独自利用は必須ではないので、自治体により取組みに差異があります。

F-1	新サービス検討
目　的	番号制度のしくみを活用した自治体独自（ユニーク）の活用方法を検討する。
方　法	法律上の制限を理解した上で、活用アイディアを抽出し、効果や実現性について検討する。
重　点 項　目	活用アイディア
資　料	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） ・地方公共団体における番号制度の導入ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ【H25.8】
作成物	活用アイディア（案）

G-6	新サービスに係る制度確認
目　的	活用アイディアについて法制度や、条例上の確認を行う。
方　法	番号利用について所管官庁に確認し、制定すべき条例について検討する。
重　点 項　目	法制度との整合性
資　料	・地方公共団体における番号制度の導入ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ【H25.8】 ・特定個人情報保護評価指針、同解説（26.4）
作成物	確認項目リスト

F-2 F-3	新サービス システムPIA・構築
目　的	新サービスを実現するためのシステム構築（改修）とPIA
方　法	要件定義のあとPIAを実施し、情報システムを構築（改修）する。
重　点 項　目	データベース構造（PIA）
資　料	・地方公共団体における番号制度の導入ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ【H25.8】 ・特定個人情報保護評価指針、同解説（26.4）
作成物	システム要件定義

F 独自 検討領域

Copyright (c) City of Chiba All rights reserved.

番号制度の中核的な領域（対外情報連携、カード、マイ・ポータル）での自治体独自利用は、制度や技術的な制限が厳しい状況です。一方、周辺領域には様々な利用発展の可能性があります。

番号活用領域		可能性	
庁内情報連携		×	引き続き宛名番号を利用
対外情報連携	税 社会保障 防災	△	制度面での制限が大きい
カード個人番号利用	税 社会保障 防災	△	制度面での制限が大きい
カードIC空容量利用	公共カード 健康情報 ポイント	○	公的サービスに汎用利用
マイ・ポータル（JPKI認証）	税 社会保障 防災	△	利用面で利便性が低い
マイ・ポータル（ID/Pwd認証）	税 社会保障 防災	○	電子私書箱として利用
法人番号（庁内での利用）		○	事業者向手続に活用

番号活用領域		可能性	
市手続連携サービス	官民連携	○	外部ポータル／アプリ
対外手続連携サービス		×	制度面での制限が大きい
カード連携サービス	ポイント 優待	○	電子サービスと連動するサービス 空容量を利用するサービス
マイ・ポータル連携サービス	市民ポータル ポイント Web手続	○	電子サービスと連動するサービス 外部ポータル／アプリ
法人番号団体間情報連携サービス		○	信憑情報の団体間共有

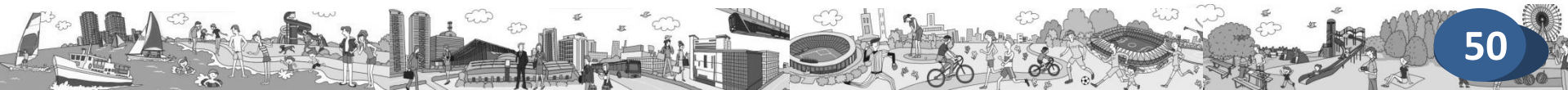

F 独自 活用案①:マルチカード

Copyright (c) City of Chiba All rights reserved.

マルチカードは、さまざまな公共サービスに容易にアクセスし、簡単に利用するためのカードです。
これまでの千葉市のサービスに加えて、番号制度にともなう新たなサービスも利用できます。

イメージ:「日常持ち歩くカード」

＜市　民＞

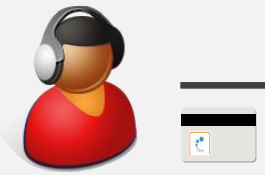

＜公共サービス＞

キオスク端末
コンビニ

図書館
スポーツ施設
コミュニティセンタ

救急搬送時
災害時

カード機能

- 身分証明書
- 印鑑証明書発行
- 複数の公共サービスの利用者カード
- 病歴など緊急時利用情報の収納

対　象

- 希望する一般市民
- 個人番号カードを取得

サービス項目

- コンビニやキオスク端末での証明書発行
- 図書館や公共施設の利用（利用者カード）
- 緊急時の既往症や常用薬の確認
- 役所の窓口で職員の補助によるマイ・ポータル参照
  （自分自身でパソコン等を利用して参照することも可能）

特　徴

- カード提示のみで利用できるサービスが多い
  （パソコンを使えない人も番号制度の恩恵を享受）
- 複数の公共サービスが一枚のカードで利用可能
- 公共サービスの利用場所が増える（コンビニなど）
- 緊急時に必要となる情報の収納手段

F 独自 活用案②：市民ポイント

Copyright (c) City of Chiba All rights reserved.

市民ポイントは、社会に貢献した人への認知と報償です。これにより、社会に貢献するクオリティ市民を奨励します。

イメージ：「社会貢献へのインセンティブ」

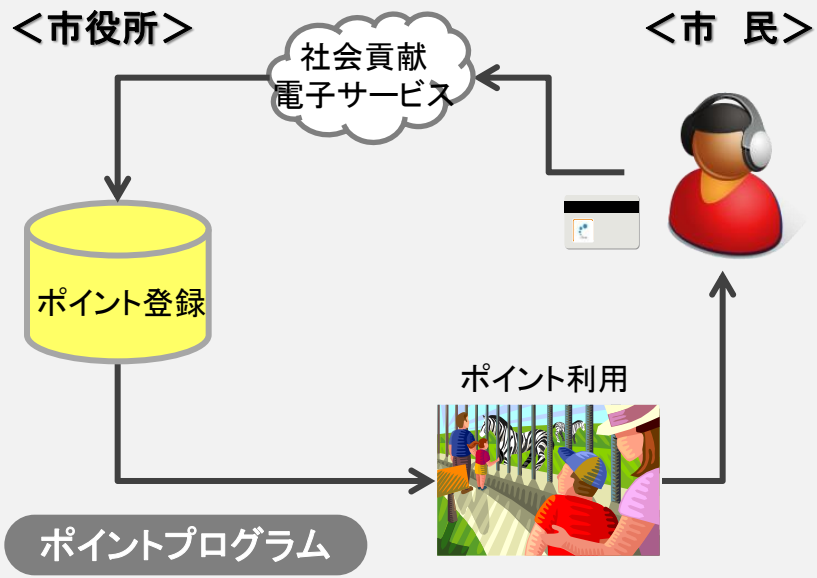

- 市民の社会貢献（ボランティア、電子サービスへの切り替え等）に対しポイントを付与
- ポイントは、公共サービス（動物園、図書館、科学館、スポーツ施設）に引き換え可能

対　象

- 希望する一般市民
- ポイントカードを取得（民間ポイントへの相乗りも検討）
- 特に、ボランティアをする人、電子サービスを活用する人

サービス項目

- ポイントカード（又は、ポイントアプリ）の発行
- 社会貢献活動へのポイント付与
- 貢献度の高い人へのステータス（カード色・ランク）付与
- 公共サービスへのポイント利用（クーポン的利用）

特　徴

- ボランティアへの後押し・社会的認知（市民）
- 官民協働への市民参加促進（市役所）
- 電子サービスへの誘因（市役所）
- クオリティ市民（社会貢献、健康、ITリテラシー高い、自律型）の奨励（市役所）

F 独自　個人番号カード利活用のイメージ

ふだん使うカード

(1)おまとめカード
一枚のカードでたくさんの公共サービスを利用できる。

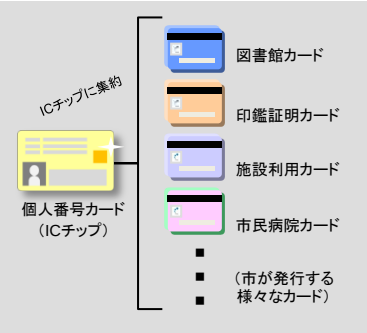

(2)マイ・ポータル利用
マイ・ポータルで行政からのサービス案内や電子申請が利用できる。

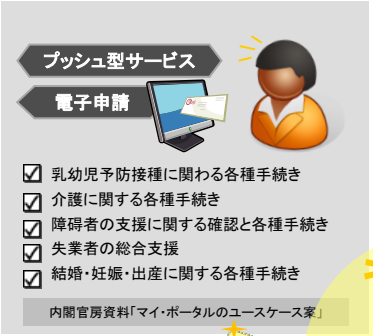

緊急時に役立つカード

(1)避難所チェックイン
避難所にチェックインすると、情報を家族に共有できる。

(2)救急搬送記録
救急隊が過去の救急搬送記録にアクセスできる(原因の特定に役立つ)。

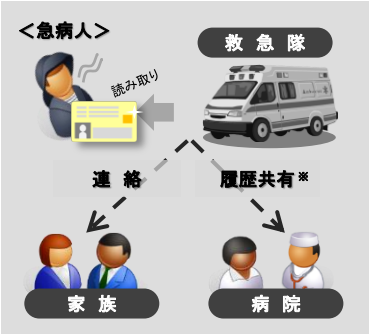

※ハンディキャップやアレルギーなど特殊情報も登録・共有

バイタル情報へのアクセス

(1)母子手帳
予防接種の記録など幼少期の健康記録にアクセスできる(感染症対策)。

(2)お薬手帳／レセプトデータ
服用している薬の情報にアクセスできる(災害時など)。

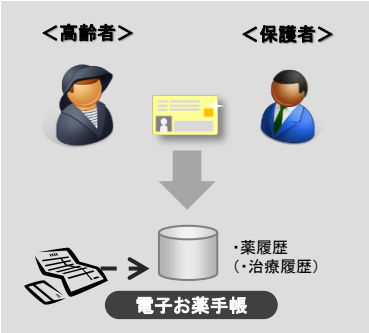

行政サービス提供の基盤

(1)キオスク端末対応
近くの施設のキオスク端末で公共サービスを受ける事ができる。

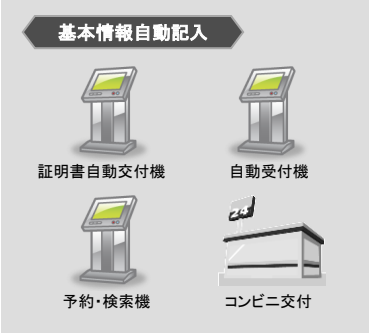

(2)ポイントプログラム
行政のポイントプログラムのメンバーシップカードにする。

※市からの通知や案内を郵送ではなくインターネットで受け取るサービスを利用した場合のポイント

F 独自 活用案③：千葉市民ポータル

CHIBA 千葉市

Copyright (c) City of Chiba All rights reserved.

市民ポータルは、市民と市役所をつなぐ電子私書箱です。市民は、PCやスマホ等でアクセスし、市役所からの案内を確認したり、電子的に申請したりします。

イメージ：「市民の電子私書箱」

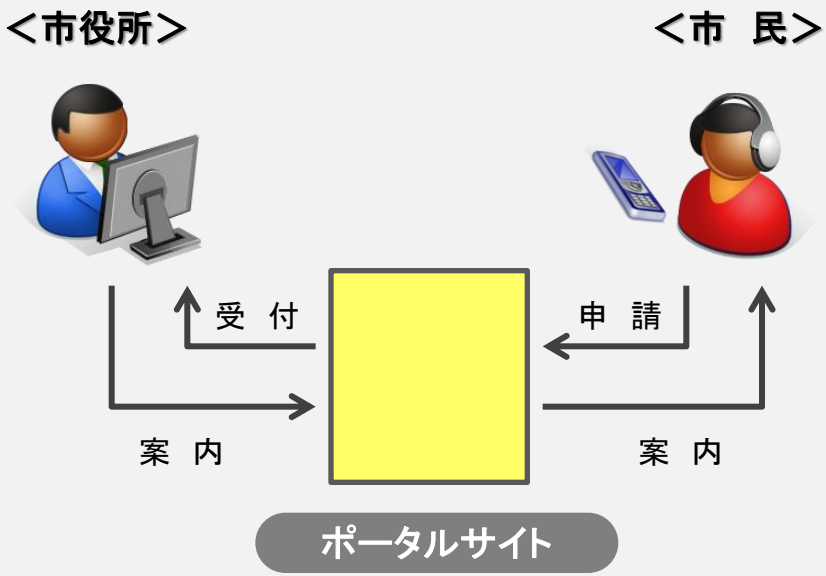

- パソコンやスマホでアクセスできるインターネットサービス
- 市からの案内、市への申請が可能

対　象

- 希望する一般市民
- パソコンかスマホを所有
- 特に、市役所とのコミュニケーションの多い世帯（妊婦、乳幼児子育て、身障者、介護等）

サービス項目

- 市民への通知（公共料金等）
- 市民へのサービス案内（プロアクティブ）
- 市民からの電子申請（訪問日の予約など）

特　徴

- 自分に関係のある（セレクトされた）サービスの案内が届く（市民）
- どこからでも案内を確認でき、申請できる（市民）
- 郵送の費用が低減できる（市役所）
- タイムリーに案内でき、開封確認もできる（市役所）

F 独自　マイガバメントを活用した市民ポータル

1 データ活用の課題

国民本人がデータを管理しないなかで、データ管理団体同士が活用について議論している。

課題

■ オープンデータとプライバシー
・行政が保有するデータを公開して広く活用してもらいたい。
⇒重要なデータの多くは個人情報で開示できない。

■ ビッグデータと目的外利用
・庁内の様々なデータを掛け合わせて解析したい。
⇒個別の事業のために収集したデータで許諾がない。

■ 官民連携と情報流通のプラットフォーム
・官民の情報を掛合わせることにより有益なデータになる。
⇒公共の情報基盤に民間が接続できない。

今後の方向性

国民は・・・

① 自分に関わる情報を所有できる。
・データとして取得し、任意の場所に保持できる。
⇒例：健康診断結果やお薬手帳のデータ

② 官民に分散する情報を集約できる。
・関係する情報を一箇所に集約できる。
⇒例：保険や自動車に関わる情報

③ 誰に開示するかコントロールできる。
・集約した情報を誰に開示するか自分で決める。
⇒医療情報を医療機関と研究機関に開示

④ サービスを任意に選べる。
・複数の情報サービスから自分に合ったものを選べる。
⇒他のサービスにデータ引っ越し可能

2 マイガバメントへの期待

利用者の特定個人情報等の閲覧を可能とする情報提供等記録開示システム（いわゆるマイ・ポータル）を拡張し、暮らしに係る官民の利便性の高いオンラインサービスを、誰もが安全かつ手軽に利用できる「マイガバメント」を構築する。

期待される機能

① 民間によるユニークなアプリ開発
・民間はマイガバメント（仮）に対応した様々な機能のアプリを提供。国民は任意に選択し利用する（データ保存、データ処理）。

② 官民のデータを集約
・マイ・ポータルからは行政の持つ自分の情報、民間サイト（利用者向マイページ等）からは民間の持つ自分のデータを取得する。

③ ワンストップでの電子手続
・データ処理終了後の行政機関への申請はマイ・ポータルを通じて行い、民間企業への申請は各社の利用者ページを通じて行う。

④ 将来にわたる情報の保存と開示のコントロール
・自分のデータを自分の選んだアプリの中に保存。他のアプリにデータを移行させることもできる。また、情報の共有や提供先を任意に設定できる。

イメージ

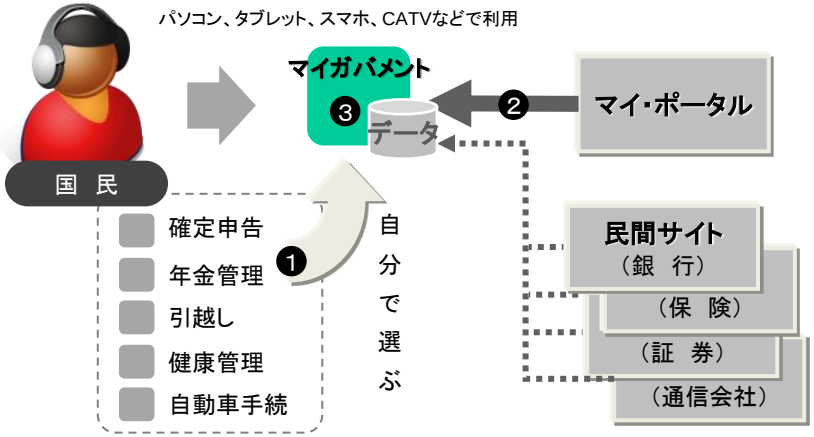

＜自治体の目論見＞
・マイガバメントを活用して市民向けサービスを提供する市民ポータルを整備。
・サービスは、「引っ越しに係る官民両方の手続き」や「母子手帳の官民情報連携」など想定。
・基本的なプラットフォームは民間企業が提供し、自治体はそれを採用。

F 独自 活用案④：web事前手続き

Copyright (c) City of Chiba All rights reserved.

インターネット事前手続きは、従来市民が窓口で申請書に記入していたものを、窓口訪問前にweb画面で事前入力するサービスです。窓口での迅速なサービス提供に役立ちます。

イメージ：「窓口エクスプレス」

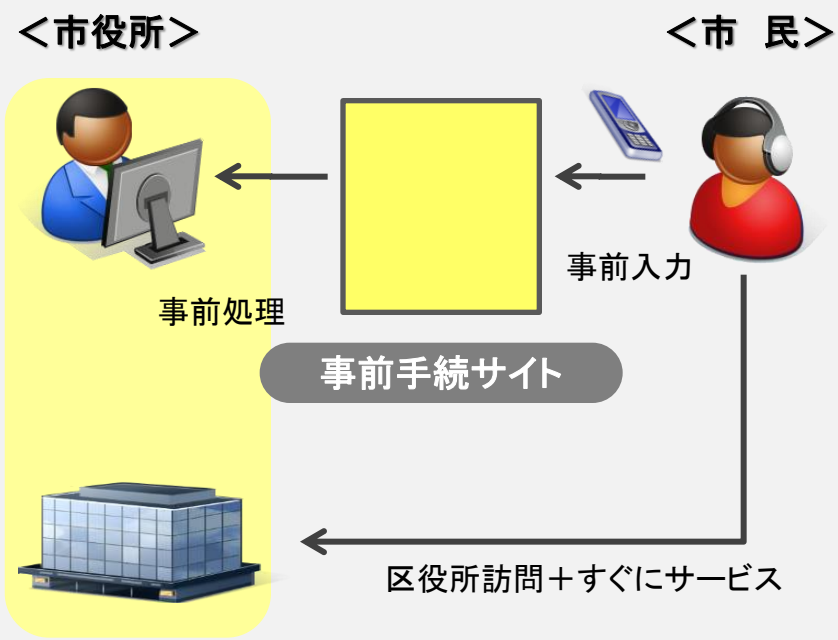

- パソコンやスマホで申請書を事前入力
- 区役所を訪問すると本人確認後、すぐにサービス提供

対　象

- 希望する一般市民
- パソコンかスマホを所有
- 特に、多忙な人、電子サービスを活用する人

サービス項目

- インターネットで事前手続きサイトを提供
- 入力情報を集中処理センターで事前処理
- 区役所にエクスプレス窓口
- 予約番号と本人確認で迅速なサービス提供

特　徴

- 迅速な手続き（市民）
- 訪問日時の予約（市役所）
- 事務処理の集約（集中処理センター）（市役所）
- 窓口の混雑緩和（市役所）
- 情報入力業務の軽減（市役所）

F 独自 活用案⑤：パブリックアカウント

Copyright (c) City of Chiba All rights reserved.

パブリックアカウントは、公共団体に向けた企業の電子私書箱です。情報の登録やライセンスの更新など公共団体と民間企業の情報のやり取りを集約することで双方の利便性を高めます。

イメージ：「企業の電子私書箱」

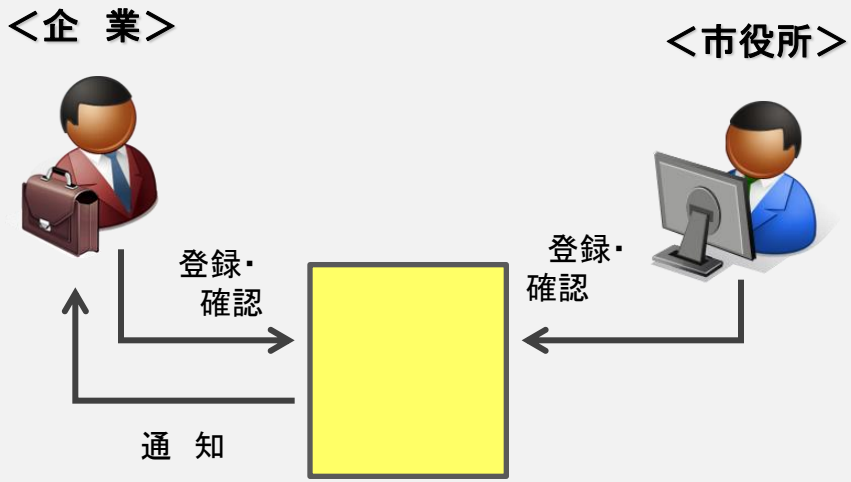

アカウント

- 企業の電子私書箱
- 企業ごとの情報を登録
- 行政機関とのやり取りに使用

ポータルサイト

- 全国の行政機関の調達や補助金情報を集約
- オープンデータ情報の集約

対　象

- 民間企業
- 行政機関（複数の機関）

サービス項目

- 企業の基本情報（所在地、連絡先、取引口座）
  →企業が登録、役所が参照
- 企業の資格情報（入札制限、入札資格、ライセンス）
  →役所が登録、役所と企業が参照
- 調達情報（プッシュ型で情報を案内）
  →役所が登録、関係あるものを企業に通知

特　徴

- 事務手続きの軽減（企業・役所）
- 情報の獲得と参入機会増加（企業）
- 事業者へのチェック機能（役所）
- 入札動向など統計情報（役所）

F 独自　パブリック・アカウント

① 事業者手続の課題

手続きの煩雑さと反復が事業者と行政機関の双方に負荷となっている。

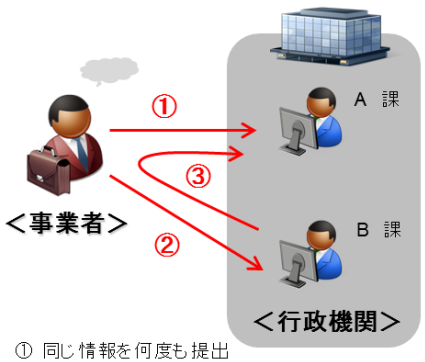

① 同じ情報を何度も提出
② 同じ情報を違う部署へ重複して提出
③ ある部署で取得した証明書を別の部署に提出

② 簡素化の方法

事業者と行政機関の双方が基本となる情報を登録することにより、書類提出を軽減する。

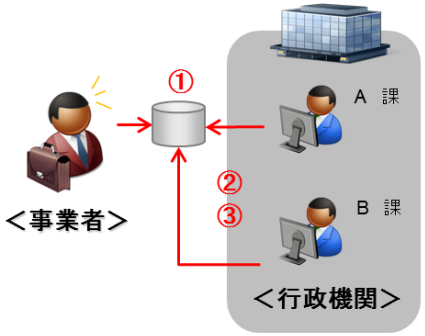

① 頻繁に使う情報を事業者が登録
（何度も書類を提出する必要はない）
② 許認可など資格情報を行政機関が登録
③ 複数の部署や行政機関が情報を参照

③ 情報を共有するサービス

事業者と行政機関が情報を交換するためのポータルサイトとアカウント（事業者ごとの電子私書箱）を設置する。

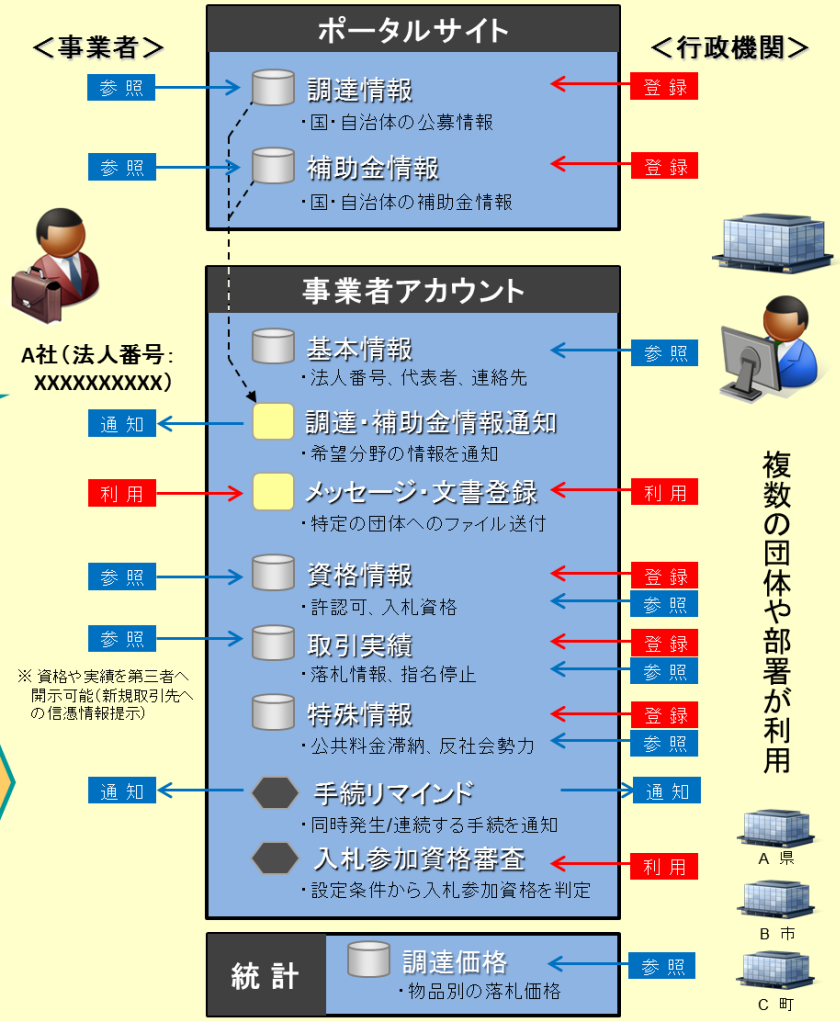

④ 特長・メリット

左のサービスを実現することにより、事務の軽減と調達の公正化が推進されます。

（1）事務手続きの軽減
・事業者と行政機関共に書類授受機会が減少し、作業負荷が低減される。

（2）事業者の調達参入機会の増加
・調達情報の集約や自動通知により、情報入手の負荷が低減される。

（3）行政機関のチェック機能の向上
・保有資格、取引実績、納税など事業者情報の共有により、チェック機能が向上。

（4）調達動向の把握
・蓄積される情報から物品・サービス毎の調達価格の動向が判明する。

⑤ 推進方法

マイガバメント（法人向け）の基本機能として実現。

（1）法令との関係
・番号制度にて導入される法人番号を利用する。事業所番号は別途検討。

（2）利用団体
・任意の行政機関が参加。入札システムと連携して普及させる。

（3）サービス運営主体
・全国的にサービスを展開できる財団法人、独立行政法人など中立的団体を想定。

（4）研究・開発
・番号制度開始に向けて準備。
・省庁、都道府県、市町村、シンクタンク等による研究（手続、機能の洗い出し）、プロトタイプ構築。

参考7

個人番号と法人番号の比較

	所管：総務省　個人番号　12桁	所管：国税庁　法人番号　13桁
施行	平成27年10月通知（予定） 平成28年1月利用開始（予定）	平成27年10月通知（予定） ※ 施行と同時に利用開始
付番	すべての日本国住民	国、地方公共団体、すべての登記法人、税法上届出義務のある法人又は人格のない社団等など ※1法人等に1法人番号。営業所、事業所単位に付番されるものではない。また、個人事業主には法人番号は付番されない。
通知等	本人に通知カードで通知	法人等に書面で通知するとともに、原則として国税庁のHPで商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地とともに検索可能なかたちで公表 ※人格のない社団等の公表については、予めその代表者又は管理人の同意を得たもののみ。
利用	番号法に規定した範囲に限定	特段の規定なし ※原則として民間でも自由に利用可能
提供	原則禁止。番号法に規定した場合にのみ提供制限を解除。	特段の規定なし ※原則として民間でも自由に流通可能
本人確認	番号の授受の際、本人確認義務 申請により個人番号カードを交付	特段の規定なし

・法人番号は、行政機関等のみならず、民間事業者の創意工夫による自由な利用が可能
・民間事業者の法人番号活用によるイノベーション創出に期待

出典：平成26年度社会保障・税番号制度担当者説明会資料

参考8

地方公共団体における番号の活用可能性

現在の宛名システムでは対応困難なもの

- 転出入のある住民（再転入など）
- 転入者の前年度の所得証明
- 住登外者（固定資産税の賦課など）
- 年途中の転職者や複数の給与支払者から給与を受けている住民の名寄せ
- 近隣市町村から通っている患者
- 広域連合、一部事務組合における統一処理
- 個人番号カードによる本人確認
- マイ・ポータルを活用したプッシュ型サービス

(1) 個人番号を活用して、より正確で確実な情報管理

① 継続的な状況把握
② より効率的な名寄せ
③ 他市町村の住民への展開
④ 新たな情報収集による政策の高度化

(2) 他団体等との情報連携によるサービスの向上

① さらなる添付書類の削減
② さらなる手続ワンストップ
③ 調査の効率化
④ 情報連携による政策の高度化
⑤ 情報連携による共同処理への活用

(3) 個人番号カードを活用したより確実な本人確認

① より正確かつ円滑な本人確認
② より安全なログイン
③ 個人番号カードの条例利用による行政サービスの向上

(4) プッシュ型のお知らせ

① 必要な手続についてのプッシュ型お知らせ
② 審査等のステータスについてのプッシュ型お知らせ
③ マイ・ポータルとの連携による相乗効果

行政改革

窓口の総合化

書類審査から現場へ

政策の質の向上

【出典】内閣官房「社会保障・税番号制度の導入が地方公共団体に与える影響について」

参考9

調査研究における提言（システムの構成イメージ（案））

・「情報提供等記録開示機能」、「自己情報表示機能」、「プッシュ型サービス」及び「返答機能」の仕組みは、情報提供ネットワークシステム及び「符号」を活用してサービスを提供することから、情報提供ネットワークシステムの設計・開発等と十分連携し、必要に応じて一体となって設計・開発等を実施すべきであると考えられる。

・ＩＤ及びパスワード等でより簡単にログイン可能なシステムを活用した「プッシュ型サービス」、「電子申請」及び「その他の各種サービス」の仕組みは、既に多くの類似したサービスが提供されていることからも、新たに情報システムを用意することによる二重投資とならないよう、既存の情報システムとの適切な役割分担を設定するとともに、費用対効果も十分に踏まえ設計・開発等を実施すべきであると考えられる。

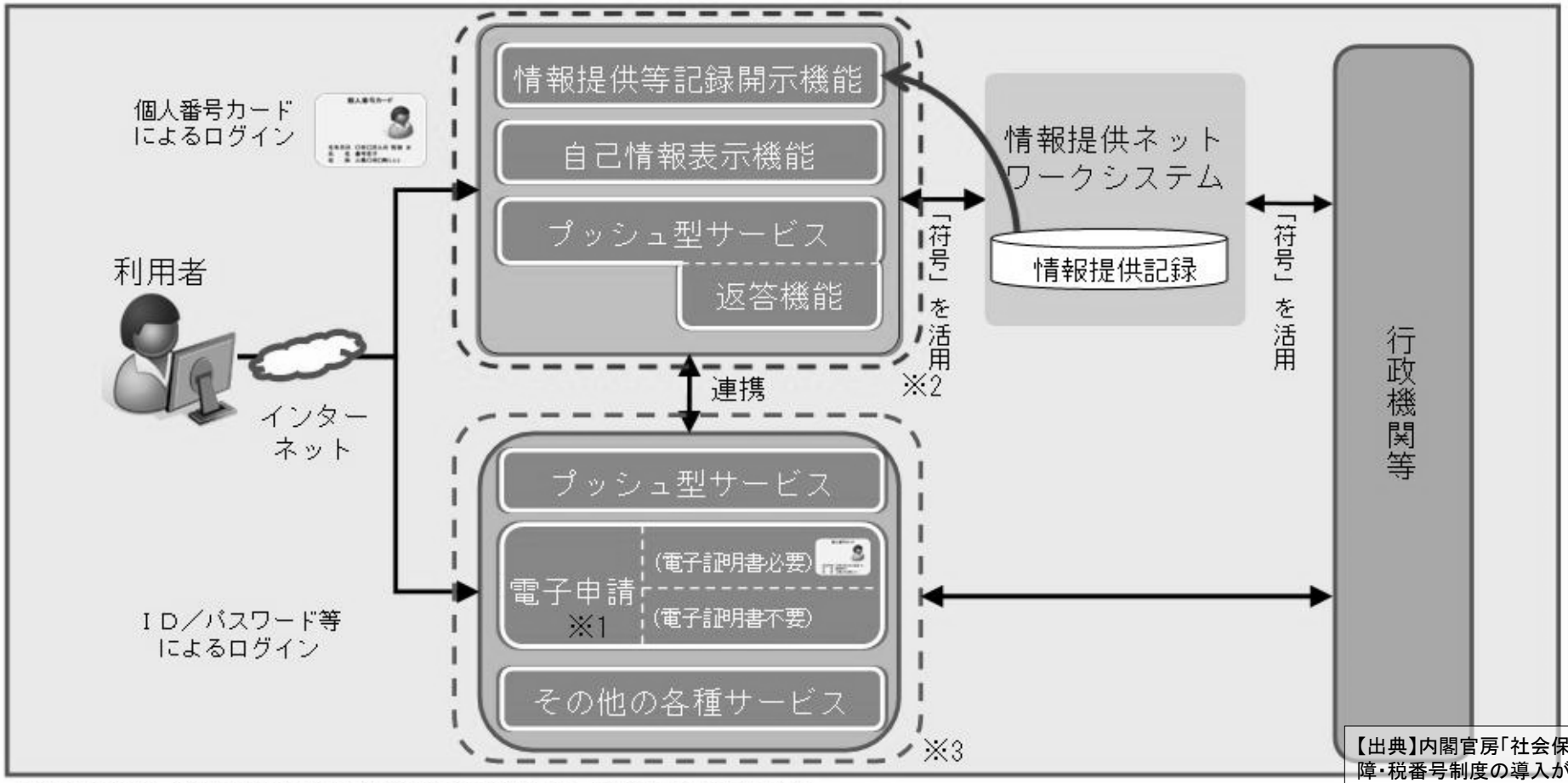

【出典】内閣官房「社会保障・税番号制度の導入が地方公共団体に与える影響について」

※1 電子申請は、ID/パスワードに加え電子証明書が必要な申請など、様々なタイプが想定される。
※2 赤の点線の枠内は、情報提供ネットワークシステムを活用した基本サービス
※3 青の点線の枠内は、既存の情報システムの活用やID及びパスワード等でより簡単にログイン可能なシステムを活用した基本サービス

参考10

情報提供等記録開示システムのユースケース等に係る調査研究

付則第6条第5項

○政府は、法律施行後１年を目途として、情報提供等記録開示システム（マイ・ポータル）を設置する。

調査研究

○マイ・ポータルで想定されるサービスの中からユースケース（10件）を選定し、ＩＴを活用したサービスの事例調査（15件）の結果と比較し、現在抱えている問題点の洗い出しや、マイ・ポータルを実現する際の課題及び課題解決策の検討。

マイ・ポータル（基本サービスイメージ）	サービス実現に向けた考え方
情報提供記録表示 ○自分の特定個人情報をいつ、誰が、なぜ情報提供したのを確認する機能（附則第6条第5項）	・　個人番号カードに格納される利用者証明用電子証明書による本人認証及び情報提供ネットワークシステムを活用して提供することが適当と考えられる。 ・　表示対象となる情報提供記録を細かく絞り込むよりも、対象期間の指定等、シンプルな条件設定で利用者が情報提供記録を取得できるようにすることが考えられる。
自己情報表示 ○行政機関などが持っている自分の特定個人情報について確認する機能（附則第6条第6項第1号）	・　情報保有機関に対して自己情報表示を要求する際には「符号」を活用することが有効と考えられる等、情報提供ネットワークシステムを活用して提供することが適切であると考えられる。 ・　利用者が必要とする自己情報を容易に選択可能とするためには、検索機能を提供する必要があるが、その条件設定としては、①情報保有機関名、②自己情報の名称、③カテゴリー（分野）が考えられる。
プッシュ型サービス ○一人ひとりに合った行政機関などからのお知らせを表示する機能（附則第6条第6項第2号）	・　既存の情報システムの情報配信サービスと情報提供ネットワークシステムを活用したプッシュ型サービスを併用することが適切であると考えられる。 ・　プッシュ型サービスのお知らせへ簡単に返答する機能を提供することは利用者の利便性の向上に有効と考えられ、またこの機能は「符号」を活用することで効率的に提供できると考えられる。
ワンストップサービス（※） ○行政機関などへの手続を一度で済ませる機能（附則第6条第6項第3号）	・　情報提供ネットワークシステムを活用した電子申請を設けるよりも、既存の情報システムの電子申請の活用や、既存の情報システムの電子申請において、自己情報表示機能で確認した自己情報の活用等により、利用者の利便性の向上を図ってくべきであると考えられる。

※　マイ・ポータルでは、ワンストップサービスの実現について検討されている。ワンストップサービスを実現する上で必要となる基本的な機能は、行政機関等への電子申請を行うことができる機能であるため、調査研究では、広く一般的な電子申請の仕組みについて調査、分析、検討を行った。

【出典】総務省「平成25年度全国担当者説明会・研修会　資料1－2」

参考 11

分析したユースケース

マイ・ポータルを活用することによって、行政サービスの向上等が期待されるユースケース案を分析

項番	名　称	対象分野	想定されるサービスのイメージ
1	更なる利便性を確保した確定申告	税務	・税務当局等から確定申告のお知らせ等が通知される。 ・確定申告に必要な情報を入手し、申告書作成に活用できる。
2	大学等奨学金事業における各種手続	教育	・奨学金返還者に残額のお知らせ、返還のリマインド等が通知される。 ・減額返還等の申請のために、所得金額の確認を行うことができる。
3	被災時におけるマイ・ポータルの活用	災害	・災害発生後に被災者を支援する制度のお知らせが通知される。 ・遠隔地に避難した利用者がオンラインで地方公共団体に支援制度を申請できる。
4	乳幼児等予防接種に関する各種手続	子育	・乳幼児の保護者に対して、必要な予防接種の案内が通知され、接種予定日前にはリマインド通知が届く。 ・必要に応じて接種記録の確認を行うことができる。
5	年金に関する確認と各種手続	転職 退職	・年金の加入状況等、国民年金の資格取得の案内やねんきん定期便のお知らせ等が通知される。 ・国民年金の加入手続をオンラインで申込むことができる。
6	介護に関する各種手続	介護	・要介護認定の認定完了の通知、利用できる介護サービスや補助制度の案内等が通知される。 ・案内された負担軽減措置等をオンラインで申込むことができる。
7	障害者の支援に関する確認と各種手続	障害	・地方公共団体が行う支援等の情報が通知され、居住地で受けられるサービスの案内等が通知される。 ・案内された負担軽減措置等をオンラインで申込むことができる。
8	失業者の総合支援	就労	・地方公共団体やハローワークが提供する就業支援サービス等、求職活動に役立つ案内が通知される。 ・送られてきた通知から、地方公共団体が開催するイベントへの参加をオンラインで申込むことができる。
9	個人番号カード等に関する各種お知らせ	－	・個人番号カード及び電子証明書の更新のお知らせ等が通知され、オンラインで更新申請の手続を行うことができる。
10	結婚・妊娠・出産に関する各種手続	結婚 妊娠 出産	・健診や出産までに必要な各種手続等の情報が通知され、送られてきた通知から母親教室や育児教室への参加をオンラインで申込むことができる。

【出典】内閣官房「社会保障・税番号制度の導入が地方公共団体に与える影響について」

参考12

ロードマップ①　IT統合戦略本部「世界最先端IT国家創造宣言」及び同「工程表」改訂（H26．6．24閣議決定）

年度	短期			中期			長期		
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年

マイナンバー制度の導入により効率的で利便性の高い電子サービスの実現

- マイナンバー・法人番号の付番・通知準備 → マイナンバー・法人番号の利用
- 情報提供NWS・マイポータルの構築 → 情報提供NWS・マイポータルの運用
- 個人番号カードの交付準備 → 個人番号カードの交付

「マイガバメント」の実現

主な機能・内容の検討

- 主な機能・内容の検討及び所要のシステム構築・制度見直し
  閲覧可能な自己情報の整理・充実
  プッシュ型／ワンストップサービスの検討・調整
  マイガバメント上で入手するデータ利活用

→ 検討を踏まえ、順次、サービス提供を開始
利用者に係る特定個人情報や医療・介護・健康情報の閲覧
個人向けプッシュ型サービス
引越、死亡等のライフベント係るワンストップサービス
税務関係の証明書類の電子化等、電子的に完結するサービス　等

トラストフレームワークの検討

- 官民の本人確認連携基盤及びポータル連携の検討

→ 検討を踏まえ、順次、サービス提供を開始
民間ポータルとの連携
官民連携サービス（e-Taxの確定申告と銀行サイトの納付の連携等）　等

携帯電話・CATVを用いた行政サービスの利用に係る技術的課題の整理

- 利用チャンネル及び認証手段の拡大に向けた検討

→ 検討を踏まえ、順次、利用チャンネル及び認証手段を拡大

- 公共施設等への端末設置や代理利用の整理等
  いわゆる情報弱者の利用に向けた対応策の検討

→ 検討を踏まえ、順次、対応策を実施

個人番号カードの普及

- 暮らしに係る公的サービス及び国家資格等資格証明に係るカード類の一元化に向けた検討
- カード類の一体化等、市町村による独自利用の推進

→
- 検討を踏まえ、順次、個人番号カードへの一体化／一元化を実施
  （健康保険証、各種国家資格等資格証明書、国家公務員身分証明書等）
- 市町村による独自利用の推進
- 民間事業者による空き領域利用ニーズの検討

民間事業者による空き領域利用に係る政令整備

- コンビニ交付等を利用できる地方公共団体・事業者の参加拡大
- 対象手続き拡大の検討

→
- 地方公共団体・事業者の参加拡大
- 検討を踏まえ、順次、対象手続きを拡大

- 本人確認手段としての利用に向けた調整・周知

→ 法令に基づくものを含め、官民の様々な本人確認を要する手続きで利用

- 公的個人認証サービスを利用した行政手続き等の拡大・見直しの検討
- 民間利用のユースケースの明確化

→
- 検討を踏まえ、順次、行政手続き等の拡大・見直しを実施
- 署名検証者の民間事業者への拡大、利用の働きかけ

出典：第5回マイナンバー等分科会資料（H26.5.16）

参考13

ロードマップ②　IT統合戦略本部「世界最先端IT国家創造宣言」及び同「工程表」改訂（H26．6．24閣議決定）

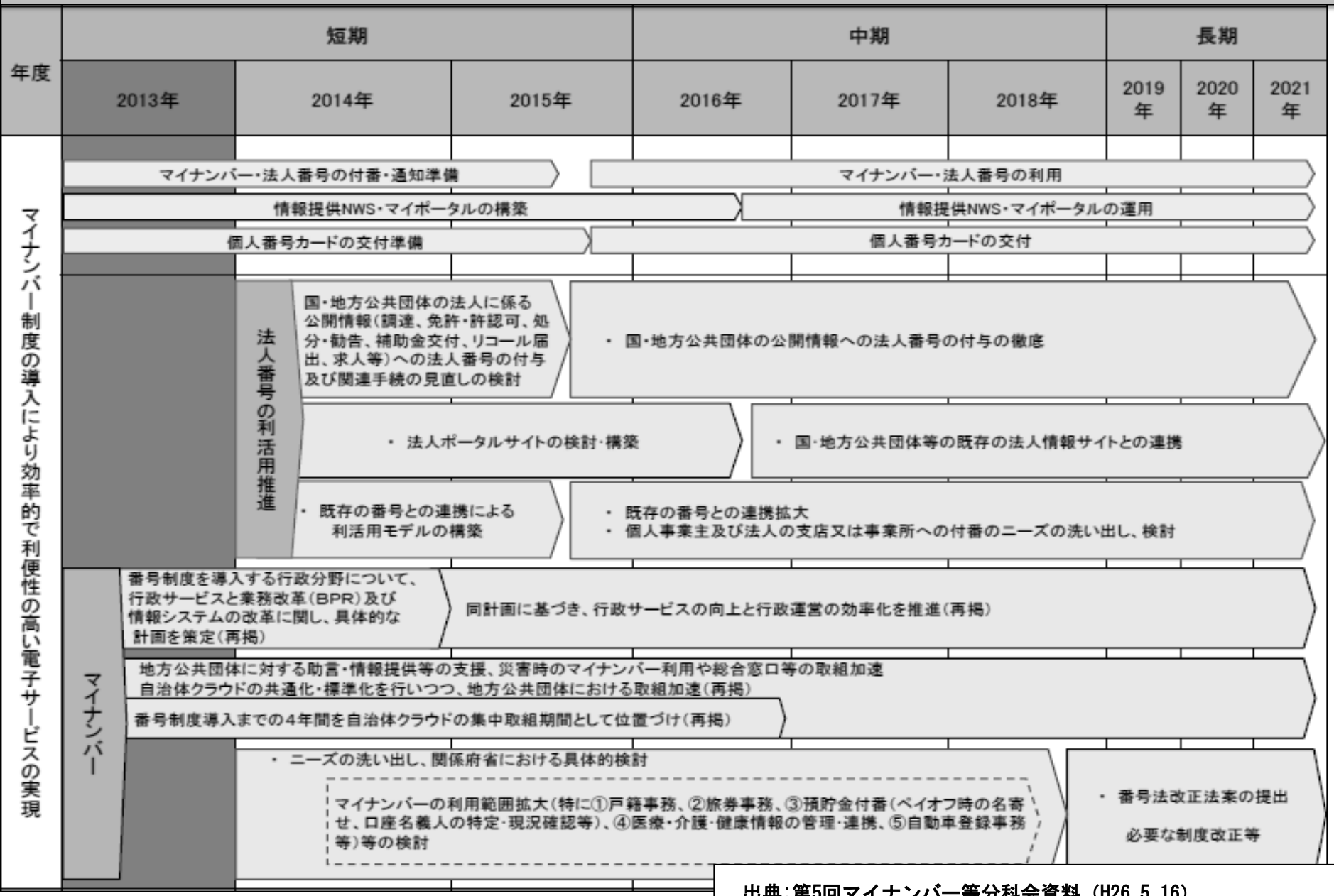

出典：第5回マイナンバー等分科会資料（H26.5.16）

G条例

関連条例整備

担当部門	政策法務課、業務所管課
実施内容	番号制度導入による個人情報の取扱いや業務の変更にともなう条例改正と新規条例の制定。
重要事項	• 個人情報保護条例 • 独自事務条例制定 • 関連条例改正

G 条例 検討フロー

Copyright (c) City of Chiba All rights reserved.

「G. 関連条例整備」の検討フローは、以下のステップを想定しています。

G-1	特定個人情報保護評価（PIA）検討	G-2	個人情報保護条例改正	G-3 G-4	事務変更に伴う改正 独自利用事務条例制定
目　的	特定個人情報保護評価制度の構築に向けた検討を行う。	目　的	番号制度導入に伴う個人情報保護条例の改正を行う。	目　的	事務変更、独自利用事務の実施に伴う条例改正・制定を行う。
方　法	評価制度の実施体制を整備するとともに、第三者点検を行うための委員会の設置を検討する。	方　法	番号法の各規定を踏まえた見直しや、個人番号の利活用のために必要な改正を行う。	方　法	「C.番号取扱事務移行」、「F.独自利用事務検討」の検討結果を踏まえ、条例改正・制定を行う。
重　点 項　目	特定個人情報保護評価制度の構築	重　点 項　目	個人情報保護条例の改正	重　点 項　目	関連条例の改正・制定
資　料	・地方公共団体における番号制度の導入ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ第3章（25.8） ・特定個人情報保護評価指針素案（中間整理）（24.11） ↓ ・特定個人情報保護評価指針、同解説（26.4） ・特定個人情報保護評価の概要（26.6）	資　料	・地方公共団体における番号制度の導入ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ第3章（25.8）	資　料	・番号法第9条第2項の解釈（25..6社会保障・税番号制度に関する国と地方の事務レベルの協議の場配布資料（内閣官房）） ・地方公共団体における番号制度の導入ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ（25.8） ・内閣官房「マイナンバー法第9条第2項及び第19条第9号の条例について」（26.5）
作成物	第三者委員会の設置、または、既存委員会の改組	作成物	個人情報保護条例改正案	作成物	関連条例改正・制定案

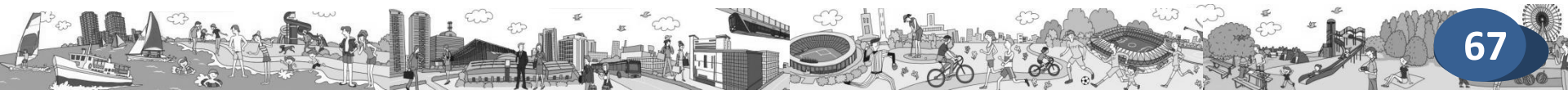

G 条例 PIAの対象範囲

Copyright (c) City of Chiba All rights reserved.

下記は、千葉市の理解する特定個人情報ファイルの対象範囲です。番号法対象業務に指定された時点で、宛名番号で連携していた業務が自由度を失うことが懸念されます。

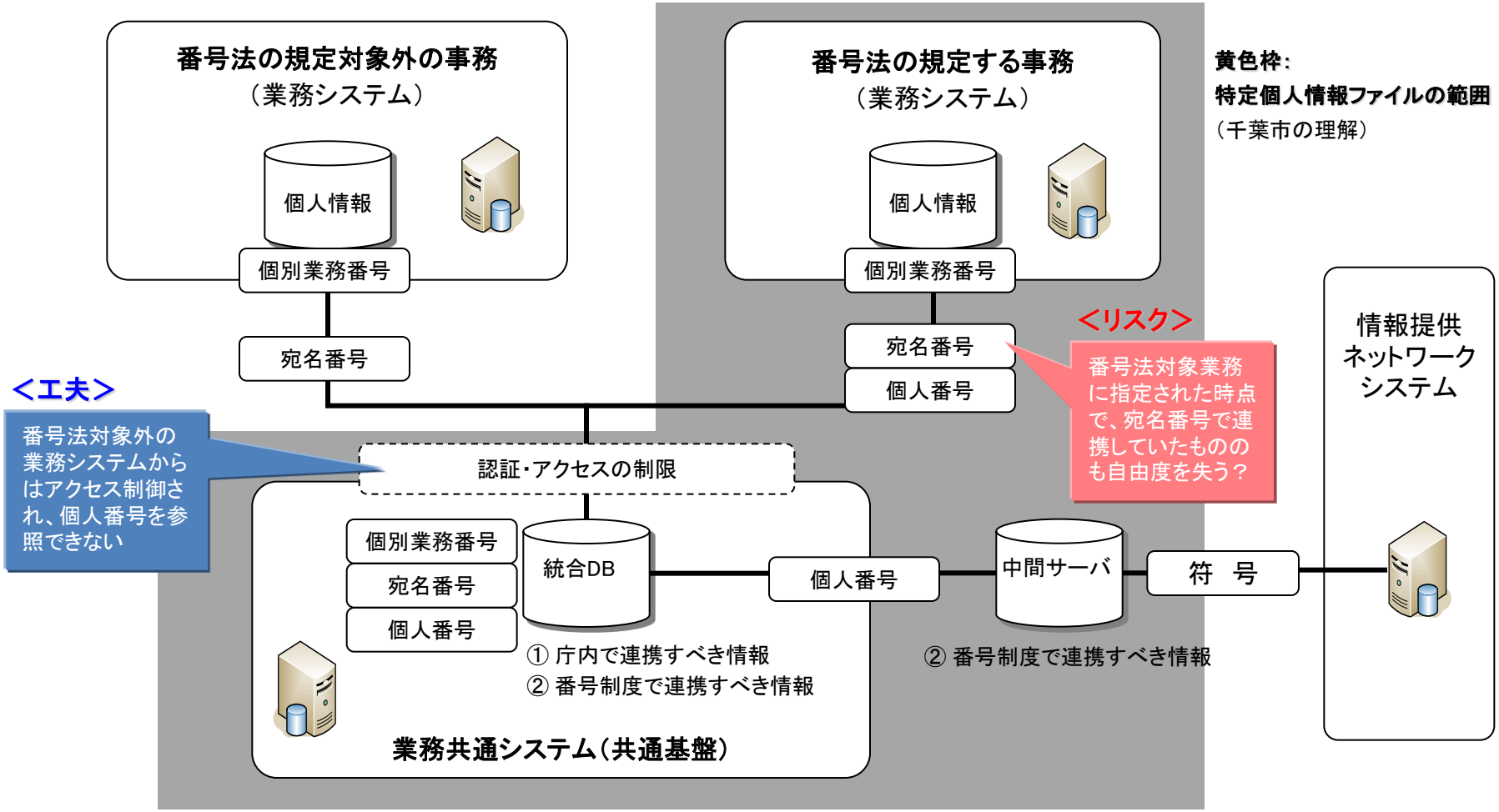

第三者点検

Copyright (c) City of Chiba All rights reserved.

第三者点検の実施については、メリット・デメリットを検討した結果、「千葉市情報公開・個人情報保護審議会」に部会（特定個人情報保護評価部会）を設置しました。

（1）点検機関設置の検討

	設置案の概要	メリット	デメリット
1	既存の附属機関（情報公開・個人情報保護審議会）の委員に、情報システムに知識を有するものを加えた上で、２～３人の委員からなる部会を設置し、その中で評価書の検査を行う。	・ 個人情報保護制度に知見を有する委員が多い ・ 条例等を制定する必要がない ・ 責任の所在が明確である	・ 開催日程の調整等が必要となり機動性に欠ける ・ 情報システムに知識を有する委員が少ない
2	新規の附属機関を設置し、評価書の検査を行う。	・ 委員について情報保護評価に特化した人選ができる ・ 委員を少人数にすれば、報酬が安価ですむ ・ 責任の所在が明確である	・ 設置条例を制定しなければならない ・ 休眠期間の多い附属機関を設置することになる ・ 開催日程の調整等が必要となり機動性に欠ける
3	合議体である附属機関を設けず、有識者個人に検査を依頼する。（アドバイザー等の利用）	・ 情報保護評価に特化した人選ができる ・ 条例等を制定する必要がない ・ 依頼先を少数にすれば、報酬が安価ですむ ・ 開催日程の調整が不要のため、機動的に実施できる	・ 附属機関に比べ、責任の所在が不明確である ・ 複数の有識者に依頼した場合、（合議体ではないので）意見調整・統一的意思形成が困難となる ・ 依頼先を１人にした場合、多角的視点からの考察が困難である

（2）点検機関での審議フロー

1. 審議会（全体会）に諮問（対象となるシステム名を明示）
2. 部会での個別審議
3. 部会から審議会（全体会）に対し審議結果の報告
4. 全体会で答申の決定

G条例 実施プロセス（案）

Copyright (c) City of Chiba All rights reserved.

下記は、当市で想定するPIAの実施プロセスです。各所管で実施できるようH25年度中にマニュアルに纏める予定です。

	実施項目	作業概要	所要期間	準拠規定
1	しきい値判断	・評価対象事務、ファイル範囲の設定 ・必要情報の収集（利用者数、職員数等） ・しきい値評価による評価方式の選定	2週間	・特定個人情報保護評価指針、同解説（H26.4） ・特定個人情報保護評価の概要（H26.6）
2	（関係図書整理）	・評価に必要な図書の整理 ・情報システム関連書類 ・業務フロー及び情報管理関連書類	2週間	・PIA実施マニュアル（庁内で整備）
3	（リスク分析）	・リスク抽出 ・リスク対策の検討 ・規定類の見直し	2週間	・PIA実施マニュアル（庁内で整備） ・リスク抽出チェックリスト（庁内で整備） ・特定個人情報に関する安全管理措置（未定）
4	評価書案の作成	・リスク分析と関係図書の整理 ・評価書案の作成	1週間	・ 特定個人情報保護評価指針、同解説（H26.4）
5	予備審査	・特定個人情報保護評価部会による予備審査 ・外部専門機関による予備審査	4週間	
6	市民意見聴取	・ホームページ等での評価書案の公開 ・市民からの意見聴取 ・評価書案への反映	6週間	・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（未定） ・特定個人情報保護評価指針、同解説（H26.4）
7	第三者点検	・特定個人情報保護評価部会による審査 ・情報公開・個人情報保護審議会への報告 ・評価書の確定	5週間	・特定個人情報保護評価指針、同解説（H26.4）
8	特定個人情報保護委員会への提出	・評価書及び信憑書類の提出	1週間	・特定個人情報保護評価指針、同解説（H26.4）

特定個人情報保護評価対応スケジュール

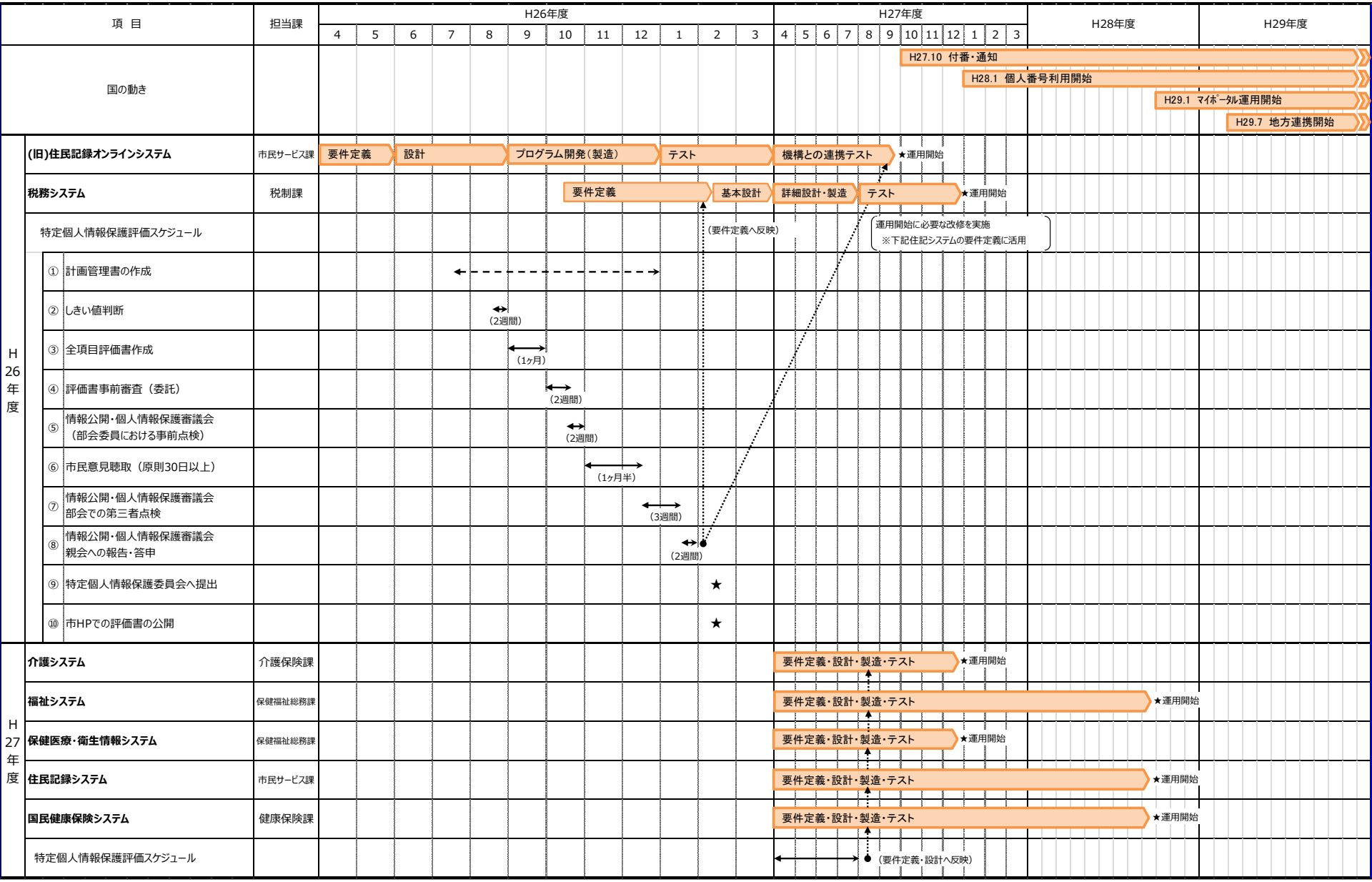

法令施行と条例整備

番号法、機構法、住基法、公的個人認証法等の施行期日について（案）

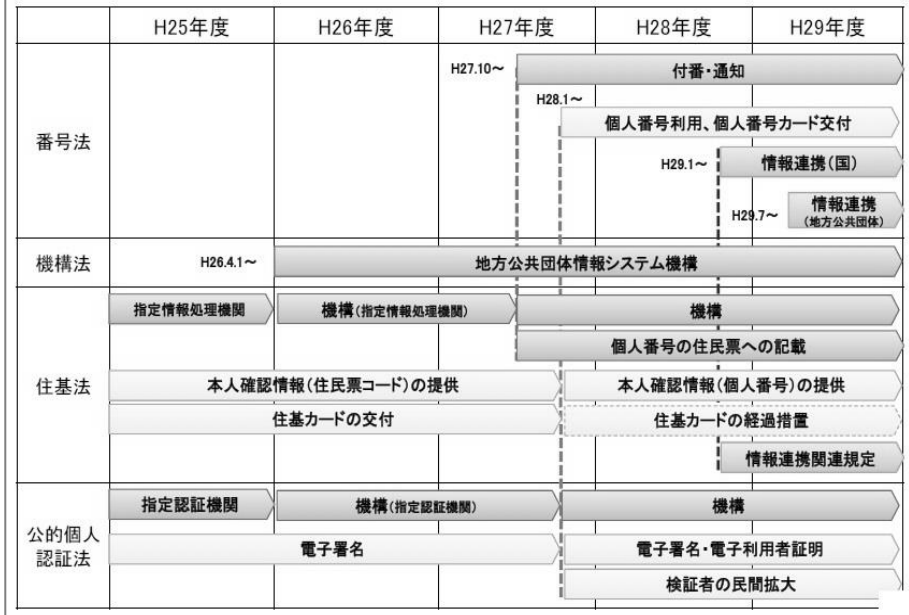

地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン（地方公共団体に求められる取組（制度的措置））のポイント ＜第3章第3節②＞

制度的措置

(1) 番号法第31条に基づく条例改正

① 番号法第29条を踏まえた条例改正（情報提供等記録を除く特定個人情報に関する条例改正）

情報提供等記録を除く特定個人情報について、番号法第29条を踏まえ、条例改正等必要な措置を講じる必要がある（番号法第31条）

項目	措置
目的外利用	目的外利用を以下の場合にのみ認めるようにする。 （あ）人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があるか又は本人の同意を得ることが困難であるとき（番号法第２９条第１項、第２項及び第３項並びに第３２条） （い）激甚災害時等一定の要件を満たすとき（番号法第９条第４項、第２９条第２項及び第３項並びに第３２条）
提供	提供が認められる場合を番号法と整合するようにする（オンライン結合についても同様）。
開示・訂正・利用停止	本人、法定代理人、任意代理人による請求を認めるようにする。
利用停止	利用停止を請求することができる場合として、番号法違反の場合（目的外利用制限違反、収集・保管制限違反、ファイル作成制限違反、提供制限違反）を追加するようにする。
開示	開示手数料の減額・免除を認めるようにする。
	他の法令による開示の実施との重複を認めるようにする。

② 番号法第30条を踏まえた条例改正（情報提供等記録に関する条例改正）

情報提供等記録について、番号法第30条を踏まえ、条例改正等必要な措置を講じる必要がある（番号法第31条）

項目	措置
目的外利用	目的外利用を認めないようにする。
提供	提供が認められる場合を番号法と整合するようにする（オンライン結合についても同様）。
開示・訂正	本人、法定代理人、任意代理人による請求を認めるようにする。
	移送を行わないようにする。
開示	開示手数料の減額・免除を認めるようにする。
	他の法令による開示の実施との重複を認めるようにする。
訂正	訂正にかかる通知先を総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に変更する。
利用停止	利用停止請求を認めないようにする。

(2) 条例独自規定への対応

一部の条例では、地域の独自性に基づく規定が定められているため、番号法における規定との間に整合性が取れていない場合は、条例改正等の検討を行う必要がある。

① 外部提供に係る規定

個人情報の外部提供に係る規定を定めている場合、番号法第19条各号における特定個人情報の提供に係る規定と矛盾が生じないか確認する必要がある。

② オンライン結合の制限に係る規定

他機関における電子計算組織のオンライン結合の禁止等に係る規定を定めている場合、矛盾が生じないか確認する必要がある。

③ 電子計算機の結合の制限に関する規定

自治体クラウド等共同利用する電子計算機の結合を認めている場合、条例における電子計算機との結合に係る規定と番号法第19条の特定個人情報の提供の制限に定められる情報提供ネットワークシステムにおける情報提供に係る規定との整合を確保する必要がある。

(3) 個人番号の利活用のための条例改正

① 利用範囲

特定個人情報の内部利用として、同一機関内で庁内連携システムを介することにより、特定個人情報の効率的な検索を実現することが可能。このために、番号法第9条第2項の規定に従い、条例利用として、複数の事務間で特定個人情報の授受を行う場合について規定する。なお、個人番号を用いずに庁内連携を行う場合は、条例の制定は不要であり、現行どおりの事務が可能。

② 同一地方公共団体の他機関への特定個人情報の提供

同一地方公共団体の他機関に必要な限度で特定個人情報を提供するために、条例で「提供を求める機関」「提供先における事務処理を行う機関」「提供を行う特定個人情報の種類」「事務の種類」の項目を明示する。

③ 個人番号カードの独自利用

番号法第18条の規定に従い、条例で定めるところにより個人番号カードの独自利用が可能。

【出典】総務省「当面の地方行政の課題」（地方自治情報化推進フェア2013）

参考 15

独自利用のための条例

マイナンバー法第9条第2項及び第19条第9号の条例について

※市を例とするもの。

Ⅰ　第9条第2項の条例

- マイナンバー法第9条第2項の条例は、以下について定めるもの。
  ① いわゆる個人番号の独自利用
  ②-1 マイナンバー法に定められた利用事務の処理のために市の同一機関内での特定個人情報の利用
  ②-2 ①で定められた独自利用事務の処理のために市の同一機関内での特定個人情報の利用

イメージ

① 別表第一の上欄に掲げる機関は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

②-1 市長又は市教育委員会は、マイナンバー法別表第二の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第四欄に掲げる特定個人情報であって市長又は市教育委員会の保有するものを利用することができる。ただし、マイナンバー法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

②-2 別表第二の上欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の下欄に掲げる特定個人情報であって当該機関の保有するものを利用することができる。ただし、マイナンバー法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

別表第一

機　関	事　　務
一　市長	○○費助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
二　市教育委員会	▲▲料徴収条例による▲▲料の減免に関する事務であって規則で定めるもの

別表第二

機　関	事　　務	特定個人情報
一　市長	○○費助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
二　市教育委員会	▲▲料徴収条例による▲▲料の減免に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの

マイナンバー法第9条第2項及び第19条第9号の条例について

※市を例とするもの。

Ⅱ　第19条第9号の条例

- マイナンバー法第19条第9号の条例は、市の別機関への特定個人情報の提供について定めるもの。

イメージ

○ マイナンバー法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第三の第一欄に掲げる機関が、同表の第三欄に掲げる者に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第三欄に掲げる者が当該特定個人情報を提供するときとする。

別表第三

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
一　市教育委員会	▲▲料徴収条例による▲▲料の減免に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの

【出典】内閣官房「マイナンバー法第9条第2項及び第19条第9号の条例について」

参考16

特定個人情報保護評価の概要

特定個人情報保護評価とは

特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する国の行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するもの。

根拠法令等

番号法第２６条・第２７条
特定個人情報保護評価に関する規則（平成２６年４月１８日公布、４月２０日施行）
特定個人情報保護評価指針（平成２６年４月１８日公表、４月２０日適用）

評価の目的

- ○ 番号制度に対する懸念（国家による個人情報の一元管理、特定個人情報の不正追跡・突合、財産その他の被害等）を踏まえた制度上の保護措置の一つ
- ○ 事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び国民・住民の信頼の確保を目的とする。

評価の実施主体

① 国の行政機関の長
② 地方公共団体の長その他の機関
③ 独立行政法人等
④ 地方独立行政法人
⑤ 地方公共団体情報システム機構（平成26年4月1日設置）
⑥ 情報提供ネットワークを使用した情報連携を行う事業者（健康保険組合等）

上記のうち、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者は、特定個人情報保護評価を実施することが原則義務付けられる。

評価の対象

- ○ 特定個人情報保護評価の対象は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務。
- ○ ただし、職員の人事、給与等に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務、手作業処理用ファイル（紙ファイルなど）のみを取り扱う事務、対象人数の総数が1,000人未満の事務等については特定個人情報保護評価 の実施が義務付けられない。

特定個人情報保護評価の流れ

出典：平成26年度社会保障・税番号制度担当者説明会資料

参考17

実施手続

特定個人情報保護評価計画管理書

- ○ 特定個人情報保護評価を計画的に実施し、実施状況を適切に管理するために、最初の特定個人情報保護評価を実施する前に作成する。
- ○ 特定個人情報保護評価書を委員会へ提出する際に、併せて提出する。評価書の修正等があった場合は、その都度更新し、評価書と併せて提出する。

特定個人情報保護評価の実施

※ 対象人数が1,000人未満は特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

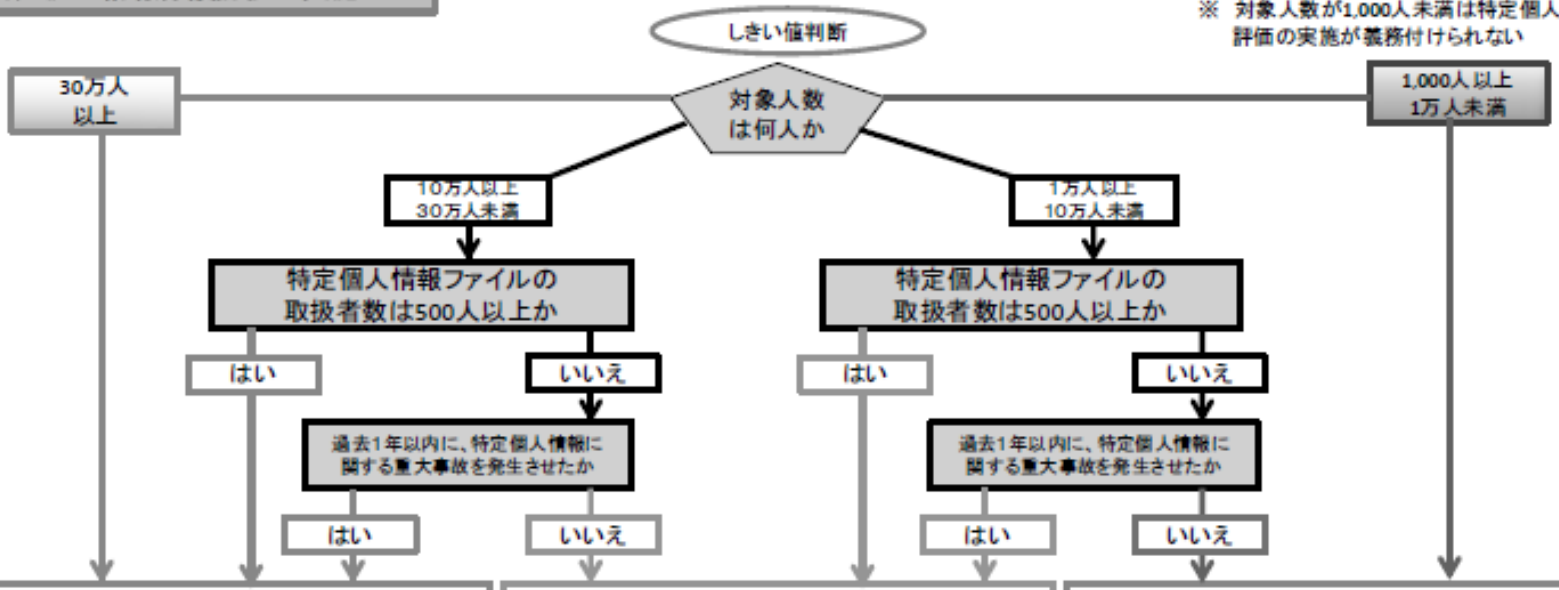

基礎項目評価＋全項目評価

- ○ 基礎項目評価書については、委員会に提出後、公表。
- ○ 行政機関等は全項目評価書について国民の意見聴取を実施し、委員会の承認を受けた後、公表。
- ○ 地方公共団体等は全項目評価書について住民等の意見聴取を実施し、第三者点検を行った後、公表

基礎項目評価＋重点項目評価

- ○ 委員会に基礎項目評価書及び重点項目評価書を提出後、公表。

基礎項目評価

- ○ 委員会に基礎項目評価書を提出後、公表。

実施後に必要となる手続

- ○ 重要な変更を加えようとするとき、特定個人情報に関する重大事故の発生等によりしきい値判断の結果が変わり新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断されたときは、特定個人情報保護評価を再実施。
- ○ 上記以外の変更が生じたときは、評価書を修正・公表。
- ○ 少なくとも1年に1回は特定個人情報保護評価書の見直しを行うよう努める。
- ○ 一定期間（5年）経過前に特定個人情報保護評価の再実施を行うよう努める。

出典：平成26年度社会保障・税番号制度担当者説明会資料

参考18

全項目評価の実施フロー

全項目評価

記載事項

Ⅰ　基本情報
Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要
　1. 名称　2. 基本情報　3. 特定個人情報の入手・使用
　4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
　5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）
　6. 特定個人情報の保管・消去　7. 備考
Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
　1. 特定個人情報ファイル名
　2. 特定個人情報の入手
　（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）
　3. 特定個人情報の使用
　4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
　5. 特定個人情報の提供・移転
　（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）
　6. 情報提供ネットワークシステムとの接続
　7. 特定個人情報の保管・消去
Ⅳ　その他のリスク対策
　1. 監査　2. 従業者に対する教育・啓発
　3. その他のリスク対策
Ⅴ　開示請求、問合せ
　1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求
　2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ
Ⅵ　評価実施手続

全項目評価実施フロー

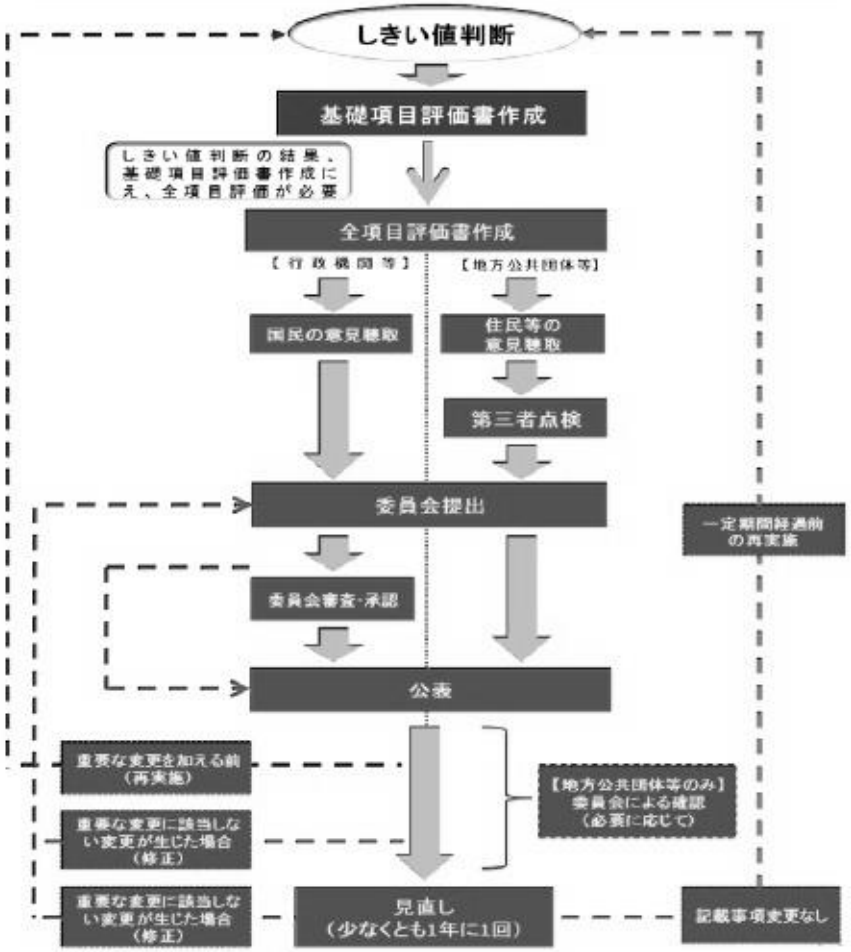

【出典】特定個人情報保護委員会事務局
「特定個人情報保護評価の概要」（H26.6）

実施時期①

1. 新規保有時

○ **特定個人情報ファイル**を**保有する前**に、特定個人情報保護評価を実施しなければならない。（特定個人情報保護評価の実施とは**評価書の公表**までを指す。）　※ 災害発生時の対応等の場合は、保有後可及的速やかに実施。

（1）システム用ファイルを保有しようとする場合の実施時期

ア　通常の場合

・システムの要件定義の終了までに実施することを原則とするが、**評価実施機関の判断で、プログラミングの開始前の適切な時期**に、特定個人情報保護評価を実施することができる。

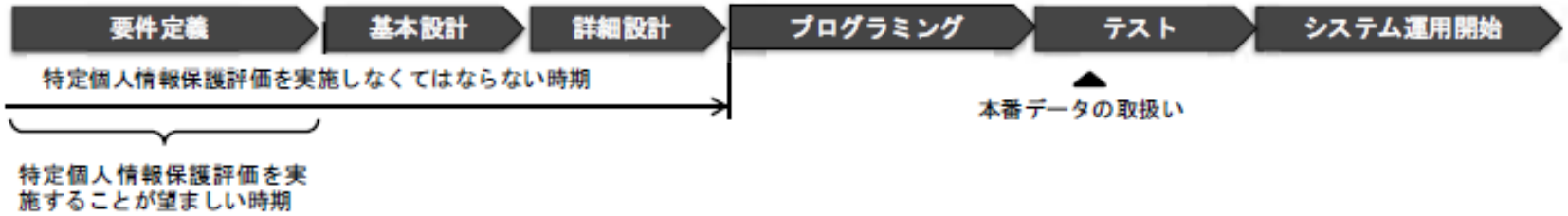

イ　委員会による承認が必要な特定個人情報保護評価の場合

・システムの要件定義の終了までに実施することを原則とするが、要件定義の終了までに実施することが困難な場合は、**委員会とあらかじめ協議の上**、実施時期を決定することができる。

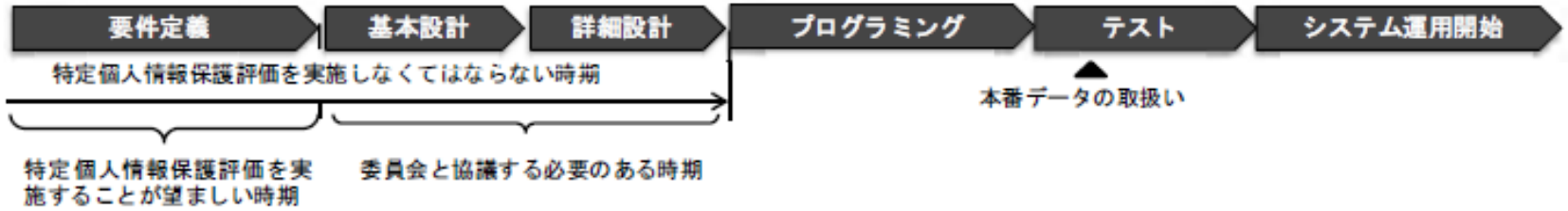

出典：平成26年度社会保障・税番号制度担当者説明会資料

実施時期②

ウ　経過措置

・指針の適用の日（平成26年4月20日）から6月を超えない範囲でシステムの開発におけるプログラミングを開始する場合は、プログラミング開始後、特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を実施することができる。

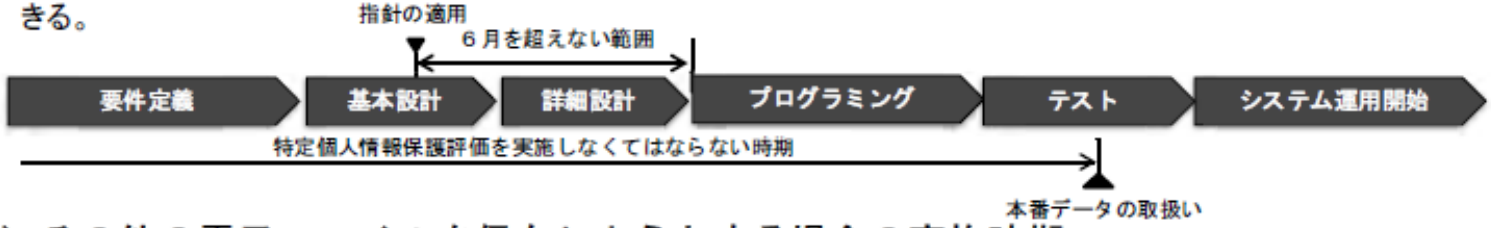

（２）その他の電子ファイルを保有しようとする場合の実施時期

・システム用ファイル以外の電子ファイルについては、事務処理の検討段階で特定情報保護評価を実施する。

（３）パッケージシステムを適用する場合の実施時期

ア　ノンカスタマイズの場合

・システムへの適用を実施する前までに特定個人情報保護評価を実施する。

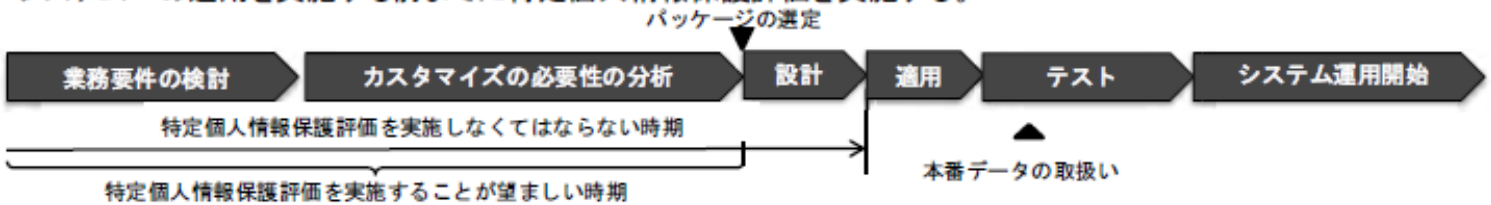

イ　カスタマイズの場合

・カスタマイズ開発を実施する前までに特定個人情報保護評価を実施する。

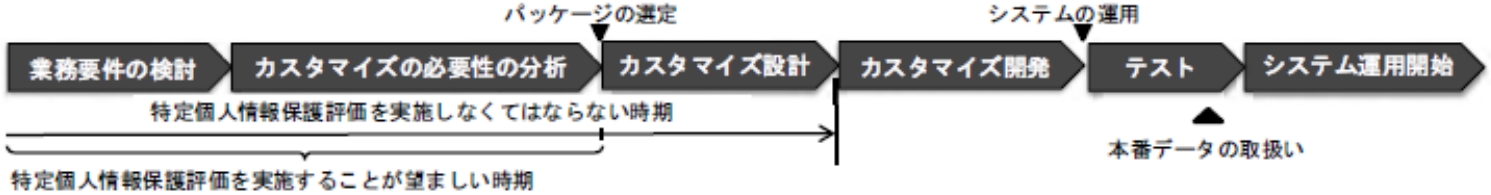

出典：平成26年度社会保障・税番号制度担当者説明会資料

JISQ 15001の活用

特定個人情報保護評価の評価書との対応

JIPDEC

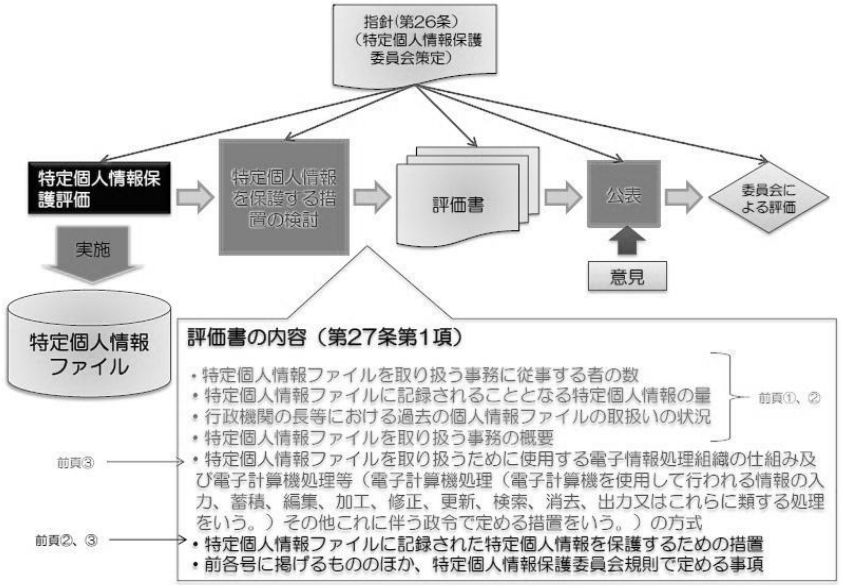

【参考】「全項目評価」の記載事項とJISの要求事項照合結果の一部

JIPDEC

■ プライバシー評価は、非常に難しく、また政府からもガイドラインなどが出ていないため、プライバシーに配慮しつつ、JISQ15001を援用した評価を行う

情報保護評価（全項目評価）報告書記載事項（案）	JIS Q 15001：2006
5.保有する番号個人情報ファイル	3.3.1 個人情報の特定 3.3.2 法令、国が定める指針その他の規範
5-1.番号個人情報ファイルの概要	
5-2. 目的との整合性	3.4.2.1 利用目的の特定
5-3.マイナンバーを収集する理由	
6.番号個人情報の収集方法	3.4.2.2 適正な取得
6-1.収集方法	
6-2.代替収集方法の有無	
6-3.利用目的の明示	3.4.2.4 本人から直接書面によって取得する場合の措置
6-4.（番号）個人情報の転用	3.4.2.5 個人情報を3.4.2.4以外の方法によって取得した場合の措置
7.番号個人情報ファイルの利用方法	3.4.2.1 利用目的の特定 3.4.2.4 本人から直接書面によって取得する場合の措置 3.4.2.5 個人情報を3.4.2.4以外の方法によって取得した場合の措置 3.4.2.6 利用に関する措置
7-1.利用方法	
7-2.情報の統合（データマッチング）・情報の解析（データマイニング）	
7-3.目的との整合性	
7-4.目的外利用	
7-5.権利利益に影響を与えうる決定	
7-6.閲覧・更新者の制限	

【出典】一般財団法人日本情報経済社会推進協議会「特定個人情報保護評価（PIA）の対応について」（H25年9月）

H 広報

市民への広報 ～番号カード交付

担当部門	市民サービス課、業務改革推進課
実施内容	番号制度について市民の理解を深めるとともに、番号カードへの申請を促す。
重要事項	• 広報活動 • 交付事務 • カード利活用

検討フロー①

Copyright (c) City of Chiba All rights reserved.

「H.市民への広報～番号カード交付」の検討フローは、以下のステップを想定しています。
カードの発行については、制度開始前の準備作業と開始後の事務の両方について検討します。

H-1	カードの発行に関する事務の準備計画策定	H-2	番号カード交付事務体制整備	H-3	市民への番号制度広報
目　的	カード発行に関する事務のうち、自治体が行うべき事務を明確にする。	目　的	番号カードの申請補助や交付に係る処理体制を整備する。	目　的	番号制度について市民の理解を深め、番号カード申請を促す。
方　法	番号制度にかかる調査報告書やガイドラインを確認し、実施体制・スケジュール・予算を決定する。	方　法	番号カードの円滑な申請や交付方法について国と協議・確認したうえで、業務フローに具体化する。	方　法	制度のメリットをアピールする広報や番号カード申請を容易にするイベントを企画する。
重　点 項　目	・市が管理すべき個人番号カード ・実施体制、スケジュール、予算	重　点 項　目	申請方法、交付方法	重　点 項　目	市民への周知
資　料	・地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン2章（第1節住民基本台帳システムの構築に係るガイドライン） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（第17条～第18条）	資　料	・地方公共団体における番号制度の導入ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ（25.8） ・機構への一括委託について（26.4）	資　料	・マイナンバー社会保障・税番号制度概要資料（26.6） ・機構への一括委託について（26.4）
作成物	・カードの発行に関する事務の実施計画	作成物	申請受付・交付業務フロー	作成物	広報案、イベント案

検討フロー②

Copyright (c) City of Chiba All rights reserved.

「H.市民への広報～番号カード交付」の検討フローは、以下のステップを想定しています。
カードの発行については、制度開始前の準備作業と開始後の事務の両方について検討します。

H-4	カードの発行に関する初期の事務
目　的	個人番号を市民に一斉通知する。（通知カード）
方　法	地方公共団体情報システム機構に依頼して通知カードを市民へ一斉に送付する。
重　点 項　目	• 通知カードの送付先情報作成 • 住民記録システムの改修
資　料	• 地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン2章（第1節住民基本台帳システムの構築に係るガイドライン • 通知カードの発行に関する業務フロー • 国の番号制度に関するスケジュール
作成物	• 作業項目

H-5	番号カード交付
目　的	市民が円滑に番号カード申請や受領ができるようサービスを提供する。
方　法	番号カードの申請補助や交付などサービスを市民に提供する。
重　点 項　目	申請補助業務、交付窓口
資　料	機構への一括委託について（26.4）
作成物	番号カード交付マニュアル

H-6	カードの発行に関する継続的な事務
目　的	個人番号カードを交付する。 個人番号を通知する。
方　法	市民の手続きに基づいて、個人番号カードを交付する。異動情報を基に、個人番号を通知する。
重　点 項　目	• 個人番号カードの管理と交付 • 住民記録システムの運用
資　料	• 地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン2章（第1節住民基本台帳システムの構築に係るガイドライン • 個人番号カードの発行に関する業務フロー • 通知カードの発行に関する業務フロー • 国の番号制度に関するスケジュール
作成物	• 事務マニュアル

H 広報　市民への制度案内

Copyright (c) City of Chiba All rights reserved.

政府コールセンター開設に合わせて、市民への制度案内を開始しました。当面はホームページと広報誌を活用しますが、イベントや説明会等の開催についても今後検討します。

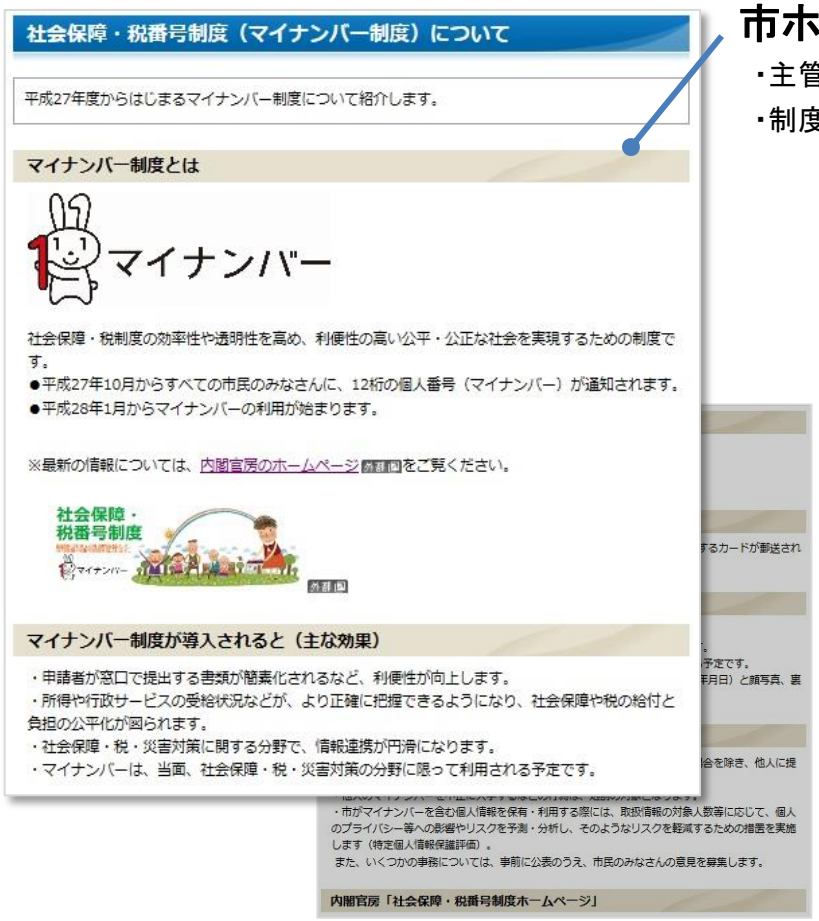

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について

平成27年度からはじまるマイナンバー制度について紹介します。

マイナンバー制度とは

マイナンバー

社会保障・税制度の効率性や透明性を高め、利便性の高い公平・公正な社会を実現するための制度です。

●平成27年10月からすべての市民のみなさんに、12桁の個人番号（マイナンバー）が通知されます。

●平成28年1月からマイナンバーの利用が始まります。

※最新の情報については、内閣官房のホームページ をご覧ください。

社会保障・税番号制度

マイナンバー制度が導入されると（主な効果）

・申請者が窓口で提出する書類が簡素化されるなど、利便性が向上します。

・所得や行政サービスの受給状況などが、より正確に把握できるようになり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られます。

・社会保障・税・災害対策に関する分野で、情報連携が円滑になります。

・マイナンバーは、当面、社会保障・税・災害対策の分野に限って利用される予定です。

・市がマイナンバーを含む個人情報を保有・利用する際には、取扱情報の対象人数等に応じて、個人のプライバシー等への影響やリスクを予測・分析し、そのようなリスクを軽減するための措置を実施します（特定個人情報保護評価）。

また、いくつかの事務については、事前に公表のうえ、市民のみなさんの意見を募集します。

内閣官房「社会保障・税番号制度ホームページ」

市ホームページへの掲載（H26年10月1日～）

・主管部門（業務改革推進課）が開設

・制度概要、番号通知やカード申請、個人情報保護について概要を掲載

市広報誌への掲載（H26年11月1日）

・「ちば市政だより」に掲載（1/3面使用）

・制度概要、番号通知やカード申請、個人情報保護について概要を掲載

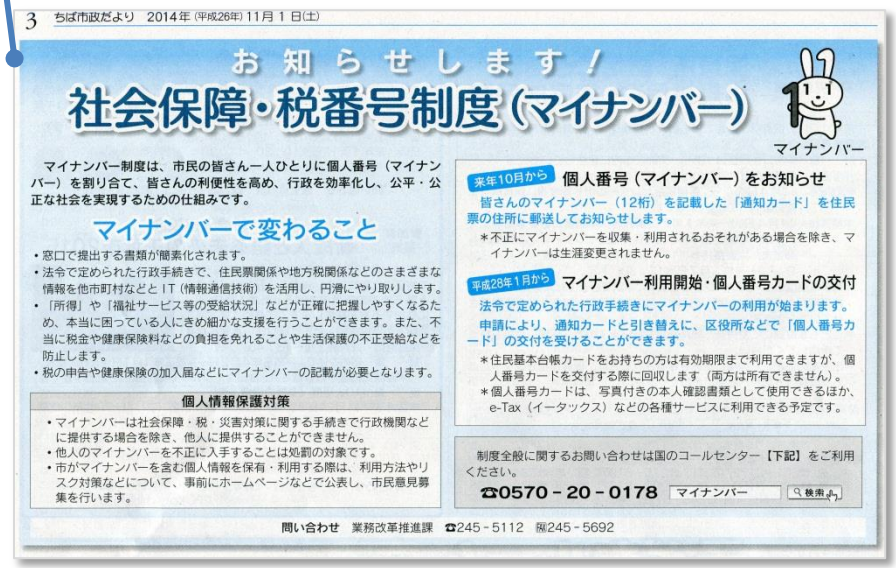

3　ちば市政だより　2014年（平成26年）11月1日（土）

お知らせします！

社会保障・税番号制度（マイナンバー）

マイナンバー

マイナンバー制度は、市民の皆さん一人ひとりに個人番号（マイナンバー）を割り合て、皆さんの利便性を高め、行政を効率化し、公平・公正な社会を実現するための仕組みです。

マイナンバーで変わること

・窓口で提出する書類が簡素化されます。

・法令で定められた行政手続きで、住民票関係や地方税関係などのさまざまな情報を他市町村などとIT（情報通信技術）を活用し、円滑にやり取りします。

・「所得」や「福祉サービス等の受給状況」などが正確に把握しやすくなるため、本当に困っている人にきめ細かな支援を行うことができます。また、不当に税金や健康保険料などの負担を免れることや生活保護の不正受給などを防止します。

・税の申告や健康保険の加入届などにマイナンバーの記載が必要となります。

個人情報保護対策

・マイナンバーは社会保障・税・災害対策に関する手続きで行政機関などに提供する場合を除き、他人に提供することができません。

・他人のマイナンバーを不正に入手することは処罰の対象です。

・市がマイナンバーを含む個人情報を保有・利用する際は、利用方法やリスク対策などについて、事前にホームページなどで公表し、市民意見募集を行います。

来年10月から　個人番号（マイナンバー）をお知らせ

皆さんのマイナンバー（12桁）を記載した「通知カード」を住民票の住所に郵送してお知らせします。

＊不正にマイナンバーを収集・利用されるおそれがある場合を除き、マイナンバーは生涯変更されません。

平成28年1月から　マイナンバー利用開始・個人番号カードの交付

法令で定められた行政手続きにマイナンバーの利用が始まります。

申請により、通知カードと引き替えに、区役所などで「個人番号カード」の交付を受けることができます。

＊住民基本台帳カードをお持ちの方は有効期限まで利用できますが、個人番号カードを交付する際に回収します（両方は所有できません）。

＊個人番号カードは、写真付きの本人確認書類として使用できるほか、e-Tax（イータックス）などの各種サービスに利用できる予定です。

制度全般に関するお問い合わせは国のコールセンター【下記】をご利用ください。

☎0570－20－0178　マイナンバー　検索

問い合わせ　業務改革推進課　☎245－5112　FAX245－5692

http://www.city.chiba.jp/somu/joho/kaikaku/mynumber26.html

H 広報 【千葉市の提案】個人番号カードの交付

国の想定する方式

＜交付時来庁方式＞ 市民は、カードを受取る際、自治体の窓口を訪問する。

課　題

A. 勧奨の不足
申請は市民の自発性に委ねられており（②、③）、自治体からの勧奨が困難。

B. 不慣れな申請
多くの市民は、国に申請した経験が無い上、自分自身で記入しなければならない（②、③）。

C. 移動の負担
写真撮影（②）やカードを受取るための市役所訪問（⑤）など移動の負担が大きい。

D. 申請書の紛失
送付（①）からしばらく経過すると、申請書式を紛失する。

カードの申請が進まない恐れ

千葉市が提案する方式

＜申請時来庁方式＞ 市民が自治体の窓口を訪問した際、申請を促す。

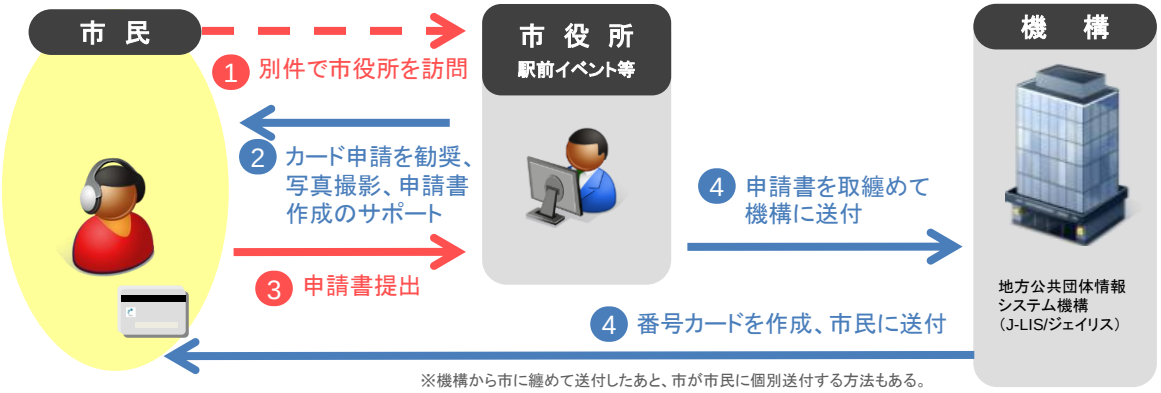

※機構から市に纏めて送付したあと、市が市民に個別送付する方法もある。

当 方 式 の メ リ ッ ト

A. 移動の負担減
転入などの手続きで既に市役所を訪問している市民に手続きを促す（①）。

B. 勧奨イベントが可能
公共施設や駅等でのカード申請イベントを実施することができる（①、②）。

C. 申請書作成のサポート
窓口で写真撮影を行い、申請書の記入も窓口がサポートする（②）。

D. 民間で馴染みのある方式
カード発行のプロセスが、銀行カードの発行など民間サービスで馴染みのある方式。

市役所からプロモーション可能に

カード申請への勧奨のために、既存の自治体カードの廃止やカード所有へのメリット（ポイント、サービス）を提供する予定です。

広報活動（国）

Copyright (c) City of Chiba All rights reserved.

＜マイナンバーの広報用ロゴマーク＞

・公表：H26.5.30
・愛称募集：H26.6.20～7.21
「マイナちゃん」に決定（H26.8.29）

マイナンバー導入に向けた周知・広報について

マイナンバーの広報について

○　番号制度の広報については、内閣府番号制度担当室を中心として、関係省庁が協力して、平成２７年１０月の番号通知や平成２８年１月の番号利用開始に向けて、効果的に実施していくことにしている。

○　内閣府番号制度担当室では、従来からのホームページによる情報提供や地方公共団体への説明会などに加え、平成２６年度は、①ポスターの作成、②コールセンターの開設、③外国人向け広報、④視覚障害者向け広報を実施する予定である（詳細は次頁を参照）。

○　平成２７年度の広報については、現在、政府内で検討している。今後、地方公共団体に対して、地方財政措置を検討するための調査を行う予定である。

地方公共団体にお願いしたいこと

1．国が実施する広報への協力
（1）ロゴマークを資料やホームページなどで活用すること（詳細は次々頁を参照）。
（2）内閣府で作成し、配布するポスターを住民の目に触れやすい場所に掲示すること。
（3）コールセンター（電話番号は決まり次第公表）や外国人向け広報を周知すること。
（4）内閣府で作成し、配布する視覚障害者向け広報資料を活用すること。

2．独自に実施する広報
（1）広報誌やホームページなど住民と接する様々な手段を活用し、広報を行うこと。
（2）説明会を開催するなどして、管内の関係団体や事業者への周知を図ること。
＊　一般国民向けの広報資料をマイナンバーのホームページに掲載しているので、適宜活用されたい。

1

平成26年度に内閣府で実施予定のマイナンバーに関する広報

			H26年度	H27年度	H28年度
・ホームページ、Twitter等による周知・広報			随時更新		
平成26年度から新たに取り組む広報	ポスターの掲示	・マイナンバーの周知ポスターを製作 ・市区町村、税務署、年金事務所等の公的施設に掲示	秋頃	平成27年10月 マイナンバーの付番・通知	平成28年1月 マイナンバーの利用開始
	コールセンターの開設	・国民や民間事業者の問合せにワンストップで対応するコールセンターを平成２６年１０月（マイナンバーの付番・通知の１年前）に開設予定 ・聴覚障害者向けに電話以外の問合せ手段を検討	10月予定		平成29年1月 マイ・ポータルの運用開始
	外国人向け広報	・英中韓西葡の５か国語のホームページを新設し、翻訳資料を随時掲載 ・在外公館や入管に周知への協力要請	随時実施		
	視覚障害者向け広報	・点字や拡大文字のパンフレット、音声ＣＤ（デイジー）を製作 ・視覚障害者団体、特別支援学校、点字図書館、地方公共団体等を通じた配布・閲覧を実施	秋頃		

【出典】内閣官房「番号制度の広報について」（H26.6）

参考23　住基カード、個人番号カード、通知カードの比較

	住民基本台帳カード	個人番号カード	通知カード
1　様式	or ○住民票コードの券面記載なし ○顔写真は選択制	 表面（案）　裏面（案） ○個人番号を券面に記載（裏面に記載する方向で検討） ○顔写真を券面に記載	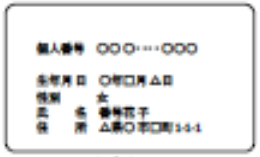 （案） ○個人番号を券面に記載 ○顔写真なし
2　作成・交付	○即日交付又は窓口に2回来庁 ○人口3万人未満は委託可能 ○手数料：1000円が主（電子証明書を搭載した場合） ○交付事務は自治事務	○通知カードとあわせて個人番号カードの交付申請書を送付し、申請は郵送で受け付けるため、市町村窓口へは1回来庁のみ（顔写真確認等）を想定 ○全市町村が共同で委任することを想定。民間事業者の活用も視野 ○手数料：今後検討 ○交付事務は法定受託事務	○全国民に郵送で送付するため、来庁の必要なし。 ○全市町村が共同で委任することを想定。民間事業者の活用も視野 ○手数料：なし ○交付事務は法定受託事務
3　利便性	○身分証明書としての利用が中心	○身分証明書としての利用 ○個人番号を確認する場面での利用（就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等） ○市町村、都道府県、行政機関等による付加サービスの利用 ○電子証明書による民間部門を含めた電子申請・取引等における利用	○個人番号カードの交付を受けるまでの間、行政機関の窓口等で個人番号の提供を求められた際に利用可能 （番号法に基づく本人確認のためには、通知カードのほか主務省令で定める書類の提示が必要。）

出典：平成26年度社会保障・税番号制度担当者説明会資料

参考24 番号カードの3つの利用箇所について

個人番号カードの表面（案）

個人番号カードの裏面（案）

個人番号カードのICチップ内の構成

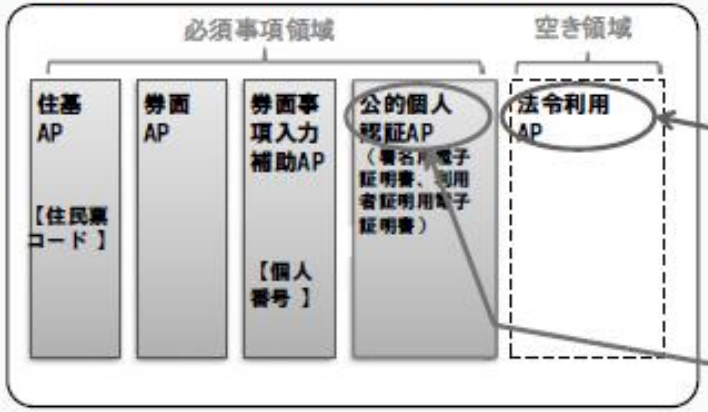

(1)個人番号

社会保障、税又は災害対策分野における法定事務（番号法別表第一に定める事務）において利用。

また、地方公共団体においては、この他類する事務で条例で定める事務に利用可能。

(2)ICチップの空き領域

市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は総務大臣の定めるところにより利用可能。

- 印鑑登録証
- 証明書自動交付機
- 公共施設予約
- コンビニ交付
- 図書館利用
- 地域の買い物ポイント　等

(3)電子証明書

行政機関等（e-TAX、マイポータル（予定））の他、新たに総務大臣が認める民間事業者も活用可能に。

イメージ：金融機関におけるインターネットバンキング、インターネットショッピング等

出典：平成26年度社会保障・税番号制度担当者説明会資料

【課題】主な留意点・課題①

Copyright (c) City of Chiba All rights reserved.

	課題・留意点名称	分野	内容	該当作業群 A	B	C	D	E	F	G	H	対策
1	庁内情報システム構成と今後の開発指針	方針 技術	各課が独自に対応するのではなく、全体方針（番号の活用、システム構成）に基づいた検討が必要。	●	●	●		●	▲			庁内検討
2	番号利用の整理	方針	住民基本台帳システムで利用する「住基コード」、宛名システムで利用する「宛名コード」及び「共通番号」の利用シーンを明確にすることが必要。	▲	▲	▲		●	●			庁内検討
3	保有情報（既存）のデータクレンジング	技術	既存の情報を個人番号に連携させるために必要となるデータの整理整頓。統合宛名DBのクレンジング（名寄せ）、税務システムの住登外者の初期突合。		●	●						庁内検討 ベンダ確認
4	連係情報の確認	仕様 日程	中間サーバに収納するデータの詳細（項目・データ形式・更新頻度）の確認。			●		●		●		国への確認 ベンダ確認
5	業務システムにおける個人番号保有の有無	仕様	業務システムのうち、税務システムはシステム内（システムのDB）に個人番号を保有した方が良いと考えられているが、他のシステムについては検討が進んでいない。		▲	●	▲					国への確認 庁内検討
6	特定個人情報保護評価（PIA）の実施方法	技術	新審議会への諮問・答申は必ずしも必要ではなくなったが、自治体において全項目評価の厳格な実施を担保するための第三者点検の実施方法の確立。							●		国への確認 庁内検討
7	業務システム改修のスケジュール	仕様 日程	関係する業務システムをH26年度に改修しなければならないが、業務見直し、システム要件等前提作業が間に合わない。			●		●				庁内検討 ベンダ確認
8	番号制度の開始日程とシステム更新時期	日程 費用	更新時期を調整しないと旧システムの改修（短期間使うため）と新システムの導入の両方に番号制度対応のコストが必要となる。移行期間があれば状況は緩和される。			●						国への確認 庁内検討

【課題】主な留意点・課題②

Copyright (c) City of Chiba All rights reserved.

	課題・留意点名称	分　野	内　容	該当作業群 A	B	C	D	E	F	G	H	対　策
9	中間サーバの調達	仕　様	中間サーバ調達における役割分担（国＝ソフト、自治体＝ハード）について方針が定まっていない。		●							国への確認
10	予算編成に向けた見積り取得	予　算	番号制度に対応するための予算（システム改修、コンサルティング）を算出しなければならないが、情報が少なく参考となる見積りが取得できない。		▲	●	▲	▲				庁内検討 ベンダ確認
11	独自活用事務の検討	制　度 サービス	独自サービスについてコアな領域では活用が限定されると考えられる。また、独自サービスが制度上可能かどうか確認方法が曖昧。	●	●				●	●	▲	庁内検討 国への確認
12	マイ・ポータルの活用方法	仕　様 サービス	マイ・ポータルは、住民への新たな連絡チャネルとして活用できる可能性があるが、内容（機能・サービス）があまり開示されていない。			●			●		▲	国への確認 庁内検討
13	番号通知後からカード交付までの市民対応	サービス	番号通知後から、問合せ、カード交付にかかる窓口での業務フローの確認。マニュアル化の検討。			●					●	庁内検討 国への確認
14	番号制度の市民への広報 個人番号カードの普及	仕　様 サービス	番号制度への市民の理解促進。 番号カードを広く普及させる方法。発行のプロセス、IC空領域の活用等。			●			●		●	庁内検討 国への確認
15	H26年度以降の庁内体制	組　織	各業務所管課にて対応人員が必要となるほか、全庁的な取りまとめの部署にはPMO機能が求められる。また、運用段階でのシステム所管。		▲	▲	▲	▲	▲		▲	庁内検討
16	条例改正とタイミング	制　度	業務やルールの変更、新サービス開始に伴う条例改正の有無とそのタイミング。						▲	●	●	庁内検討

国の予算措置

番号制度構築に係る地方公共団体の関係システム整備への支援（総務省要求分）

■国庫補助の対象

・ 番号制度の導入に係る地方公共団体のシステム整備（下記システム）のうち、直接的に番号制度の導入に係る経費を対象として、平成26年度から平成28年度にかけて国庫補助金を措置

（単位：億円）

項目		H26	
		事業費	国庫補助金
住基システム	補助率 10/10	123.5	123.5
税務システム	補助率 2/3	190.2	126.8
中間サーバー整備（ハードウェア）	補助率 10/10	19.7	19.7
団体内統合宛名システム等	補助率 10/10	41.3	41.3
合計		374.7	311.3

■国庫補助率

・ 住基システム改修 ： 補助率＝10/10

・ 税務システム改修 ： 補助率＝2/3

（当該システムを使用する庁内業務に係る個人番号の利用等に相当するものとして事業費の1/3）

・ 中間サーバー整備（ハードウェア）及び団体内統合宛名システム等 ： 補助率＝10/10

■税務システムの国庫裏負担分（1/3）については、普通交付税及び特別交付税措置。
また、上記システム整備に伴い生ずるランニング経費については、地方財政措置。

番号制度構築に係る地方公共団体の関係システム整備への支援（厚生労働省要求分）

■ 国庫補助の対象

番号制度の導入に係る地方公共団体のシステム整備（下記システム）について、平成26年度から平成28年度にかけて国庫補助を措置。

（単位：億円）

項目		H26
社会保障システム（国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療、障害者福祉、児童福祉、生活保護、介護保険、健康管理）	事業費	271.1
	国庫補助	185.3

■ 国庫補助率

・補助率＝ 2/3 ： 国民健康保険、後期高齢者医療（市町村分※）、障害者福祉（特別児童扶養手当を除く）、児童福祉、生活保護、介護保険、健康管理

※後期高齢者医療広域連合については別途国庫補助を実施。

・補助率＝10/10 ： 国民年金、特別児童扶養手当

■ 社会保障システムの地方負担分（1/3）については、普通交付税及び特別交付税措置。

【出典】総務省当面の地方行政の課題」

国の予算措置（まとめ）

※各省資料を基に千葉市が作成

	総　務　省	厚生労働省
H26の2次、3次、4次交付	なし	あり
H26補正への対応	何月補正でも1次交付対応	6月補正で2次交付、9月補正で3次交付、12月補正で4次交付対応
補助金要望額の特定（算定根拠）	必要。ただし、H26は交付決定後の金額変更可、H27は未定も可	不要
申請・交付年度の考え方	単年度申請→単年度交付	単年度申請→単年度交付
複数年契約・繰越明許	不可	可能
交付決定前の契約	不可	可能
想定事業費のH26相当分の考え方	H26申請時のみ交付 （次年度繰越なし）	国予算の繰越がある場合はH27申請時の交付の可能性もあり ※H26. 4. 23付追加調査に基づき、各自治体の想定事業費及び補助見込額を算定したため、H26申請が出来ない場合であっても当該補助金は繰越対象（H27年度予算により26年度分を含む一括申請が可能）

＜課　題＞

① 総務省は2次交付を予定していないため、今回の事前申請でH26補正対応の判断が必要
　※ 厚労省は3次交付対応として7月中にH26．9月補正判断、4次交付対応として9月中にH26．12月補正判断が必要

② 総務省は債務負担等による複数年契約による改修が認められないため、番号制度対応部分の単年度契約の検討が必要

③ 総務省、想定事業費のH26相当分を確実に確保するためには、H26申請が必要

【課題】検討・確認方法

Copyright (c) City of Chiba All rights reserved.

	確認・検討要素	主 な 対 象	方 法	状 況	方針・備考
1	前提条件（仕様）の確認	• 法律で定める制度要件 • 政省令で定める業務用件 • 情報通信のしくみに係る技術要件	• 業務所管課から省庁に確認 • 取り纏めて国との協議の場で確認	• 分野により国からの要件の開示にばらつき • 技術要件が遅れる傾向	• 開示を求める項目を具体的なリストにして、国に開示を要望する。
2	業務分野対応策の検討	• 番号事務（別表1）における具体的な事務の変更（業務フロー、書式、業務システム）	• 業務所管課にて検討 • 近隣自治体との共同検討	• 自治体の取り組むべき課題は類似する傾向 • 広域検討の枠組みを検討中	• 全庁検討体制を立ち上げると共に、各所管課での取組みを促す。 • 広域検討についてた自治体と協議。
3	独自サービスの検討	• 条例による番号を利用した自治体独自のサービス（サービスモデル、業務、体制、情報インフラ、条例）	• 業務改革推進課（情報政策及び行革を担当する部署）にて検討	• コアな領域での活用には種々の制約がある • 制度導入にあわせた周辺分野に活用可能性が高い	• 全庁検討体制にて検討会議体を上位に位置づける。 • 上位会議体を承認機関ではなく検討の場とする。
4	技術分野対応策の検討	• 庁内情報システムのなかの番号関連システムの位置づけ • 新規構築システム（中間サーバ等）、既存システムの改修 • 番号制度準備作業（データ等）	• 全体方針は情報システム課で検討 • 技術面についてはITベンダーと検討	• 利用可能な技術や価格見積りについては、上記1～3の情報が必要だが開示・検討が遅れている	• 他の事例（自治体合併時のシステム統合）や業界（金融業会のデータクレンジング）の情報を参考にして検討を開始する。

【課題】国との情報確認・協議

Copyright (c) City of Chiba All rights reserved.

千葉市が委員として参加する国との意見交換の場（1）

	会議体名称	調　整	構　成　委　員	検　討　事　項
1	マイナンバー制度に関する国と地方公共団体の推進連絡協議会	内閣官房	＜国＞ 内閣官房、総務省、厚生労働省 ＜県＞ 新潟県、長野県、徳島県、高知県、佐賀県 ＜市＞ 多久市、三鷹市、川口市、千葉市、大阪狭山市、高松市 ＜町村＞ 秋田県井川町、神奈川県町村情報システム共同事業組合	・番号法別表第1及び第2に基づく主務省令の内容 ・番号法第9条第2項に基づく地方公共団体が独自に条例で定める事務 ・制度の周知・啓発その他　等 主務省令（案）
2	地方公共団体における番号制度の活用に関する研究会	総務省	＜識者＞ 東京大学 須藤教授、東京工業大学 小尾准教授、筑波大学 石井准教授、東京大学高齢社会総合研究機構 井堀特任研究員 ＜国＞ 内閣官房、総務省、厚生労働省 ＜県＞ 徳島県、岐阜県 ＜市＞ 川口市、千葉市、三鷹市、新潟市、多久市 ＜町村＞ 秋田県井川町、神奈川県町村情報システム共同事業組合 ＜他＞ 地方自治情報センター	・番号制度の導入に伴い想定される地方公共団体の事務の見直し ・事務の見直しの推進に向けた体制のあり方 ・番号制度の導入に伴うシステム改修等の対応 ・番号制度を活用した窓口事務その他の業務改善 ・番号制度導入に伴う個人情報保護条例・情報セキュリティ対策の見直し ・条例による番号制度の独自利用の検討 ・住民への周知・広報 ・その他地方公共団体に関する事項 番号制度導入ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ（案）

【課題】国との情報確認・協議

Copyright (c) City of Chiba All rights reserved.

千葉市が委員として参加する国との意見交換の場（2）

	会議体名称	調　整	構　成　委　員	検　討　事　項
3	地方公共団体における中間サーバー・ソフトウェアの設計・開発に係る実務者懇談会	総務省	＜国＞ 内閣官房、総務省、厚生労働省 ＜県＞ 徳島県 ＜市＞ 千葉市、三鷹市 ＜町村＞ 埼玉県町村会、長泉町 ＜他＞ 地方公共団体情報システム機構	・中間サーバー・ソフトウェアの設計・開発状況 ・中間サーバー・ソフトウェアの業務フロー ・中間サーバー・ソフトウェアの画面イメージ　等 システム方式設計書（案）
4	法人番号等の民間事業者における利活用に関する意見交換会	経済産業省	＜識者＞ 東京工科大学 手塚教授、中央大学 森信教授 ＜国＞ 経済産業省、内閣官房、国税庁 ＜企業＞ 東京商エリサーチ、TKC、クロストラスト ＜NPO＞ （財）日本情報経済推進協会、（社）日本経済団体連合会、松本商工会議所 ＜市＞ 千葉市	・諸外国の状況 ・個人事業主や事業所への付番 ・企業情報の共有や更新 ・利活用事業案 ・利活用効果　　等 研究調査報告書（案）
5	特定個人情報保護ガイドライン検討会	特定個人情報保護委員会	＜県＞ 新潟県、岐阜県 ＜市＞ 川口市、千葉市 ＜町村＞ 井川町	・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン 特定個人情報保護ガイドライン（案）

【参考】国への要望

Copyright (c) City of Chiba All rights reserved.

H26.1.27に「マイナンバー制度に関する国と地方公共団体の推進連絡協議会」にて千葉市から国に要望

要望を受け、内閣官房社会保障改革担当室が一部機能を提供予定

（1）ホームページ等でのツールの提供

検討が進捗しているいくつかの自治体の作業実績をもとに、汎用的に利活用できるツール（書式やチェックリスト）を提供する。

＜ツール例＞
- 作業項目リスト（WBS）
- 国の調査報告書等の整理表（作業項目に応じた分類）
- 庁内調査票雛形
- 情報システム改修機能チェックリスト
- 業務フロー見直し項目チェックリスト
- 情報共有のための掲示板（質問や回答を投稿できる）

（2）ホームページ等での情報共有のしくみ

関係省庁や検討が進捗している自治体に、ホームページへの情報公開を促し、それらのURLをポータルサイトに集約する。検討中の情報など公開が困難な内容については、自治体に限定したポータルサイトを設置し、情報共有を図る。

＜共有すべき情報例＞
- 関係省庁の番号制度関連補助予算一覧（関係省庁へのURL）
- 自治体の番号制度対応計画（体制、日程、作業項目）
- 別表第一の利用事務、別表第二の特定個人情報の所管状況整理表
- 第9条第2項による独自利用の検討状況
- 特定個人情報保護評価の実施方法（第三者点検、市民意見聴取など）
- 自治体のシステム改修RFI
- 自治体のシステム改修調達仕様書
- 自治体のシステム調達実績（HPへのURL）

【参考】国から提供されるツール

Copyright (c) City of Chiba All rights reserved.

ツール名	所　管	事業名	内　　容
「社会保障・税番号制度」ポータルサイト	内閣官房	－	関係法令やガイドライン等、番号制度に係る情報を集約したポータルサイト。 http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/
地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン	総務省	－ （H25年8月26日）	第1章　地方公共団体における番号制度の活用について 第2章　番号制度に対応したシステム構築について 第3章　番号制度に対応した個人情報保護評価について（素案）
「番号制度対応ポータル」	APPLIC	－	①ロードマップや対応方針、②事例紹介、③情報交換用掲示板、④問合せ窓口 http://www.applic.or.jp/2013/tech/index_number.html
法定利用事務の標準的な業務プロセスフロー等	総務省	「バックオフィス連携による情報連携推進事業」 （ H24年度、H25年度）	地方自治体が他団体と情報連携を行う場合における標準的な業務プロセスフロー等を作成する。 ※ H24年度成果物は提供済み。H25年度成果物は主務省令と同時期に提供予定。
テクニカルサポート窓口	内閣官房	「情報提供ネットワークシステム等構築に係る工程管理支援」（H26年3月～）	工程管理支援受託者は、自治体からの問い合わせ（電話・FAX・電子メール）に対し、所管省庁等に確認をした上で、回答する。 ①制度関係、情報保護評価等問合せ ②システムに関する問い合わせ（システム仕様、設計内容、システム連携方法等） ③住基ネット関連、番号の利用・連携等問合せ ④地方公共団体問合せ（条例改正、窓口での対応問合せ等）
接続機関向け情報共有環境	内閣官房	「情報提供ネットワークシステム等構築に係る工程管理支援」（H26年3月～）	内閣官房が提供する各種資料をダウンロードできる環境を整備する。

デジタルPMO

参考 27

デジタルPMO https://cas.digital-pmo.go.jp/

デジタルPMO（番号制度に関する情報伝達のインフラ）

社会保障・税番号制度の運用開始に向け、国・地方自治体・各データ保有機関の連携を図るため、番号制度に関する情報共有を目的としたコミュニケーションツール「デジタルPMO」サイトを公開。

文書一括管理・公開機能

・ 情報保有機関が番号制度の導入推進において閲覧する各種文書を一括管理・公開し、番号制度に関する情報の集約を図る。

データ標準確認機能 ― 特定個人情報 ―

・ 複雑・膨大なデータ標準（特定個人情報詳細）を効率的に確認できるよう、各種視点（特定個人情報・手続き情報・照会者・提供者）で検索閲覧。

ＦＡＱ・問い合わせ機能

・ 「FAQ」と「テクニカルサポート」の連携により、情報保有機関からの問い合わせに対応。
・ 問い合わせ内容を分析、頻出質問への回答をFAQに反映させ、円滑な事業推進をサポート。

千葉市 ＩＣＴ